

令和6年第3回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9.	5	木	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・陳情			
	6	金	休 会			
	7	土	休 日			
	8	日	休 日			
	9	月	本会議（2日目） ・一般質問（6人）			
	10	火	本会議（3日目） ・総括質疑 常任委員会			
	11	水	休 会			
	12	木	休 会			
	13	金	休 会			
	14	土	休 日			
	15	日	休 日			
	16	月	休 日		敬老の日	
	17	火	休 会			
	18	水	休 会			
	19	木	休 会			
	20	金	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			
	21	土	休 日			
	22	日	休 日		秋分の日	
	23	月	休 日		振替休日	
	24	火	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	25	水	本会議（最終日） ・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 追加議案上程 ・ 報告 ・ 所管事務調査の件 ・ 議員派遣の件 ・ 閉会中の継続審査、調査の件 ・ 閉会			

令和6年第3回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和6年 9月 5日

閉会 令和6年 9月25日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案50	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（令和6年度さつま町一般会計補正予算（第3号））	R6.9.5	R6.9.5	承認	—
51	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃	〃	原案可決	—
52	さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について	〃	R6.9.25	〃	総務厚生
53	さつま町国民健康保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
54	さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
55	さつま町うましき里きららの楽校条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
56	令和6年度さつま町一般会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	2委員会
57	令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	総務厚生
58	令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	文教経済
59	令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	総務厚生
60	さつま町固定資産評価員の選任について	〃	R6.9.5	同意	—
61	鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	〃	〃	原案可決	—
62	さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	R6.9.25	R6.9.25	〃	—
63	さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	—
64	訴えの提起について	〃	〃	可決	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 65	訴えの提起について	R6. 9. 25	R6. 9. 25	可決	—
66	令和6年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	〃	〃	原案可決	—
67	令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	—
報告 7	令和5年度さつま町農業集落排水事業特別会計継続費の精算報告について	〃	〃	報告済	—
8	令和5年度健全化判断比率の報告について	〃	〃	〃	—
9	令和5年度資金不足比率の報告について	〃	〃	〃	—
	所管事務調査報告の件	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	—
	閉会中の継続審査・調査の件	〃	〃	〃	—

令和6年第3回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月5日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（令和6年度さつま町一般会計補正予算（第3号））	4
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第52号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第53号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第54号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第55号 さつま町うましき里きららの楽校条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第56号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第4号）	7
（提案理由説明）	
議案第57号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第58号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第59号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	7
（提案理由説明）	

議案第60号 さつま町固定資産評価員の選任について	9
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第61号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	10
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情について	11
散 会	11

○9月9日(第2日)

一般質問表	13
会議を開催した年月日及び場所	18
出欠席議員氏名	18
出席事務局職員	18
出席説明員氏名	18
本日の会議に付した事件	19
開 議	20
一 般 質 問	20
森山 大議員	20
教員の処遇改善策について	
不登校の児童・生徒最多について	
川口 憲男議員	27
町の活性化策について	
古田 昌也議員	34
役場職員の労務環境の整備について	
熱中症対策について	
生活困窮者支援について	
有川 美子議員	47
誰もが暮らしやすい町について	
目指せふるさと納税10億円について	
中村 慎一議員	59
総合振興計画について	
本町の特性を活かした振興策について	
災害等、緊急非常時における危機対応について	
上別府ユキ議員	70
所有者不明土地について	
家族介護用品支給事業について	
散 会	78

○9月10日(第3日)

会議を開催した年月日及び場所	79
出欠席議員氏名	79
出席事務局職員	79
出席説明員氏名	79

本日の会議に付した事件	8 0
議案付託表	8 1
開 議	8 3
議案第 5 2 号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について	8 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 3 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について	8 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 4 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	8 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 5 号 さつま町うましき里きらの楽校条例の一部改正について	8 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 6 号 令和 6 年度さつま町一般会計補正予算(第 4 号)	8 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 7 号 令和 6 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	8 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 8 号 令和 6 年度さつま町上水道事業会計補正予算(第 1 号)	8 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5 9 号 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算(第 2 号)	8 8
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	8 8

○ 9 月 2 5 日(第 4 日)

会議を開催した年月日及び場所	8 9
出欠席議員氏名	8 9
出席事務局職員	8 9
出席説明員氏名	8 9
本日の会議に付した事件	9 0
開 議	9 1
議案第 5 2 号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について	9 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 3 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について	9 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 4 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	9 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	

議案第 5 5 号 さつま町うましき里きららの楽校条例の一部改正について ……	9 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 6 号 令和 6 年度さつま町一般会計補正予算 (第 4 号) ……	9 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 7 号 令和 6 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	9 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 8 号 令和 6 年度さつま町上水道事業会計補正予算 (第 1 号) ……	9 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5 9 号 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算 (第 2 号) ……	9 1
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 2 号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について …	9 5
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 6 3 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について ……………	9 7
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 6 4 号 訴えの提起について ……	9 8
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 6 5 号 訴えの提起について ……	1 0 0
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 6 6 号 令和 6 年度さつま町一般会計補正予算 (第 5 号) ……	1 0 5
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 6 7 号 令和 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	1 0 6
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 6 8 号 令和 5 年度さつま町歳入歳出決算の認定について ……	1 0 7
(提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続審査)	
議案第 6 9 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について ……	1 0 7
(提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続審査)	
議案第 7 0 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分につ いて ……	1 0 7
(提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続審査)	
報告第 7 号 令和 5 年度さつま町農業集落排水事業特別会計継続費の精算報告につ いて ……	1 1 1
(内容説明・質疑)	
報告第 8 号 令和 5 年度健全化判断比率の報告について ……	1 1 2
(内容説明・質疑)	
報告第 9 号 令和 5 年度資金不足比率の報告について ……	1 1 2
(内容説明・質疑)	
所管事務調査報告の件 ……	1 1 3
(委員長報告・質疑)	
議員派遣の件 ……	1 1 4
(決定)	

閉会中の継続審査・調査の件		1 1 5
(決定)		
閉	会	1 1 5

令和6年第3回さつま町議会定例会

第 1 日

令和6年9月5日

令和6年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和6年9月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ュ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	神 園 大 士 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	角 茂 樹 君
教 育 長	中 山 春 年 君	総 務 課 長	富 満 悦 郎 君
総合政策課 長	大 平 誠 君	財 政 課 長	垣 内 浩 隆 君
税 務 課 長	西 圀 豪 紀 君	町民環境課 長	松 山 和 久 君
農 林 課 長	山 口 良 浩 君	森づくり推進監	上谷川 征 和 君
さつまPR課 長	山 口 泰 徳 君	建 設 課 長	原 田 健 二 君
水 道 課 長	出 水 隆 君	教育総務課 長	藤 園 育 美 君
社会教育課 長	中 村 英 美 君	ほけん総括監	濱 田 清 美 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 5 0 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号）（令和 6 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号））
- 第 6 議案第 5 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 5 2 号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 5 3 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5 4 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 5 5 号 さつま町うましき里きらの楽校条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 5 6 号 令和 6 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 2 議案第 5 7 号 令和 6 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 5 8 号 令和 6 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 5 9 号 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 5 議案第 6 0 号 さつま町固定資産評価員の選任について
- 第 1 6 議案第 6 1 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 1 7 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和6年第3回さつま町議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番、上久保澄雄議員及び14番、川口憲男議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの21日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月25日までの21日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略します。

なお、監査委員から例月出納検査及び備品監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。行政報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますけれども、この中で、6月12日の水源地域未来会議、7月31日の北薩空港幹線道路及び国道328号整備促進期成会中央要望について補足して御報告をいたします。

初めに、6月12日に行われました水源地域未来会議についてでございます。

水源地域未来会議につきましては、国土交通省主催でダム等の上下流交流や地域活性化交流等を通じた持続的かつ自立的な水源地域の未来形成に向けて取組の課題や先進的な取組事例等を共有し、意見交換を行うことで、各地域の水源地域振興の取組のさらなる進化を目指すことを目的として開催されているところであります。

この会議におきまして、北薩摩の未来形成に向けてと題しまして、本町の鶴田ダムを活用した取組事例として令和5年10月に九州地方整備局において、鹿児島県で初めて河川空間のオープン化指定がなされ、鶴田ダムの見学有料化やダムイベントのほか、焼酎貯蔵が可能となった経緯等について事例発表を行ったところでございます。

今後につきましても、引き続き、九州地方整備局鶴田ダム管理署や関係機関団体と連携し、鶴田ダムを治水や発電に限らず、観光を含めた地域資源として積極的に活用し、さらには、さつま町の魅力創出に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、7月31日の北薩空港幹線道路及び国道328号整備促進期成会中央要望についてでございます。

この要望につきましては、毎年度、国の概算要求の前に要望しているところでございますけれども、北薩空港幹線道路整備促進期成会及び国道328号整備促進期成会において、北薩横断道路整備促進議員期成会会長である杉本尚喜出水市議会議員、それから白石誠県議会議員とともに要望活動を行ってきたところであります。

要望に当たっては、吉岡幹夫国土交通事務次官、山本巧国土交通省道路局長及び中島朗洋財務省主計局次長などの関係各部署や鹿児島県選出国會議員に対し、北薩横断道路の全線早期完成、必要な道路関係予算の確実な確保等について要望活動を行ったところであります。

また、国道504号北薩トンネル崩落被害につきましても原因調査を含め、早急な復旧に努めていただくとともに随時、関係団体への情報提供もお願いしたところであります。

吉岡幹夫国土交通事務次官からは、本線の整備に係る予算確保はもとより、今回のトンネル被害については、国としても早期復旧に努力していきたいとの回答を頂いたところでございます。

さらに、8月31日には、塩田鹿児島県知事が崩落現場を視察された際に、私も同行いたしまして、早期復旧と北薩横断道路の予算に影響のないよう、十分に配慮を願いたい旨の要望を行ったところでございます。

今後におきましても、引き続き、早期全線開通に向けまして、沿線自治体が一体となって推進してまいりたいと考えているところであります。

以上で、行政報告を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第50号 専決処分の承認を求めること
について（専決第2号）（令和6年度さつま町一般会計
補正予算（第3号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第50号 専決処分の承認を求めることについて」でございます。

これは、災害復旧に要する経費の補正に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（垣内 浩隆君）

「議案第50号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」は承認されました。

△日程第6「議案第51号 刑法等の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

これは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（富満 悦郎君）

それでは、「議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

ただいま説明があったんですが、懲役とか禁固という言葉は、聞き慣れた言葉なんですけれども、今回のこの拘禁刑というのは、具体的に聞き慣れない言葉なんですけれども。どういうふうにこの懲役、禁固という言葉は、拘禁刑という形に、言葉として変えたということで理解したらいいんですか、中身は変わらんということですか。ここのところを教えてください。

○総務課長（富満 悦郎君）

この内容につきまして、まず、この拘禁刑創設の背景になりますけれども、懲役刑と禁固刑の違いは、刑務作業が義務づけられているかそうでないかというところで違いがあるんですけれども、この改正については、この懲役刑と禁固刑の言葉がこの拘禁刑というものに統括されるものであります。

あとは、今のこの受刑者の現状として禁固刑の実刑を受ける人が少ないということと、禁固刑の受刑者も刑務作業を志願していらっしゃるということ。あとは再犯者が増えているために罪を犯した人を公正させる面が重視されるようになったというような理由で改正されたものでございます。

内容につきましては、今に加えて幾つかあるんですけれども、例えば、執行猶予中に、再び犯罪を犯した者に対して言い渡す刑の上限が、1年から2年に引き上げられたことなどが内容となっているところでございます。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第51号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第7「議案第52号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第53号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第9「議案第54号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」、日程第10「議案第55号 さつま町うましき里きららの楽校条例の一部改正について」、日程第11「議案第56号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第12「議案第57号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第13「議案第58号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第14「議案第59号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第7「議案第52号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」から日程第14「議案第59号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」までの議案8件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第52号から議案第59号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第52号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」であります。

これは、公職選挙法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第53号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」であります。

これは、国民健康保険法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第54号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を

定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」であります。

これは、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第５５号 さつま町うましき里きらの楽校条例の一部改正について」であります。

これは、屋外施設利用料金について、キャンプ利用に関する新たな料金を設定することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第５６号 令和６年度さつま町一般会計補正予算（第４号）」であります。

これは、道路橋梁河川災害復旧費に要する経費及び農地農業用施設災害復旧費、道路維持費、児童福祉費、移住定住促進費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８億７７６万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５３億１，６０６万１，０００円とするものであります。

次に、「議案第５７号 令和６年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」であります。

これは、償還金に要する経費及び介護保険給付費準備基金、一般会計繰出資金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億７，９８３万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３億６，３１３万１，０００円とするものであります。

次に、「議案第５８号 令和６年度さつま町上水道事業会計補正予算（第１号）」であります。

これは、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の経費を補正しようとするもので、収益的収入を２８５万９，０００円増額し、補正後を４億４，４５２万６，０００円に、収益的支出を２０４万円増額し、補正後を４億１，０１５万９，０００円にしようとするものであります。

また、資本的収入から２，３２３万６，０００円減額し、補正後を１億８，４１７万６，０００円に、資本的支出から１３０万９，０００円減額し、補正後を４億７０１万２，０００円にしようとするものであります。

次に、「議案第５９号 令和６年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第２号）」であります。

これは、収益的支出の経費を補正しようとするもので、収益的支出を１４０万９，０００円増額し、補正後を６，８６８万８，０００円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○選挙管理委員会事務局長（富満 悦郎君）

それでは、「議案第５２号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○ほけん総括監（濱田 清美君）

それでは、「議案第５３号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○ほけん総括監（濱田 清美君）

続きまして、「議案第54号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○さつまPR課長（山口 泰徳君）

それでは、「議案第55号 さつま町うましき里きららの楽校条例の一部改正について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（垣内 浩隆君）

それでは、「議案第56号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○ほけん総括監（濱田 清美君）

「議案第57号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（出水 隆君）

それでは、「議案第58号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「議案第59号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、9月10日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第15「議案第60号 さつま町固定資産評価員の
選任について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第15号「議案第60号 さつま町固定資産評価員の選任について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第60号 さつま町固定資産評価員の選任について」であります。

これは、さつま町固定資産評価委員に角茂樹氏を選任しようとするもので、地方税法第440条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し

上げます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○税務課長（西園 豪紀君）

それでは、「議案第60号 さつま町固定資産評価員の選任について」内容を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第60号 さつま町固定資産評価員の選任について」を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第60号 さつま町固定資産評価員の選任について」は同意することに決定しました。

△日程第16「議案第61号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第16「議案第61号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第61号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」であります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、ほけん福祉課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○ほけん総括監（濱田 清美君）

それでは、「議案第61号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第61号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第61号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第17「陳情について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第17「陳情第7号 健康保険証の存続を求める陳情について」であります。

受理した陳情書については、配布してあります文書表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月9日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前10時35分

令和6年第3回さつま町議会定例会

第 2 日

令和6年9月9日

令和 6 年 第 3 回 定 例 会 一 般 質 問
令和 6 年 9 月 9 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(7) 森 山 大	1 教員の処遇改善策について 教員不足の打開策として、中央教育審議会は、公立学校教員の処遇改善の働き方改革に関する答申を行った。残業代の代わりに上乘せする月額給与 4 パーセント相当の「教職調整額」を約 5 0 年振りに 1 0 パーセント以上に引き上げるのが柱である。残業代を支払う制度への転換は見送られた。給与改善が重要なことは理解できるが、大きな問題は常態化している長時間労働である。 残業時間と連動しない現行の給与体系が一因とされているのに、その制度を維持したままで勤務時間が削減できるのか疑問は拭えないと思うが、このことについて教育長の考えを問う。 2 不登校の児童・生徒最多について 鹿児島県教育委員会は、令和 4 年度公立小・中・高校の不登校児童・生徒が 4, 5 0 7 人と 5 年連続で最多を更新したと発表した。中でも小学生が前年度比 4 0 7 人増の 1, 2 4 0 人と初めて 1, 0 0 0 人を超えたのは気掛かりである。 不登校の理由は、小・中・高いずれも「無気力・不安」が最多である。親子のかかわり方、「友人関係を巡る問題」、「生活リズムの乱れ・遊び・非行」なども挙げた。深刻な状況とはいえ、学びは多様化している。子供の状況に合わせた様々な支援が必要だ。しかし、不登校急増の理由は具体性を欠く面があり、現場が原因を把握できないケースも多いとみられる。現状としては、全国の小・中・高生の 4 割近くが相談や支援を受けられておらず、不登校に至る詳細な分析が求められている。このことについて教育長の考えを問う。
2	(14) 川 口 憲 男	1 町の活性化策について 町政運営の任期最終年度を迎え、「町政運営に全身全霊」を傾注し取り組むとの姿勢を示された。中でも、関係人口の増加等、地域経済の底上げや好循環に取り組むと答弁されたが、政策として十分

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		機能し満足されているのか。 町の活性化におけるこれまでの成果と新しいビジョンについて問う。
3	(11) 古 田 昌 也	1 役場職員の労務環境の整備について ここ最近の流れとして会計年度任用職員の処遇改善のため、勤勉手当の支給など労務環境の整備が行われてきている。しかし、一般職における労務環境において、まだ整備が不十分な部分があると感じている。この点について、町長はどのように考えているのか。 2 熱中症対策について 今年も異常な暑さで熱中症患者が急増している。そのような中で、保育園・幼稚園の園児、小中学校の児童・生徒、教職員等の関係者や、消防本部、農林課、建設課、作業班等、現場対応の多い部署では、どのような熱中症対策を行っているのか。 3 生活困窮者支援について 本町はSDGs宣言をし、誰一人取り残さないまちづくりを目指している。しかし、支援などにたどりつけず生活困窮者になっている人達がいる。 この現状を踏まえ、本町が考える生活困窮者の定義について問う。 (1) 救済できない理由の一つとして、住所が無い事や税金の滞納などがあると聞くが、生活困窮者などが町営住宅を借りられるよう、条例の改正などを検討する考えはないか。 (2) 生活困窮者などを増やさないための支援策について、どのように考えているのか。
4	(10) 有 川 美 子	1 誰もが暮らしやすい町について 高齢者、子育て世帯、障がい児とその家庭の困りごとの相談を受けていると、最終的に「普段は自分で何とか頑張るが、いざという時に小さな困りごとを誰かに助けて欲しい」との声に集約される。困りごとの内容は様々であるが、共通しているのは移動手段の確保だ。そのほかには高齢者は買い物支援、子育て世帯は短時間の一時

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		預かり、また、障がい児とその家族からは学校や作業所等への送迎等がある。 多くの町民の困りごとを解決する仕組みづくりを提案するにあたり、さつま町総合振興計画後期基本計画（令和３年度～令和７年度）と、第２次地域福祉計画の基本目標を踏まえ質問する。 (1) 障がい児（者）への福祉タクシーサービス提供の実態は。 (2) 子育て世帯からはファミリーサポート事業の創設を望む声がある。これまで検討した中での課題内容は。 (3) 平成２４年度より開始された支えあいネットワーク互助事業（有償ボランティア）の利用会員・協力会員の内訳と実績は。 2 目指せふるさと納税１０億円について 本町は年々ふるさと納税額が増えており、令和３年の豪雨災害においてはサイトを通じて多額のご寄附を賜り、本町を応援して下さる方の温かいお心に深く感謝している。 町長から今後さらに、１０億円を目指すとの発言があったことを踏まえ、その目標額設定の根拠と目標達成に向けてのプロセスについて質問する。 (1) これまでのふるさと納税への本町の取組をどう評価しているか。また、１０億円の目標額設定の根拠と用途は。 (2) 目標達成のためのプロセスとその詳細は。 (3) 総務省は２０２５年１０月からの制度改正において、独自のポイント付与を行っている仲介サイトで、自治体が寄附を募集することを禁止すると発表した。本町への影響は。また、万が一ふるさと納税の仕組みが無くなる可能性についての見解は。
5	(５) 中 村 慎 一	1 総合振興計画について 令和３年度から５か年間の総合振興計画後期基本計画で最重要課題とされた子育て支援、産業基盤の強化、移住・定住などの人口減少対策に加えて少子高齢化・人口減少の影響下に労働力不足対策や地域コミュニティの担い手確保対策が課題とされた。 これらの主な課題についてチェックと見直しがなされてきている

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		と思うがその評価は集約されているか。この評価に対する町長の見解を求める。 また総合振興計画の位置づけを明確にして、次期計画策定のためのビジョンを示せ。 2 本町の特性を活かした振興策について 我が町さつま町は、川内川中流域の稲作地帯として鎌倉時代以前から開発されてきた歴史を有する。 我が町の特性と地域資源を活かして、人を呼び込む取組を重点的に進める必要がある。 また町長は「県立北薩広域公園の歴史ゾーンについては周辺整備を含めて包括的なビジョンが必要であり取組を進めたい」と説明されたが、県の計画や町のビジョンが示されないままでは、拠点づくりの方向付けもできない。 特に風物詩としてのアユ漁やホテル観光の取組に際しては川内川の水質改善や親水環境の整備を重点化すべきと考えるが、ほたる再生プロジェクトの話し合いの進捗状況や国の取組に対して、状況の説明と町長の考えを問う。 同時に、周辺の整備構想や将来のビジョンも必要だ。夢と希望を持てるべく重点施策に取り組んで欲しい。町長の考えを問う。 3 災害等、緊急非常時における危機対応について 平成28年4月からの一連の熊本地震、今年元日からの能登半島地震は大きな被害をもたらし、8月8日の日向灘地震では南海トラフ地震の注意喚起がなされ、7月25日には全長4,850mの北薩トンネルが全面通行止めになった。 豪雨災害や地震災害、身近なところでは北薩トンネルの通行止めなど緊急非常時における役場の役割や対応等について、関係機関との連携や情報の共有はできているか。 また、例年発生する線状降水帯等に伴う豪雨災害など将来の予測が困難な、若しくは予期せぬ想定外の事態への対応はできているか。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
6	(6) 上 別 府 ユ キ	1 所有者不明土地について 登記簿上の所有者が分からない「所有者不明土地」が社会問題になっている。その発生予防を目的に相続登記が令和6年4月から、住所等の変更登記は令和8年4月から義務化される。 また、相続土地国庫帰属制など、不動産に関するルール変更が次々に行われる。 我が町における影響や今後の動きについて問う。 (1) 所有者不明土地の発生原因と社会に与える影響は。 (2) 本町は、どれくらいの割合が所有者不明土地となっているか。 (3) 所有者不明土地を減らすため、町はどのような取組をしているか。 2 家族介護用品支給事業について 要介護4又は要介護5の認定を受けている本人とその配偶者が、町民税非課税かつ在宅高齢者である場合、実際に介護している家族等を対象とした本事業は、さつま町発足当初から実施されてきている歴史がある。実際に在宅で介護されている方々には関心が高く、介護用品対象品目や協力店舗など、少しずつ改善され以前に比べて使い勝手が良くなっているようである。 この事業の更なる改善を願い、以下の事を問う。 (1) 現在、この事業の対象者はどれぐらいで、年間予算はいくらか。 (2) 介護用品引換券は、一枚につき5,000円であるが、金額を引き上げる考えはないか。

令和6年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和6年9月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	神 園 大 士 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	角 茂 樹 君
教 育 長	中 山 春 年 君	総 務 課 長	富 満 悦 郎 君
総合政策課長	大 平 誠 君	行政改革管理監	小野原 和 人 君
財 政 課 長	垣 内 浩 隆 君	税 務 課 長	西 圀 豪 紀 君
ほけん福祉課長	甫 立 光 治 君	こ ども 課 長	久保田 春 彦 君
さつまPR課長	山 口 泰 徳 君	建 設 課 長	原 田 健 二 君
消 防 長	萩木場 一 水 君	教育総務課長	藤 園 育 美 君
学校教育課長	井手口 勉 君	ほけん総括監	濱 田 清 美 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和6年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、7番、森山大議員に発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

おはようございます。通告に従いまして質問をいたします。

1、教員の処遇改善策について。

教員不足の打開策として、中央教育審議会の特別部会が公立学校教員の処遇改善の働き方改革の素案をまとめた。残業代の代わりに上乘せる月額給与4%相当の教職調整額を約50年ぶりに10%以上に引き上げるのが柱である。残業代を支払う制度への転換は見送られた。給与改善が重要なことは理解できるが、大きな問題は常態化している長時間労働である。残業時間と連動しない現行の給与体系が一因とされているのに、その制度を維持したままで勤務時間が削減できるのか、疑問は拭えないと思うが、このことについて教育長の考えを問いたい。

2番目の不登校の児童・生徒最多について。

鹿児島県教育委員会は、令和4年度公立小中高校の不登校児童・生徒が4,507人と5年連続で最多を更新したと発表した。中でも小学生が前年度比407人増の1,240人と初めて1,000人を超えたのが気がりである。不登校の理由は小中高いずれも無気力・不安が最多である。親子の関わり方、友人関係をめぐる問題、生活リズムの乱れ、遊び・非行なども上がった。深刻な状況とはいえ、学びは多様化している。子供の状況に合わせた様々な支援が必要だ。しかし、不登校急増の理由は具体性を欠く面があり、現場が原因を把握できないケースも多いと見られる。現状としては、全国の小中高生の4割近くは相談や支援を受けられておらず、不登校に至る詳細な分析が求められている。このことについて教育長の考えを問いたい。

1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔教育長 中山 春年君登壇〕

○教育長（中山 春年君）

森山議員の、教員の処遇改善策についてお答えいたします。

教員の仕事は自発性や創造性が必要とされ、これで完結、全てが終わりということがない仕事であり、職務と自発的活動のすみ分けが難しいという理由で時間外勤務手当が支給をされず、代わりに公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、俗に給特法と申し上げますが、基本給与の4%を教職調整額として支給すると定めております。

教職調整額4%は、約50年前の給特法制定ときに国が調べた月8時間程度の残業時間から算

定されたものであります。しかしながら、2022年度の文科省の調査では月平均の残業時間の推計は小学校が約41時間、中学校が約58時間で、実態を反映していないとの声も根強くあります。今回、中央教育審議会の特別部会で教職調整額の引上げが検討されることは、教員の処遇改善の1つにはなると思います。しかしながら、昨年の議員からの御質問にお答えしましたように、処遇改善である教職調整額の見直しだけでは根本の勤務時間の削減にはつながらないと考えており、教員の業務の見直しや教員定数の検討も考えていく必要があると考えます。

町教育委員会としましては、教職員の勤務や業務の実態に関する的確な把握・改善を通して残業時間の削減をすることで、より質の高い教育の提供を行い、児童・生徒の健全な育成に努めていきたいと思っております。

次に、不登校の児童・生徒最多についての御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、不登校児童・生徒数は年々増加傾向にあり、全国で見ましても令和4年度は前年度比小学校で約2万3,000人増、中学校で2万9,000人増となっております。さつま町においても、令和4年度の不登校児童・生徒数は小学校で10人、中学校で26人、令和5年度は小学校で12人、中学校で28人と、やや増加傾向にあります。

本年度のことを申し上げますと、8月現在で、令和4年度が25人、令和5年度が23人、そして本年度19人という状況であります。

令和5年度の不登校に至った理由としましては、文部科学省の調査項目で申し上げますと、親子の関わり方、友人関係をめぐる問題、生活のリズムの乱れの3つが主な理由となっております。しかし、実際は議員が指摘されました、無気力・不安、親子の関わり方、友人関係をめぐる問題、生活リズムの乱れ、遊び、非行以外にも、家庭環境、社会的背景、心理的な問題など、子供たちが抱える問題が複雑化し、多岐にわたる要因が絡み合っている場合が多いです。また、兄弟・姉妹での上の子が不登校になったとき下の子も不登校になったり、中には本人自身でも明確な理由が分からず不登校になったりする場合も多々あります。そのため、児童・生徒一人一人に対する丁寧かつきめ細やかな対応が必要となっていることも事実であります。これらを踏まえ、町教育委員会としましては宮之城中学校に教育相談員1名、スクールソーシャルワーカーを宮之城中学校に1名、盈進小学校に1名、それぞれ拠点校として配置し、ほかの学校についても必要に応じて派遣しております。

令和5年度においては、延べ272回の相談があり、その内容も不登校に関することが最も多く、その次に友人関係に関する相談、学業・進路に関する相談という順になっており、必要に応じては教職員と共有し連携した支援を行う体制を整えております。

また、県からのスクールカウンセラー派遣予定回数も、本年度は昨年度に比べ、小学校で全校を合わせて18回増、中学校で9回増とより充実したものにしております。このように、児童・生徒の気持ちに早めに気づき寄り添うことができるような学校体制づくりに努めてまいるとともに、「明日も学校に行きたい」「学校が楽しいな」と感じられるような魅力ある学校となるよう、不登校の未然防止となる様々な施策を進めてまいります。

〔教育長 中山 春年君降壇〕

○森山 大議員

ただいま、教育長のほうから教員の処遇改善策について回答をいただきました。

8月22日の読売新聞に、教職調整額を基本給の4%から13%に引き上げられた。実現すれば50年ぶりの改正となると。教員のなり手不足が深刻化していることを踏まえ、文科省は処遇改善を図り人材の確保につなげたい考えだ。しかしながら、処遇改善の教職調整額の見直しだけでは根本的である勤務時間の削減にはつながらないと考えているところでございます。町教育委

員会といたしましても、教職員の实態を的確に把握し、残業時間の削減をすることでより高い教育の提供を行い、児童・生徒の健全な育成に努めていきたいと思ひますと回答をされました。

そこで、2回目の質問ですが、文部科学省の令和4年度の調査では、国が残業時間の上限として示す月45時間を超える教諭が学校で65.5%、中学校で77.1%に上ると。過労死ラインといわれる80時間は、勤務調査2016年では中学校で67.7%、小学校で33.5%が、2022年度では中学校が36.5%、小学校が14.2%としている。これでは調整額を13%に引き上げても十分なのかも疑わしい。教職調整額は定額働かせ放題と揶揄され、長時間労働の温床との批判が強いとされているが、このことについて教育長の考えを問ひたいと思ひます。

○教育長（中山 春年君）

年々、子供たちの抱える課題が複雑化するとともに、社会の考え方や仕組みも大きく変化してきております。そのたびに、国は学校に新たな取組を求めてきました。例えば最近では、主権者教育、ガン教育、LGBTQ+等の人権課題に関する教育、そして今は、投資等に関わる金融教育などです。そこで、教員が子供と向き合う時間の確保や教育の質の向上に向けた取組として、ICTを活用した校務の効率化や学校運営のデジタル化を進めることで事務負担を軽減したり、コミュニティスクールを推進し、地域とともに学校運営を行ったりしてきております。

本町では、先ほどの指導員等のほかにICT支援員、特別支援教育支援員の配置、校内教育支援センターとして配置している宮之城中学校のふれあい教室、盈進小学校のおひさま教室、そして校外教育支援センターの「さつまる〜」などによる相談サポート体制を拡充することで、より専門職かつ分業制を生かしたチーム学校づくりを進め、教員がより働きやすい環境づくりと子供の困り感への対応の両立を図っているところであります。

○森山 大議員

ただいま、教育長から2回目の回答をいただきました。回答の中で、本町における残業時間は、45時間を超える教員は24%、80時間を超える職員は2.5%であると。本町においては全国と比較すると超過勤務の割合は低いということです。また、教科ごとに教員が教える教科担任制を現行の小学校5、6年生から3、4年生に拡大し、勤務間インターバル等の取組とともに、さらに教職員の定数増も進める必要があると考えているということです。

町教育委員会としても、今後も出退勤記録システムで時間外労働の勤務状況を確認し、係分担の内容の見直しや早めの退庁を施したりするなどして業務改善に努めてまいりますと教育長は回答されました。

そこで、3問目の質問ですが、一方、多くの委員は教員の仕事は職務と自発的活動の切り分けは難しく、残業代はそぐわないと主張した。とは言え、民間企業は講師の区別が難しい仕事でも労働時間の把握に努めている。教員の実態に即した残業代を支払うことになれば国の負担は重く、財源の制約が議論に影響を与えた可能性は否めないと言われるが、このことについて教育長の考えを問ひたいと思ひます。

○教育長（中山 春年君）

すみません。私のほうが先ほどの質問に対してちょっとずれたお答えをしていたしました。御了承ください。

先ほどの質問につきましては、本町では全国と比較すると超過勤務の割合が非常に低いというところも実態が出ております。具体的に申し上げますと、本町の職員、45時間を超える教諭が24%、そして80時間を超える職員は2.5%となっており、全国と比較すると超過勤務の割合が低いところですが、今もありましたように、いろいろな取組を含めまして業務改善を進めてまいりたいと考えております。

そして、今いただきました御質問に対してですが、残業代の支払いやそれに伴う財源の制約の議論については詳細が分からないところですので、国の方針を見守っていくしかないと考えているところであります。

ところで、残業代の支払いについては課題があるとも考えているところです。私自身。なぜなら、職務と自発的活動のすみ分けが難しいもの。これは国が言っているものです。それから、職務の延長上ではない私的な内容の充実の見極めが困難であるということ。そして、そのほかに本来なら職場で済ませるべきである業務を家庭の事情で持ち帰ってする職員もおります。持ち帰りの業務を残業に含めるかどうか、そしてどこまでの内容を認め、誰がどう確認するのか。これも難しいからです。私自身、教職調整額か残業代での対応かのどちらか一択では、問題解決にはつながらないと考えているところであります。

以上です。

○森山 大議員

ただいま、教育長から3回目の回答をいただきました。教育長自身、教職調整額か残業代での対応かのどちらか一択では厳しいと考えていると回答をされました。私もそれは十分理解しております。給特法を廃止し、残業時間に応じた賃金を支払う制度に転換すれば、管理職に勤務時間削減の機運が高まるが、残業代ではなく調整額の上乗せを主張されました。素案は、業務は教員自身の自発性・創造性に至るべき部分が大きいとし、授業準備や教材研究であっても、職務なのか自発的活動なのかは精一な切り分けが困難だと指摘されました。

そこで、4回目の質問でございます。学習指導要領の内容拡充に伴う授業時間数は増加し、保護者や子供への対応だけでなく、学習端末活用など業務量は増えている。事務作業の効率化や行事の見直しといった手立ては講じてきた。だが、2022年度の公立小教員採用試験の競争率は2.3倍で5年連続過去最低だった。なり手不足は深刻で、長時間労働の常態化は教員の心身の健康もむしばんでいる。ブラック職場のイメージが定着したとの指摘があると言われておりますが、ただ、教職員定数増や授業時間数削減に踏み込まなければ事態は変わらないとの声も少なくない。これを少しでも払拭するにはどうすればいいのか、教務長の考えを伺いたい。

○教育長(中山 春年君)

教員のなり手不足についてですけれども、5年度の鹿児島県教職員採用試験におきましても、小学校が1.2倍、中学校が2.1倍という倍率でありました。

ここで、採用試験の実態についてですが、実は新卒者の受験者数は昔も今もあまり変わらない状況であります。今まで、臨時的任用教員として働いてきた方々がここ10年近く、連続した特別支援学級の急増による採用増で正式採用され、この方々の受験者がいなくなり、受験者総数が減ることで競争率も下がってきているというところであります。一方、長時間労働の常態化についてですが、昔から国や社会での課題を学校教育で解決したり、地域や家庭問題、家庭教育、部活動などを教職員に依存してきたりした傾向もあります。学校教育で社会の課題を解決してきた手法は、子供たちに正しい知識と対応を学ばせ、将来良き国民となるように導いてきたところでもあります。しかし、多くの事柄を教職員に依存してきた世の体質は、教職員の長時間勤務の常態化を招き、一部職員の心身の健康に影響を与える1つの要因でもあると理解しております。御指摘のありました学習端末活用につきましては、本町ではこれまで1人1台のタブレットの効果的な活用に向け、本年度から本町独自のICT教育支援員を配置することで教職員への支援や負担軽減を努めているところでもございます。また、授業時間数に関する本町の対応ですが、これまで多い学校・学年で80時間から100時間近く確保していた予備時数を、今年度から35時間程度まで削減させています。そのことで、余った時間を教材研究等に活用するなどの業務改善を

進めてきたところです。

今後も、子供と向き合う時間の確保や質の高い教育を維持することが目的である業務改善を進めるに当たり、文科省が示した、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務の3視点に照らし合わせた業務のすみ分けをできるところから進めてまいります。

このことにつきましては、保護者や地域住民の皆さん方の御理解も必要となってくるかと考えます。また、適度な休みの確保や勤務管理、ストレスチェック、長時間労働者への産業医への面接指導も取り入れながら、心身の健康の保持増進にも努めます。これらのことを通して学校職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活ができ、魅力ある仕事、職場であると自負できるよう、我々も今後進めてまいります。

○森山 大議員

ただいま、教育長から4日目の回答をいただきました。まず第1に、教員のなり手不足には今年度の鹿児島県教育採用試験には小学校が1.2倍、中学校が2.1倍という倍率であり、ここで採用試験には実は新卒者の受験者数は昔も今も変わらない状況であると。また、ここ10年近く連続した特別支援学級の急増による採用増で正式採用されて、受験者総数が減ることで競争率も下がってきたということでございます。

第2に、学習端末活用については、本町では1人1台学習端末の効果的な活用に向け、本年度から本町独自のICT教育支援員を配置することで、教職員への支援は負担軽減を進めたということでございます。

第3に、授業時間数については、これまで多い学校・学年では80時間から100時間近く確保していた予備時間を、今年度から35時間程度に削減させ、余った時間を教材研究等に活用させて業務改善を進めたということでございます。

第4に、今後も子供と向き合う時間の確保や、質の高い教育を維持することが目的であると。また、管理職による勤務管理やストレスチェック、長時間労働への産業医への面接指導も取り入れながら学校職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活ができるように努めていきたいと回答をされました。

最後に、教員の職場環境は子供たちの学びを充実させることに直結していると。現場の声を踏まえた抜本的な改善策を強めたいと強く要請しておきます。

次に、2問目の不登校児童・生徒最多について教育長から回答をいただきました。

不登校児童・生徒数は年々増加傾向であり、全国で見ますと令和4年度は前年度比小学校が2万3,000人増、中学校が2万9,000人増となっている。さつま町では、令和4年度の不登校児童・生徒数は小学校で10人、中学校で26人、令和5年度は小学校で12名、中学校で28名とやや増加傾向である。要因としては、新型コロナウイルス化による行動制限などの変化を挙げている。深刻な状況とはいえ学びを多様化している子供の状況に合わせた様々な支援が必要だと。これらを踏まえ、町教育委員会としましても、宮之城中学校に教育相談員1名を、スクールソーシャルワーカーを宮之城中学校に1名、盈進小学校に1名配置し、他の学校についても必要に応じて対応していると。児童・生徒の気持ちに気づき、寄り添うことができるような学校体制づくりに努めて、「明日も学校に行きたい」「学校が楽しい」と感じられるような魅力ある学校となるよう、様々な施策を進めていきたいと回答をされました。

そこで、不登校の児童・生徒最多についての2回目の質問をいたします。

教員の多忙化は以前から指摘されている。学校にも適度な決まり事があるだろう。子供たちの困難の背景にある授業を聞き出し対処する時間を十分確保するのは現状では難しいと言わざるを

得ない。現場の業務や授業を増やす方向で進めた文部科学省の施策が学校を窮屈にした面も否めない。職場環境の改善が急務だとしたときに、この職場環境の改善はどのようなことなのか、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（中山 春年君）

不登校に関わることで教員の多忙化、そして教員の職場環境の改善について御質問でした。

先ほど、1問目のところで私が職場環境の改善でずれた回答をしておりました。こちらで申し上げるところでしたけれども、先ほど申し上げたような国がいろんな政策を出すたびに学校教育のほうで新たな教育が導入されると、それに毎回毎回教職員が自分たちで学んで、そしてそれを子供たちに今度は教えるという取組が続いておりました。そういうような取組の中で職員の負担というのは増えてきただろうと思います。

先ほども申し上げましたけれども、本町ではいろんな対応策としましてICT支援員やら特別教育支援員の他市町には劣らない、それ以上の配置をしていただいているところであります。そして現在は校外の支援センターをつくり、その中でより専門職、そして分業制を生かしたチーム学校づくりを進めているところです。そういうことで先生方の、教職員の業務負担を減らし、職場環境の改善を進めているところであります。

○森山 大議員

ただいま教育長から2回目の回答をいただきました。子供たちの抱える課題は複雑化しており、より丁寧にきめ細かな対応が求められています。本来なら学校が1人1人に寄り添い、目配りをする必要がある。しかし、最長の勤務時間とされる教員は多忙すぎて余裕がない。教員の過重事負担はコロナ以前からの根深い問題が子供のSOSを見逃す要因になっているとすれば、憂慮すべき状況だ。国は教員を増やすなどの現場支援を進めなければならない。ただ、対応を学校だけで抱え込むのには限界がある。学校以外で落ち着ける居場所の重要性は増している。県教委によると、21年度にフリースクールなどの学外施設を利用したものや、学校とは別の場所に教育委員会などが設置する教育支援センターは、24市町村に34か所あり利用されております。大切なのは、これらの団体や学校が情報を共有し、密に連携して個々の子供が本当に必要とする援助につなげることだと私は思います。

次は、2問目の、不登校の児童・生徒についての3回目の質問をいたします。

子供たちの状況はそれぞれで、別室なら登校できる子もいれば、家から出られない子もいる。対応は一樣ではない。いろいろな受皿・居場所づくりを進めて選択肢を増やし、子供たちを支えなければならない。国の経済的支援によりフリースクールを充実させるなど施策は柔軟に進めてもらいたいということですが、学校側としてはどのような機関と連携すればいいのか教育長に伺いたい。

○教育長（中山 春年君）

現在、本町には教室に入りづらい児童・生徒の居場所や受皿として、校内教育支援センターとして小学校1つ、中学校1つ、学校に来づらい児童・生徒の居場所と受皿としまして、校外教育支援センターを1つ設置しております。また、先ほど御指摘のありました連携についても、校外の支援センターにつきましては関連する生徒、また、それが想定される児童・生徒がおられる学校につきましては、事前に支援センター、校外支援センター、「さつまる〜ム」ですけれども、こちらと事前に連携を取ったり、または現場のほうの、そのの様子を見に行ったりということを要請をしているところであります。

そして、今後は、私たちが今考えているのは、不登校生の居場所づくりとともに卒業後の進路保障という観点から、学習保障の重要性も感じているところであります。

本町にある宮之城中学校は1町1中という特性もあることから、教育委員会としましては不登校生徒を対象とした、誰一人取り残されない学びの保障に向け、新たに「学びの多様化学校（分教室）」の設置の有無についても研究を現在進めているところであります。

○森山 大議員

ただいま、教育長から3回目の回答をいただきました。

学校がスクールカウンセラーや医療福祉など各種機関と連携することも重要となる。鹿児島城西高校の普通科ドリームコースは、学習指導要領に縛られない学びを提供している。不登校特例校に九州で唯一認定され、一定の受皿になっていると言われております。今後は、不登校生の居場所づくりとともに卒業後の進路保障という観点から学習保障の重要性を感じているところでありますと回答されております。

本町にある宮之城中学校は1町1中という特性もあることから、教育委員会としましては不登校を対象にした、誰一人取り残さない学びの保障に向けた、「学びの多様化学校（分教室）」について研究を進めているところであると回答をされました。

そこで、4回目の質問をいたします。

文科省は今週、総合的な不登校対策を公表した。柱に据えたのは全小中生が所属するデジタル端末を活用して心身の不調をデータとして把握する取組だと。デジタル技術を使って予防につなげようとするだけでなく、在籍する学校に通えなくなっても学習機会を保障しようとの考えに基づく様々な手段を確保しつつ、魅力ある学校づくりに向けた努力をしていただきたいということです、このことについて教育長の考えを聞きたい。

○教育長（中山 春年君）

議員の御指摘のとおり、文部科学省は昨年度、不登校未然防止策の1つとしまして児童・生徒の心の状態をタブレットでリアルタイムに把握する取組を進めてきました。

本町では、令和4年度から株式会社日特スパークテックワークスのグループ会社であります、株式会社イグナートから、グッドモーニングカラーというアプリを無償提供していただき、各学校において児童・生徒の心の状態の把握を進めているところであります。また、学習機会の補償につきましては、今年度さつま〜ムと学校をオンラインでつなぐ取組を行いました。

今後は、各学校で不登校の子供たちが希望すればオンラインでそれぞれの授業を受けられるように体制を整えようと進めているところであります。

次に、本町における魅力ある学校づくりににつきましては、昨年からの取組の1つとしまして自己理解、他者理解、そして自己肯定感の育成やコミュニケーション能力の育成などを目的とし、全ての学校で構成的グループエンカウンターを計画的に実施しております。また、今年度から学校を超えた新たな交流の場の設定、例えば陸上記録会での交流、今後は合同の宿泊学習や修学旅行などをできる学校から進めていくことなど、そして小学校と小学校の授業をつないで一緒に学ぶ、そういったことも考えているところであります。

加えて、これからの時代や社会が求める力である学びに向かう力や、他者と関わる力、自己指導能力等々の様々な非認知能力育成や自己肯定感を育むために、来年度より町内全ての学校で、小学校3年生から中学校3年生までの7年間を通した児童・生徒一人一人の探求学習を進めるよう計画しているところであります。これらの取組等を通して、魅力ある学校づくりをさらに進めることで不登校の未然防止と、学校に通えない児童・生徒の所属感や自己有用感の醸成に努めてまいります。

○森山 大議員

ただいま、教育長から4回目の回答をいただきました。文部科学省による不登校防止策の1つ

に、1人1台端末を利用した取組が進められておりますと。教育委員会でも今年度、「さつま〜ム」と学校オンラインでつなぎ学校内を散策したり、生徒同士の交流を行ったり、デジタル技術を活用した取組も行っていると。これらを含めた取組を通して、魅力ある学校づくりを進めることで、不登校の未然防止と学校に通えない児童・生徒の所属感や自己有用感の醸成を行ってまいりたいということでございます。

子供たちの息苦しさを少しでも解消するためには、親が互いの悩みを語り合い、情報を共有できる場所を増やしてほしい。子供も親も安心できる多様な学びの場を社会全体で支援したいと思い、このことを強く要請して私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、森山大議員の質問を終わります。

次は、14番、川口憲男議員に発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

先に通告しました、町の活性化策について町長に質問いたします。

町政運営に全身全霊で取り組むとされ、残り半年余りとなりました。1期4年は長かったですか。短かったですか。私、議員として1期はあっという期間で思ったことができない日々が続いております。

さて、以前にも町の活性化には質問をさせていただきましたが、充実あるいは実りのある政策でありましたでしょうか。国内では災害や、前半にはコロナ等もあり、対策に追われる日々でしたが、町の活性化はこれからのさつま町の姿であり、町民が希望と将来への夢を持ち、進み、豊かさを守り、将来に希望の町として取り組む町の指針ではないでしょうか。

町長はじめ、職員の皆さんがまちづくりに一生懸命取り組む姿は日々見てとれます。今回、町長に活性化の推進と道半ばの推進策について質問しますが、まず1問目は、町の活性化について町政運営の任期最終年度を迎え、町政運営に全身全霊を傾注し取り組むとの姿勢を示されましたが、中でも関係人口増と地域経済の底上げや好循環に取り組むと答弁されたが、政策として十分機能し満足されているのか、町の活性化におけるこれまでの成果と新しいビジョンについて伺います。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。それでは、川口憲男議員からの町の活性化策についての御質問にお答えさせていただきます。

先ほどもございましたけれども、私が町長に就任いたしましてから非常に早いもので残る任期もあと7カ月となったところであります。このようなことから、非常に早い1期だったと感じているところであります。就任当初からこの新型コロナウイルスの感染症への対策・対応を続けて7月には豪雨災害等も発生し、非常に厳しい中での町政運営をしなくてはならないという状況下にありまして、非常に、先ほども申しましたけれども、慌ただしいこの1期だったと思っているところであります。ようやくここにきまして、腰を落ち着けて町政課題に向き合えるようになってきたと思っているところであります。

町をとりまく現状を見てみますと、新型コロナウイルスの5類感染症は移行後、町や地域のイベントの再開、宿泊客や観光客などの人流の復活、また、企業の関係におきましては令和3年度

以降、これまで6件の立地協定が締結され、新たな雇用も生まれるなど、町全体に見ますと堅調な業績となっている企業も多いのではなかろうかと考えているところであります。

御質問の関係人口に関しましては、東京で定期的開催されます、ふるさと回帰フェアや、さつま町PR課の地域おこし協力隊が中心となって東京都で開催しております、薩摩のさつま認証品の販売イベント、トークイベントなどを通じまして、町への関心を持ってもらう、いわゆるさつま町のファン層の拡大にも努めてきているところであります。現に、こうしたイベントを通じまして移住体験を体験されたり、本町で農業体験をされたりする方もいらっしゃるなど、人数としては少ないながらも地道にこの関係人口の創出拡大を図ってきているところであります。政策として十分機能しているか、満足しているかという点に関しましては、マニフェスト関連の政策で申し上げますと、政策全体としては、おおむね目標60から70%ではこの目標を達成しているものではなかろうかと考えているところであります。しかしながら、現在、分析作業を進めています町民アンケートを見てみますと、政策としての目標達成率は高いながらも、町民の方々の満足度につながっていない政策分野もあり、こうした点などを踏まえ、私自身まだ満足できるレベルにはないと思っているところであります。

人口減少に伴う働き手不足、これに伴う地域経済の縮小、また、地域コミュニティ力の低下、物価高騰等に伴う生活不安など、町の活性化の懸念材料は未だ多くあるところでございますけれども、次期総合振興計画の策定におきましては、これまでの政策の検証や分析等をしっかりと行い、極力、政策と町民ニーズにミスマッチが生じないように、より町民視点に重きを置いた政策を組み立てていきたいと考えているところでございます。

町の活性化の原動力となるものは人であることから、今後におきましても人口減少対策が最優先課題であることに変わりはありませんけれども、とりわけ6月議会でも質問がありました、消滅可能性自治体関連の施策に関しましては強い危機意識を持ちながら、特に若年女性の雇用機会の創出、併せて女性にとって住みよいまちづくりなどにしっかりと、着実に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○川口 憲男議員

町長の答弁いただいたんですが、1期4年間のうち、まだ十分満足はしていないと。コロナがあつたり、あるいは災害があつたりして、そういう取組にまだ十分行き届いていないと。しかし、政策の全体の達成率は66%という高い比率の達成率を持っていらっしゃるんですが、そこでもう1回考えを聞きたいと思います。

まず、関係人口の増加、地域経済の底上げについてですが、総合振興計画の中にもありますマニフェストに基づき、夢と希望のあるまち、故郷づくりはさらに前進するというふうにされているんですが、4年間という短い時間でありまして、やはりそこに腰を落ち着けて十分できるような状態ではなかったということも答弁されたのですが、以前から私も申し上げているように、人口増加あるいは地域経済のことは十分大事だということを申し上げてきましたけれども、再度、町長にお伺いいたしますが、ここ1年といいますか、腰を落ち着けて政策課題に取り組めるようになったということだったのですが、さつま町に必要な政策課題とかいろいろなが残っていると思うのですが、町長はそこら辺のところはどういうふうにお考えですか。

○町長（上野 俊市君）

さっきの答弁でもお答えしましたけれども、ここ1期という中におきましては、本当にコロナの関係等で関係人口、交流人口を含めまして人流はなかなか動かないという状況の中、非常に苦労した部分等もあったところであります。そのようなことから、今やつと先を見据えた取組がで

きるようになってきたと思っているところでございまして、今後におきましてはさらにここあたりのまた交流人口、関係人口の増に対する取組というのもありますけれども、やはりこの本町が持つ自然、地域資源もたくさんの、このいい資源がございまして。そういう資源を活用した取組というのに進めていかなければならないと思っているところであります。令和5年度におきまして、町の観光基本計画も策定いたしております。ここあたりをしながら、観光面へ等々の力を入れながら交流人口、それから関係人口の増加につなげていきたいというような取組も進めていきたいと思っているところであります。

○川口 憲男議員

地元にある自然の活用というようなこともおっしゃいましたけれども、町がにぎわうさつま町の取組として、農林業の振興、商工業の振興、事業者の意欲や新規顧客の拡大等を挙げられていますが、地域活性化にも大きな期待があると思うのですが、その取組について人口増あるいは往来客の増加が課題と思っておりますが、その対策として町長はどのように考えられていますか。

○町長（上野 俊市君）

ちょっと、幅広い言い方ではございますけれども、まず本町におきましては、この主産業となるのは農林業でございます。この農業生産額につきましても150億円程度のこの生産額もあるところであります。こういう地域の農林業の農産物等を活用した取組、本町には5つの物産館等もございます。それぞれ特色のある販売の取組もされているところであります。そういうのを活用した取組、それからまた奥薩摩の温泉郷ということで、今回新たにまたそういう取組もされてきているところであります。そのようなことをしながら、今後もこういう取組を進めていきたいと考えているところであります。

先ほど来申しますように、ここ本当に、この1期の中ではこういう取組がなかなかできなかったということがございますけれども、今後におきましてはこのような地域の資源等を活用しながら取組を進めていければと思っているところであります。

○川口 憲男議員

おっしゃるように、先般ですか、もう2年前になりますかね、さつま町SDGsの推進宣言がされました。その中の推進項目の中にもありますように、清らかな川や田園風景、爽やかな緑、自然と自然が共生するまち。この中でも、木を育て、木を使う、森林の環境づくり。水に関連する生態系の保護と回復、川内川の浄化とか、こういうのをうたって関連する事業体もこれに同調していただいて、協力をしていくと。まさに今、町長も申されました、さつま町は農林業の振興、商工業の振興、あるいはいろんな事業の意欲や新規顧客の拡大が必要なのだと。5つの物産館もあり、ここあたりを活用した地域の活性化が進められていると、私もその通りだと思います。それに、そういうことを行っていく上で何をしていくかということが大事ではないかと思います。一番は人口増を簡単に申し上げても、すぐ簡単に増えることはないです。町長の答弁にあったと思うのですが、女性の活躍あるいは今自民党や民主党の党首選の中でも言われるのですが、女性の活躍あるいは女性がどういうふうに動くかということをおっしゃいましたが、やっぱり人口増に関してはこういう人たちの協力というか意識改革がしていないとできていかないということがあると思います。そこで私はさつま町として、この町に人がどういうふうにして往来を求めるか、いろんなところがあると思います。先ほど申し上げましたように、観光地あるいはいろんな自然の豊かなところにどういうふうにして呼びかけるか、そのためにはこれから先、今ちょっと国道504号線が災害で道路が通れませんが、ああいう大きな道路ができたその恩恵がどういうふうにしてさつま町に利用されるか、いろんなところでも道路の整備、あるいは鉄道網の整備、こういうことがされているのですけれども、私もこの国道504号線が生きてさつま

町の活性化ができていくというふうに考えておりました。しかし、ここ一、二年、これがちょっとトーンダウンするのではないかと思うのですけれども、そこらを含めて、先ほど1年で対応が難しいということをおっしゃいましたけれども、今後の道の姿として半年後どうなるか町長も分かりませんかでしょうけれども、さつま町のまちとしてどういうふうなまちづくりをしていかなきゃいけないと、今の思いで結構ですのでしていただきたい。私が前にも申し上げましたけれども、3本の国道を生かしたまちづくりはどうしていくか、単なる通過点であってはならないということは町長も申されました。まさにその通りですから、そこをいかに活用するかということが行政として、あるいはさつま町として取り組む道じゃないかと思っております。そのところを以前にも、同僚議員の話にも、質問にも答えられたと思うのですが、再度お聞きしたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

道路の関係から、インフラの関係からちょっとお答えさせていただきますけれども、前にも答弁いたしましたけれども、非常にこのさつま町におきましては国道が3本交差する、非常にこの交通の要衝でもあります。回答でもいたしましたけれども、これがもう単なる通過点にならないようにしていかなければならないということでございます。これには、先般にも一般質問等もありましたけれども、道の駅の構想の話、それから県立公園を含んだ一体的なこの、そういう公園の整備や在り方等々もあります。また、この道の駅の整備となりますとやはりそこにあります、この町内にあります5つの物産館をどうしていくのか、今後どうあったほうがいいのかというような検討も併せてしていかなければならないということでございます。非常にこの物産館といいますか、この道の駅1つにとりましても物自体の作ることはいろいろと補助事業等もございまして可能ではあるかと思うのですけれども、やはりこれを運営していく中で、この5つある物産館とどう位置づけをしていくか、農産物のロットの問題、新しい、そういうこの地域の中心となるようなもの、こういうものを生産をしていく、いろいろな絡みがあるところであります。これを1つずつやっぱりしっかりと解決していきながら、やっぱりこの将来的なものを見据えて取り組んでいかなければならないと思っております。さっきの話を私が今の段階で、どうのこうのと申し上げるところにはまだございませんけれども、今後策定いたします、第3次の総合振興計画の中にはそこあたりをしっかりと取り入れながら、先のさつま町の未来のためにこの総合振興計画の中でもしっかりと位置づけをしていければと思っているところであります。

○川口 憲男議員

答弁にありましたように、ここで町長が言ってそれが先にどういう実行に移るかということはおっしゃいましたけれども、しかし、さつま町としてどういうふうなまちづくりが必要かということ述べられて結構じゃないかと思えます。それと同時に、これから先のさつま町をどういう町にしたいのか、それからどういう方向性でいきたいのか、その方向性を示すのは町長でもあり、あるいは我々議員、議会でもあり、そこあたりにどういうふうな協力ができるかということも私は大事じゃないかと思っております。先ほど、答弁の中にもありました、高規格道路を私も質問にも言いましたけれども、単なる通過点であってはならないと。これをいかに活かすかということは、これはさつま町にとって非常に命題じゃないかと思っております。それを町長の言葉でどういうふうにしたほうがいいのかというような思いは述べられて私は結構だと思います。そうすることによって、さつま町の潤いも出ていくのではないかと思います。先ほど申し上げましたように、農林業の振興あるいは商工業の振興、これはもうさつま町にとって切り離せない項目です。いかに農林業で活性化を図り、今、担い手とかいろんな農業者の支援もしておりますけれども、そういうことでいかに完璧と言いますか、まだ力を伸ばしていくか、畜産業にしても同じです。やや幾分値段が落ちているということですが、これはもう致し方ないところでもあるとは

思うのですけれども、やはり地域を挙げての取り組む姿勢というのは、今の町長でもこういうふうに述べてもいいのだということに私は思っております。是非、おっしゃったように3本の国道、あるいは物産館の関係、そういう農林業商工業に対してさつま町の生きる道は支援に示していただきたいと思っております。

それでもう1点、町長にお伺いいたします。今、そのところでいろんなところが出てきたのですが、町の振興計画、これ2次ですけれども、2次の中にですけど、ちょっと遅いんですけど3次の中では取り組むということをおっしゃいましたけれども、自然潤うさつまの取組ですね。豊かさを守り、水と緑に癒されるまち。先ほど、農林業水産業が非常に豊かな町だということをおっしゃいました。その点でもう1点、その高規格道路が宮之城道路が完成することによって、あの周辺がまた活躍というか、活動が活発になっていく、先ほどおっしゃいました物産館の道の駅構想も夢と言ったらいかんです。先々こういうのがあったらさつま町の活性化にもなっていくのだということもおっしゃいましたけど、そこでもう1つ、北薩公園の中で歴史ゾーンで虎居城の活性化の話も出ております。2つの橋を架けて次第に、あそこを公園化していき、県の公園ですけれども、さつま町もそれに入った北薩地域の公園として盛り上げていくということがありましたけれども、非常にいいことだと思っております。先般、紫尾温泉の活用策で鹿児島銀行とタイアップした構想も組まれておりました。なかなか形に見えてこないところがあるのですけれども、さつま町にある温泉施設、紫尾温泉、宮之城温泉、それから鶴田ダム、それと川内川の活用策、そして観音滝公園、これもさつま町の非常に優れた観光地じゃないかと思っております。しかし、今どういう状況なのか私たちにも報告はないのですけれども、何か宙に浮いているような状況を聞きますけれども。このふるさとを見直し、次に躍進する今が取り組む時期ではないかと私は考えますけれど、このまちづくりの観光施設等のまちづくり構想については、町長はどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。先にちょっと進んだとお考えでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

観光面のところからについてちょっとお答えさせていただきますけれども、今、川口議員がおっしゃったように、県立公園を中心としたあの一帯をこの観光の今後の目玉といいますか、呼び込むための1つのエリアとして、私は非常にいい場所だと思っているところであります。昨年も日特のこの宮之城工場の創立50周年ということで、非常にあそこで大きなイベント等も開催されたところでございますし、また、今、虎居城跡のほうに橋を架けるということで、上部工の工事が始まろうといたしておりますけれども、ここらあたりが整備され、また、1つは、かわまちづくりのほうで今、時吉のホテルの関係等についても今指定をさせていただいています。進めておりますけれども、これは今、宮之城道路との関係等でまだ調整中でございますが、これがある程度めどが立てば、このふるさとゾーン、この歴史ゾーンを含めた分水路もビオトープ関係でできないかというようなことも今、国交省のほうにも川内川の要望等があったときに話もいたしているところであります。非常に関心を示されておまして、あそこあたりの川を生かしたまた、そういう取組というのも非常に魅力があるのではなかろうかと私も考えているところであります。先ほど申しましたように、観光基本計画等も定めましたので、これに基づきましてより人が本来に來たいと、行ってみたいと思われるような、そういう公園の整備につなげていければと思っているところであります。

今後におきましても、これは国・県等々としっかりと協議を進めながら、ここは取り組んでいきたいと考えているところであります。ここあたりにつきましても、次期総合振興計画の中にも町民の方々の御意見等をしっかりとお聞きしながら組み入れていければと思っているところであります。

○川口 憲男議員

ぜひ、町長、私も同感するところの1つであります。この川内川を核にして自然を生かした地域の自然の温泉、自然温泉ということはないですけど。今ある活用策をいかにしていくか、民間の団体等もこの活性化の流れをしますけれども、ちょっと足取りが遅いのではないかと、そこに補助金も出していますけれども、そこあたりはもうちょっと活用して、先ほど言った川内川の流域の活性化をしていく、そのことに力を注いでいただきたいと。その観光構想の中にも持つていくということでしたので、ぜひ、そこあたりをもうちょっと確立して、そして町民にもそこあたりを大きくうたって、一体となって取り組む姿勢があるのではないかと考えております。行政は音頭を取ったり言葉を発しますけれども、あと動くのは町民であったり地域の住民であると思うのですけれども、そこあたりしていただきたいと。特に、このさつま町であっては観光資源の活用が一番だと思っております。このさつま町のSDGsの推進宣言もされました。5項目によっていろんなものがありますけど、人と地球に環境に優しいまちから、町民、事業者、学校団体、行政、一丸となってSDGsに取り組むまち、こういうこともうたってございます。その5項目1つ1つがまちづくりにいろいろ貢献するのではないかと考えておりますけど、ぜひ今の答弁にありましたように、時間はかかると思うのですけれども、1つ1つ何からやっていくかということ、先の道の駅構想、心といえますか思いを訴えていただいて結構じゃないかと思うし、それに周りがどうするか、先般、台風の時期にテレビを見ていて私も行きたかったのですけど、大崎町の全天候型のハウスのテレビ放送がありました。非常に野菜づくりに一生懸命で、向こうからは台風時期の野菜の不足というのも考えられないということではないですけど、大分それに協力できたということの話がありました。一度は見てみたいなというところでございますけれども、そういうことに含めて、いかにすればまちづくりにそういうところがいくのか。農林業、水産業、すみません商工業含めて、そういうような点ができてくるのではないかと思いますけど、時間はかかると思いますけど、1つ1つやっていこうというという意気込みをもう1回お聞かせ願いたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

これにつきましては、とにかくスピード感を持って取り組まなければならないというのは私も思っているところであります。しかしながら、やっぱりそのスピード感を用いてやる中でも、1つ1つ解決していかなければならない、やっぱり町民の方々の意見を聞かなければならないというのは当然ございますので、そこあたりをしっかりと聞きながら前へ前へ進めていくという気持ちに変わりはございません。

○川口 憲男議員

町長、一番好きな言葉が「前へ前へ」と、後ろに下がるのではなしに前に前にと。失敗したらまたそこでやり直し、回転を変えたらいいわけですから、ぜひ、そういうような心持ちをしていただきたいと。

最後になりますけれども、町長の言葉の中に、活性化の原動力は人であるということをいろいろ聞くところがあります。人口減少にしても、いろんなことにしても、人の力がないとできないということ。私も同感しているのですけれども、しかし、いかにしたらそれを協調したり、あるいはそれを地域に求めたりできるか非常に私も不安を感じております。しかし、こういう例えば国道504号線の活性化、あるいは公園化、あるいは歴史ゾーンところとか、先に申し上げました「豊かさを守り、水と緑に癒されるまちづくり」ということについても、非常に人づくりというのが大事じゃないかと思っております。

地域活性化においても答弁の中にもありましたけれども、それを引っ張っていく、地域を引っ

張っていく、人を育てるのはどうしたほうがいいのかということはもう度々聞いておりますけれども、我々も努力しないとならないところであると私は思っております。

そこで、やっぱりこういういろんなことが国道504号線が通過する、あるいは、さつま町をあれしている国道、いろんなことがそれに貢献していると。これによって人との交わりが非常にいい町だと。国道があることによって出水市あるいは川内市、鹿児島市に通じる道路が1時間内で行けるような町だと、さつま町は。そういうことはこれまでも重々聞いております。そこあたりを今度はいかに生かすか、いかにしてそれを町の中に取り込むか。それともう1つは、そういう町であるからこそ「住んでみたいまちづくり」というのもうたってありますけれども、いかにしたらそういうまちづくりになるのか、安心安全なまちづくりができるのか。これは町長1人であれして、町長が踏ん張って頑張っただけということはないと思います。全町的に、いけんすればということを持ち上げていかなきゃならないと思います。そこで、安全安心して暮らせる町全体、町長の中にありました「赤ちゃんから高齢者に至るまで守り育てるまちづくり」が、それには人口増活性化が望まれるとおっしゃっていました。先のことを町長は「私が申すことじゃない」と申しましたけれども、こういう施策案について町長は新しいビジョンにしたらなんですけども、町長が先々に求めるさつま町づくりというのはどういうものなのか、そこあたりの思いがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

非常に難しい質問でございました。これまで取り組んできたものは、しっかりとまた本当に検証しながら進めていかなければならないところがございますけれども、やはりこの地域を支える、町を支えるというのはやっぱり人でありますので、やはり幾らAI、デジタル化が進んでいく中におきましても、やっぱり最終的にそれを使う、動かすのは人であります。やはり人がキーポイントと私は思っております。そういう中で、人口増というのは非常に難しい、今、時代ではございますけれども、いかにこの人口減少も緩やかにしながら町に活性化を持たせて、町に元気を出していくかということが非常に大事かと思っております。それにはやはりこの核となるのは人であります。やはり人と今後、やはりこの町をしっかりと支えていただくような人材というのを育てていかなければならないということでもあります。先ほどありますように若い女性が少ないということで、いろいろ新聞等でも言われましたけれども、そこあたりの対策も講じながら、やはりこの町に元気が出るような、そういう元気を出してくれるような、核となる人をやっぱり今後つくっていかなければならないなと思っております。その中には、町の職員もその1つであるだろうし、また、地域の公民館長さんなり、また、ある意味議員さんの方々もそうだと私は思っておりますので、みんなが一体となってやっぱりこれをつくっていくという、そういう思いで進めていけばと思っているところであります。

○川口 憲男議員

町長、それでいいのではないですか。いやそれしかないと思いますよ。それ共に進めていくというのが、私はそれだと思います。未来の人材確保ですよね。それから町の産業を支える人づくり、それから雇用の機会とかキャリア教育とか、そういうのもやっぱり人づくりだと思いますので、今の答弁のところは全部それに精通していると思います。

町長、最後にちょっと答弁のちょっと私の言葉がちょっとあれやっただかしれませんが、6月議会だったのですが、消滅可能性自治体のことは出ましたが、私自身、さつま町はこれはないと、全く頭から否定したい。それではいけないのだと。さつま町に育つ人間として、生きてきた人として、こういう言葉が発してくるような町であってはならないと私自身思っているのです。町長も、中にそここのところをおっしゃったと思うのですが、再度町長からお聞きしま

す。これは国のいろんな機関が言うのですけど、消滅可能性自治体という言葉がさつま町に当てはまらないような努力をしていただきたいと思いますと思うのですが、町長、最後にそのところの言葉を、言葉と言いますか、これに対する思いをお示し願いたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

消滅可能性自治体というのはある1つの、何ですか研究会が出した数字でございまして、それはそれとしながらも、私は消滅は本当にはいけないと思っていますし、まさしくそうならないようにやはり、先ほど来、申しますように、この町民皆さんと一緒にこの将来を見据えて取組を進めていくということが大事だと思っています。消滅することはないと思っていますので、ここはしっかりとまた、御理解いただければと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前11時ちょうどとします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、11番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

皆様、お疲れさまでございます。それでは、通告書に基づきまして質問のほうをさせていただきます。

役場職員の労務環境の整備についてでございます。

ここ最近の流れとして、会計年度任用職員の処遇改善のため、勤勉手当の支給など労務環境の整備が行われてきております。しかし、一般職における労務環境においてまだ整備が不十分な部分があると感じています。この点について町長はどのように考えているのかお聞かせください。

続きまして、熱中症対策についてでございます。

今年も異常な暑さで、熱中症患者が急増している。そのような中で、保育園、幼稚園の園児、小中学校の児童・生徒や教職員などの関係者や消防本部、また、農林課や建設課、また、作業班などの現場対応の多い部署ではどのような熱中症対策を行っているのかをお聞かせください。

続きまして、生活困窮者の支援についてであります。

本町はSDGs宣言をし、「誰一人取り残さないまちづくり」を目指している。しかし、支援などにたどり着けず、生活困窮者になっている人たちがいる現状を聞いております。この現状を踏まえ、本町が考える生活困窮者の定義についてお聞かせください。

その中で（1）救済できない理由の1つとして、住所がないことや税金の滞納があると聞きますが、生活困窮者などが町営住宅を借りられるよう、条例の改正などを検討する考えがないかお聞かせください。また（2）として、生活困窮者などを増やさないための支援策について、どのように考えているかお聞かせください。

1回目の質問を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、古田昌也議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の役場職員の労務環境の関係についてであります。職員の労務環境の整備につきましては、行政運営の効率化及び住民サービスの向上に直結する重要な課題であると考えているところであります。

まず、はじめに、職員の勤務時間の適正管理と労働時間の縮減に向けて、勤務管理システムによる出退勤管理をはじめ、個々の時間外勤務の状況等を確認しながら、過重労働の防止に取り組むとともに、メンタルヘルス対策については労働時間の適正化を図るため、事務事業の見直しや適正な人員配置に努めているところであります。また、職員のメンタルヘルスにおけるサポート体制を強化するため、令和5年度から民間の専門機関に業務を委託したことにより、カウンセラーによる職員の電話相談をはじめ、職場における定期相談会や研修会などを実施しているところであります。さらに、会計年度任用職員を含む全ての職員を対象としましたストレスチェックを行い、職員の健康状態を把握しながら必要な支援も行っているところであります。

このほか職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、働きやすい職場環境づくりを推進するため、副町長を委員長とし外部の医師による産業医や衛生管理者並びに職員団体からの推薦委員等を構成メンバーに加えた、さつま町職員衛生委員会を毎月開催いたしているところであります。この衛生委員会の中で、各公共施設をはじめ学校など、実際に委員が直接現場に出向いて職場巡視を行いながら、この職場環境のチェックやその改善点について議論し、具体的な改善策を講じてきているところであります。

以上の取組を通じまして、今後におきましても職員が健康で働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、引き続き労務環境の改善を進めてまいります。

2点目の、熱中症対策の関係等についてであります。

今年の夏も非常に厳しい暑さが続き、7月及び8月におけるさつま町柏原の観測地点におきまして、熱中症の危険性に対する気づきを促す基準となる、暑さ指数の数値が33以上となった日が22日間観測されているところであります。町民の皆様をはじめ、特に屋外で働かれている方々にとりましては、その対策に苦慮されていることと想っているところであります。また、高齢者や子供等熱中症弱者といわれる方々については、様々な状況下における正しい知識を身につけ、体調の変化に注意するとともに、周囲にも気を配り熱中症による健康被害を防ぐことが大切であるとされているところであります。

次に、消防本部職員をはじめ、現場対応の多い部署の職員につきましては、定期的な休息時間の設定や作業時間の調整を行いながら熱中症のリスクを減らす取組を行うとともに、隊員や現場作業員に対しましては日常的な水分補給の励行や体調に異変を感じた場合は速やかに報告するよう、教育や啓発も行っているところであります。

これらの取組を通じまして、町内の全ての関係者が安全に過ごせるよう引き続き努めるとともに、今後におきましても、気象状況に注視しながら必要に応じて適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、3点目の生活困窮者支援についてであります。

まず、1番目の関係等についてお答えいたします。

町営住宅につきましては、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅としているところでありまして、関係法令や条例に基づく管理を行っているところであります。

御質問の条例で定めております入居者の資格に係る規定や、入居手続に係る規定につきまして

は、関係条例等の中で例外規定を定めているところであります。住まいに困窮する方の自立支援に当たりましては、公営住宅など住まいの提供と合わせて見守りや就労等の支援を行うことが効果的であることを踏まえ、関係支援機関等との連携のもと、町営住宅使用の相談案件があった場合には、住宅需要の動向を踏まえた上で個別に対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2番目の生活困窮者など増やさないための支援策についてであります。

生活困窮者自立支援法で定義されておりますこの生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある方となっているところであります。

なお、この生活困窮者を大きく2つに分けますと、経済的に困窮しているケースと、経済的に困窮はしておりませんがお金を使い方に問題があるケースに分かれると考えているところであります。

この生活困窮者などを増やさないための支援策としまして、日頃から地域の見守り役として活動していただいております民生委員の訪問活動により生活実態を把握していただき、福祉係やくらし・しごとサポートセンターと連携を図って対応しているところであります。

この相談をいただいた生活困窮者に対して、くらし・しごとサポートセンターによる家計の収支の見直しや、必要に応じて金銭管理を行うなどの家計改善を行っていただいているところであります。それでも改善が難しい場合には、生活保護の申請をすることにより安定した生活を取り戻し、また、北薩地域振興局のケースワーカーと共に就労活動を行い、生活保護から脱却するための支援を行っているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 中山 春年君登壇〕

○教育長（中山 春年君）

古田昌也議員の熱中症対策についてお答えいたします。

町内の学校におきましては、国や県からの周知文や熱中症対策ガイドラインをもとに各学校で対策を行っているところであります。具体的には、十分な睡眠や朝食の摂取、活動中の小まめな水分補給の促進と休憩の確保、適切な服装・帽子の着用等について、園児や児童・生徒及び教職員に指導を行っております。また、熱中症警戒アラートや熱中症指数計により、外での活動を控えたり時間を短縮したりするなどの工夫を行っております。応急処置の対応策としまして、応急処置などの職員研修を行ったり、保健室に冷却シートや保冷剤、スポーツドリンクなどを常備したりして対応しております。また、中学校の部活動におきましては、練習時間帯の工夫や小まめに休憩時間を設定したり、屋外での活動する部活の場合、練習の合間にエアコンのきいた教室でクーリングタイムを設けたりして熱中症対策を行ってきております。ほかに、今年度は3つの学校で運動会の日程を変更し、9月末から10月初めに実施するのは合わせて5校、5月実施が1校と夏の暑い時期を避けるようにしております。しかしながら、熱中症は個人差や健康状態によって左右されるものでもあります。児童・生徒及び教職員の健康観察を十分に行うとともに、職員間や家庭との情報共有を密にし、熱中症予防に努めるよう指導してまいります。

〔教育長 中山 春年君降壇〕

○古田 昌也議員

それでは、2回目のほうの質問に入らせていただきます。

先ほど回答いただきましたが、現在、職員の方の休職者は何名。また、今年度に入って離職者、退職者というのはおられるのでしょうか、お聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

現在の休職者につきましては、2名となっております。また、本年度における離職者は6月30日付で再任用職員が1名退職しております。また、一般の常勤職員の退職はございません。

○古田 昌也議員

休職者が2名、離職者が任用職員の方で1名ということなのですが、休職、離職者の理由などはちゃんと把握しているのでしょうか、お聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

休職者における理由につきましては、地方公務員法等の規定に基づき手続を行うこととなりますため、その理由については確実に把握してございます。また、離職者につきましては、基本的に本人の様々な事情等もありますことから、必要に応じて聞き取りを行っているところでございます。

○古田 昌也議員

ちゃんと把握もしているということですので、もうここら辺はあれなのですが、すみません。根本的なことなのですが「役場職員の職務とは」と言われるとどういった形を考えてられるのですか。お聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

役場職員の職務ということですが、もちろん地域住民の福祉向上と住民サービスの提供を目的として行政運営を支える業務全般を遂行すること。ということであります。具体的には、法令に基づく行政手続や住民サービスの提供を始めまして、地域発展のための施策の展開、災害対策や環境保護、教育文化の振興など多岐にわたるところでございます。また、住民からの相談等に対応し、地域の課題解決について取り組むことも重要な職務の1つであると考えております。

○古田 昌也議員

12月議会でしたかね、というときにも似たような質問はさせていただいたのですが、その確認のためなのですが、そのときにも今、回答のほうには奉仕者という言葉が出てこなかったのですが、その前に町民の方々の奉仕者という形での回答もいただいております。町民の方々に対しての奉仕者とは理解をするのですが、それでも役場職員の方々は一労働者でもありませんか。そのことに対してはどう考えているのかお聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

いわゆる、全体の奉仕者という言葉につきましては、日本の公務員が持つべき基本的な姿勢を示しておりまして、憲法や地方公務員法に基づきまして、公務員は特定の個人や団体の利益のためではなく、社会全体の利益や公共の福祉のために働くことが求められております。しかしながら、議員御指摘のように、職員は一労働者であり、町民の皆様に対しまして質の高いサービスを提供するために日々努力を重ねており、職員自身の健康や働きやすさも非常に重要であると考えております。

○古田 昌也議員

労働者であるということがあるのであれば、労務環境の整備ということで残業や休日出勤など、ちゃんとその法律に基づいて対応しているのかどうかお聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

地方公務員も労働者でありますため、労働基準法の適用を受ける部分も多くありますが、地方公務員法の規定が優先される場合もあり、これに基づいて対応しております。一般の職員の労働時間は労働基準法により厳格に管理をされておりまして、定時勤怠の促進や過度な残業の抑制に努めております。また、残業や休日出勤が必要な場合は、事前に上司に承認を得ることが義務づ

けられておりまして、これらの時間については割増賃金を支給しております。なお、年次有給休暇や特別休暇の取得を促進しながら、職員が適切に休暇を取得できるよう配慮をしているところでございます。

○古田 昌也議員

先ほどの回答でした、休日やちゃんと賃金などは適切に取得して支給できるようにしているという形の回答で理解していいのでしょうか。そこだけお聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

やはり状況を見ながら適切に上司が判断をし、そういう環境を整えるようにしているところでございます。

○古田 昌也議員

適切にやっているという上司の確認があるということはすごく理解いたしました。

ちょっと視点を変えて、先ほど言われました地方公務員法というのがあるのですが、しつこくなるかもしれませんが、地域担当職員なども今の内容であるのであれば、公務ではないかと僕は考えるのですが、その点はどういうふうに考えているのかお聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

地域担当職員などのことについてでございますけれども、この公務でないのかというようなことなのですが、この内容につきまして直接的に公務の職務遂行の一環として、地域社会の安全や福祉生活の改善などに寄与するものであれば、その内容についても公務の一部とみなされる場合があるところです。しかし、具体的な活動が公務職務として求められる範囲を超えた私的な目的や特定の団体への奉仕で、活動である場合は、公務の範囲には含まれないということになります。したがって、この地域担当職員のこの内容につきましてが公務に該当するかどうかの判断は活動の目的、性質、公務員の職務に対する関連性などを総合的に考慮した上で行うべきでありまして、その解釈や運用についても慎重な対応が必要であるというふうに考えているところでございます。

○古田 昌也議員

慎重なあれがあるということなのですが、なるのであれば、公務とそういった感じの基準というのはちゃんとした線引きが必要ではないかと思うんですが、そこら辺の線引きとかは考えてないのでしょうか、お聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

この地域担当職員のことと捉えて申し上げますと、この地域担当職員が地域に根差した活動を通じて住民の皆様との信頼関係を築き、地域の課題解決に向けて尽力することを、これは目的としてございます。そのため、地域担当職員の活動は職務としての公務と地域社会一員のボランティア活動の双方が含まれる場合があるというふうに思っております。地域担当職員の活動においてどこまでが公務であるかという基準についてですが、公務に該当するかどうかは活動内容が公務員として職務上の義務や責務に果たすためのものであり、住民の福祉や公共の利益に直接的に関与するかどうかによって判断されるということでございます。具体的には、町の行政施策の一環として行われる業務や、地域の安全安心に寄与する活動は公務というふうに考えております。

一方で、地域住民とともに行う清掃活動やイベントのサポートなどは公務とは直接関係がございませんので地域の一員として行う自主的な活動について、これらボランティア活動として位置づけているところであります。そのため、基準といたしましては、職務上の義務として遂行すべき活動かどうか、活動が行政の責務に基づくものであるかどうかという視点で判断をしてございます。

○古田 昌也議員

今の回答を受けて、また感じたことはございますが、地域担当職員がやっぱりその中で、回答でボランティアと出てくるのは僕はやっぱりおかしいと思うのですよね。地域に根差した活動であったりとか、そういったことはやっぱりその役場職員の職務だと僕は考えるんですけど、そのボランティアではおかしいと思うのですが、やはりそういった形での一步進んだ検討というものは行われないのでしょうか、お聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

今おっしゃるとおり、そういう部分も含まれて受け止められる部分もある程度あるということも考えているところであります。現在の地域住民の皆様と地域の課題解決を含め、先進地研修に地域担当職員として参加する場合は、職務専念義務の免除、公務の免除ですけれども、これを行った上で公務でなくボランティアでの参加、また地域のために会合等に参加する場合、これにおきましても地域社会の一員としてボランティアで参加しているところでございます。この地域担当職員につきましては、昨年12月議会でも御回答させていただきましたけれども、現在、総合政策課を中心にこの地域担当職員制度を含む今後の公民館、公民会の在り方について抜本的な見直しを行うように検討をしております。今後、区公民館長をはじめ、職員等へ具体的な案を示し御意見等を伺いながら、令和8年度を目途として新しい制度の構築に向けて準備を進めているところでございます。

○古田 昌也議員

そういった形で検討を進めていっていただければ、ぜひとも検討も進めていただきたいなと思います。また、その地域担当職員の任命のやり方に関しても明確にちゃんとおこして検討していただければと思います。

次に、ちょっと労務環境の形で若手のほうのことでちょっと気になることがありますのでお聞きしますが、若手職員などのフォローはしっかりしていただけているのか、また、そういった方々の意見というのは広く聴取できているのか、ちょっとお聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

若手職員が地域活動に積極的に参加し、その経験を通じて成長することは組織全体の活力向上につながる重要な要素であると認識しております。そのため、若手職員に対するフォローアップ強化をするとともに、意見を広く収集することは非常に重要であると考えており、今後においてもそのように対応してまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

ぜひ、若手の方々の意見も広く聴取しながら、いろいろな形の施策に適応させていただきたいと思っております。またちょっと見方を変えまして、課ごとに業務量など差があると思います。そこに対して適切な職員の人員配置や人事異動などは定期的に見直しをしているのかどうかのかをお聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

おっしゃるとおり、各課の業務量や業務内容につきましては差がありまして、それに応じた適切な人員が必要であるということは認識しております。これに対応するために定期の人事異動に加えまして必要に応じて臨時の人事異動を行い、各課の業務負担の均衡を図っているところであります。異動に際しては自己申告書による職員からの意見や要望に加えまして、業務量や人員配置等に関する改善点などを把握しながら、現場の実情に応じた人事異動に努めているところでございます。

○古田 昌也議員

人事異動とかそういう形は定期的に行っているということで理解いたします。それでしたら、逆にですが専門的な業務の方々の後継者づくりなどはちゃんとできているのですか。お聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

専門的な業務につきましては、組織の中核を担う重要な役割を果たしておりまして、その後継者育成は非常に大切な課題であると認識しております。専門的な業務に必要な知識や技術を習得するための研修を始めまして、資格取得に対する経費の支援を行うなど取組を実施しておりまして、今後においても組織の持続的な発展に努めてまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

今のあれなのですが、できれば、状況に応じた人事異動の見直しとか適正に行われているということだったのですが、一番気になるのはライフライン関係の後継者なのです。特に水道課とか直結した人員に関してはこういった考えをお持ちなのかちょっとお聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

各部署の業務の効率化と職員のキャリア形成を両立させるために人事異動を計画的に実施しているところでございます。

特に、ライフライン関係の部署においては高い専門知識と経験が求められますため、慎重に人事配置を行っております。これらの技術職員を要する部署につきましては、後継者育成が重要な課題となっております。先輩職員による経験の引継ぎを始めまして、若手職員に対して専門研修の実施など必要な知識と技術の習得に努めているところでございます。

○古田 昌也議員

ということはやっているということですね。そこら辺は本当にライフラインですので、しっかりと本当はやっていただきたいように要請をしておきます。こういった形で今ちょっと質問させていただきませんが、根本的なことを再度お聞きしますが、そもそも組合があると聞いておりますが、組合からこういう労務環境の整備する声は上がってきていないのか、またこういうことを言いにくいのか、そこら辺はどう捉えているんですか。こういう声は上がっていないのですか。お聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

地域担当職員制度に係るこういう等々に係る活動の形態の明確な位置づけなどにつきましては、過去に職員組合と団体交渉の中で課題に上がったことがありました。

また、職員衛生委員会の委員の中には、職員団体からの推薦による委員も3名含まれておりまして、毎月行われる当委員会の中でも意見等を聴取しながら労務環境の改善に努めているところでございます。

○古田 昌也議員

ということは、組合のほうからはあまり上がってきていないのかなという感想を持ちましたが、なぜ僕がこの労務環境の整備にこだわるのか。先ほど、一番最初に町長の解答がありましたとおり、当然ながら町民サービスの向上に直結しているということが考えているからでございます。それと、人材の確保、離職を防ぐ方策でも僕はあると思っております。ただ単に環境を整備し、線引きを明確にすることによって、職務の効率化や目に見える人事評価の基準にもなると思っております。対応する町民からの要望、それとまた別々だけ様々なハラスメントであつたりとかして、その他いろいろな理由で職員の方はやはりストレスを抱えたり、休職・離職をし、また、残された職員の負担増にもなっているということを僕は考えております。そういった形で僕は考えておるのですけど、その点についてはどういうふうに考えているのかお聞かせください。

○総務課長（富満 悦郎君）

職員がストレスなく業務に集中できる環境を提供することで、敏速かつ的確な対応が可能となり、町民の満足度が上がるというふうに考えております。また、良好な労務環境につきましては、優秀な人材を引きつける要因ともなりまして、職員の定着率をはじめまして長期に働き続けることで経験と知識が蓄積され、組織全体の能力が向上することにつながると考えております。ただ単に労務環境を整備することにより、職員の負担増につながるのではないかという点につきましては、職員の意見を積極的に取り入れ、また、業務の効率化やデジタル化などによりまして、加えましてハラスメントについても研修を重ねながら職員の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

ちょっと時間もかかっているので、聞きたいことがあったのですが、ちょっと言いたいことを言わせていただきます。

6月議会でも言いましたが、さつま町、本町は本当に良い町だと僕は本当に思っております。それは民間との、役場との距離感、職員の方々の町民への丁寧な対応、それで目配り・気配り・思いやりの精神を持って、また、施策の中では県内、全国的に比較しても抜け目のない支援や補助をしています。また、農・商・工に対してもしかりでございます。近隣市町村は先進地での新たな取組などの話も役場の方々はよく聞いていただき、調査研究を本当にしていただいていると思っております。全ての職員の方々がなぜそういうことができるのかということ、本当に役場の職員の方々がいていただけるから僕はできていると思うのです。ただ、これから先はどんどんまた変化がして対応ができない事例が起こってくると僕は本当に考えております。ですから、こういった形で対応が手遅れにならないように、なあなあで終わらせずしっかりと環境づくりを明確な線引きをしていただきながら、基準に合わせた人事評価や人事の配置、または後継者の育成などもしていただきたい。そして忘れてならないのは、本当に何度も言いましたが、職員の方々がいるから町政の運営ができる、それでチャレンジができると本当に僕は考えておりますので、ぜひともやっていただきたい。こういうことを僕は考えているのですが、町長は今こういう現状、今のやり取りを聞いてどういうふうに考えているのかちょっとお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

先ほど、川口議員の中でもお話もありましたけれども、やはりこの職員というのも非常に重要なこのまちづくりを進めていく中でも非常に重要な位置を占めているものであります。職員にはこれまで研修会、いろいろしながら専門性も高め、資質の向上も図りながら、またときには柔軟性を持った幅広い職員となつていただくように私は願っているところでありまして、そういうふうにつながるような、今後はまたそういう対応もしていきたいと思っているところであります。職員はこの地域の宝で私もあると思っていますし、やっぱり職員ががんばらないことにはこの町は発展しないということもありますので、職員には一生懸命がんばっていただくのはもちろんのことですけれども、それにしっかりと対応できる体制、環境は我々が責任を持って整えていく必要があると思っていますところであります。

○古田 昌也議員

ぜひとも、本当に町長が職員の方々に対して目配り・気配り・思いやりという言葉を使っていますので、執行部側、町長たちも職員に対して目配り・気配り・思いやりの精神を持ってそういったことに対応していただきたいことを強く要請して、次の質問に移らせていただきます。

まず、熱中症対策についてですが、生徒、児童、教員や町全体で、例えば公民館単位などで熱中症に対して講座や研修などを受けさせているのか、ちょっと各課お聞かせください。

○学校教育課長（井手口 勉君）

児童、生徒、教職員につきましては、これまで管理職研修会や養護教諭等研修会を通じて熱中症の予防対策について指導をしているところでございます。それらの内容を踏まえて、各学校では実態に応じた研修や指導を進めているところでございます。

児童・生徒に対しては、日頃から教員による熱中症予防の指導を行ったり、屋外での活動や運動の制限を行ったりしております。中学校では保健体育の授業で熱中症についても学ぶ領域がございます。また、保護者に対しては保健日より、学校保健委員会を通じて啓発を行っているところでございます。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

ほけん福祉課では、町民全体に対しての講座や研修会などは行っていないところではございますが、高齢者の通いの場や出前講座の機会に周知啓発を行っているところでございます。

また、町ホームページ、消防サイト内においても掲載をしているところでございます。

○総務課長（富満 悦郎君）

職員に対する熱中症の講座や研修は特別行っておりませんが、日頃から職員の健康管理等につきましては、これまでも課長連絡会をはじめ、職員長会等を通じて機会あるごとにその予防策や注意喚起を促しているところでございます。

○古田 昌也議員

時間の関係もあれなのですが、受けさせないのであれば受けさせていたきたいということをやちょっと要望いたしまして、消防長のほうにお聞きします。

今年度、救急の出動件数というのはどういった感じになっておるかお聞かせください。

○消防長（萩木場一水君）

令和6年4月から8月までの各災害出動は、火災出動が4件、救急出動が505件、救助出動が6件、その他出動が51件、合計566件の出動となっているところでございます。

○古田 昌也議員

すみません。例年と比較したらそれは増えているのですか、どうなのですか。お聞かせください。

○消防長（萩木場一水君）

令和2年から令和5年の5月から8月までの救急搬送だけで申し上げますけれども、人員の平均が348人でありまして、うち、そういうことで348人ということになっているところでございます。

以上です。

○古田 昌也議員

そうした救急搬送全体で考えていても、それは増えているのかどうかだけ、ちょっとまたお聞かせください。

○消防長（萩木場一水君）

救急搬送全体で見ましても、搬送人員、それから熱中症患者数につきましては増加傾向にあるところであります。

○古田 昌也議員

出動が増えているということは、その分消防隊のほうに負担があるということで考えているのですけど、その消防隊や救急隊の方に対しての熱中症対策はどういった形をとっているのかお聞かせください。

○消防長（萩木場一水君）

熱中症シーズンを迎える前に、暑さに慣れるために暑熱順化訓練というものを実施をしているところでございます。また、対策としましては出動する車両に隊員用の飲料水を掲載をしたり、火災現場では隊員の状態や休憩を考慮した活動隊員のローテーションを行っているところでございます。また、救急出動では直前の出動が長時間となった場合と、出動隊自体をローテーションをするなどして疲労が蓄積しないように考慮しているところでございます。

○古田 昌也議員

ローテーションとか対策をちゃんと取っているという確認が取れたのであれなのですが、ちょっと流れ的にいろいろとあるのですが、次は教育委員会のほうに聞きたいのですが、生徒児童の対策は必要だと考えているのですが、先生や用務員の方々の対策もちゃんときちんとしているのかお聞かせください。

○学校教育課長（井手口 勉君）

学校の教室、職員室、用務員室ともにエアコンを設置してございます。教職員や用務員には室内外の作業を実施した際には適度な温度管理のもと休憩を取らせておるところでございます。特に用務員に関しましては空調服を準備し、使用をしております。屋外作業時には小まめな休憩と水分補給を指導し、作業が長時間にわたることが予測される場合には、用務員数名で作業し、できるだけ気温が上がらない時間帯で作業を終了するようにしております。水分補給等については、児童、生徒、教職員とも各自水筒を持参し、年間を通して適宜行っているところでございます。

○古田 昌也議員

今の回答で分かったところなのですが、この暑さ、建物非常に暑くなります。特に役場の庁舎に来て月曜日、2日間休んだときにすごく暑くて、エアコンが全然冷えないというところが多々あります。そこで、ちょっと対策として、保健室とか用務員室に関しては24時間、僕は冷房をつけてちょっと冷やして、そういった避難場所になるべきだと考えるのですが、その点24時間稼働させるということは考えないのでしょうか。お聞かせください。

○学校教育課長（井手口 勉君）

校舎につきましては、確かに昼間の熱が校舎に保たれたままであったり、廊下に熱気がこもってしまったりしているところがございます。その熱気については、朝の段階で窓開けと空気の入替え等をしっかりとすることで、少しでも取り除くようにしているところがございます。ですので、その時間帯に合わせて、状況に応じて保健室などの適切な温度管理された部屋の確保を進めてまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

ぜひ、そこら辺は検討はしていただきたいと思うのですが、またちょっとあれなのですが、そもそも今、国のほうがクーリングシェルターの導入に対していろいろと言っております。今、クーリングシェルターを設置しなさいと言っているのですから、僕は熱中症対策として、例えば大きい冷蔵庫とか学校内の製氷機、体を冷やすのが大事なので、そこら辺をすごく強く感じることがあるのです。消防署のほうにも確認すると製氷機はないということだったので、熱中症の対策として製氷機の導入とかそういった形、細かな備品やらドリンク関係の常備などをすることは考えていないのかお聞かせください。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

飲み物については御自身で準備をしていただくよう周知を行っておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

○財政課長（垣内 浩隆君）

熱中症対策に必要な設備、備品等につきましてはそういった施設の利用状況、また職員の作業

状況、意見等も踏まえながら検討していきたいと考えております。

○古田 昌也議員

そういった備品の検討という形でさせていただきましたので、まず本年度の当初予算で、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費として町有施設に対して自家用消費対応発電機、太陽光設備などの効果分の調査という形で導入されております。だから24時間電気代がかかるというわけではなく、そういった調査を得て、そういった検討という形でもしていただきたいのですが、そういった形はどのようなのですか。ちょっとお聞かせください。

○財政課長（垣内 浩隆君）

今年度におきまして、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業を導入いたしております。これによりまして、太陽光発電設備の導入可能性調査ということで、年度末に調査が終了する予定となっております。この調査結果を基に、太陽光発電設備の設置を検討していくこととなりますけれども、設置後の発電量がどの程度になるか、こういった部分を踏まえながら、その後のエアコンの使用時間、こういった部分につきましても検討させていただきたいと考えております。

○古田 昌也議員

そういった形を調査も結果も踏まえながら、来年度ぜひともこういった形で24時間冷やして避難ができる場所等の確保というのを強く要請はしたいと思っております。

その点で1点だけちょっと提案というか、お聞きしたいことがあるのですが、例えば今、クーリングシェルターで設置されているのは本所、支所2つ、合計3つなのです。クーリングシェルターはそもそもが熱中症があると、指数が危険ですよとなったときに設置を義務づけているだけという形になりますので、そういった形では場所が少なすぎるのではないかと。なので、例えばですけどコンビニとか商店の方々にクーリングシェルターをそういった形で設置をちょっとしてくださいというような促しというのはできないのかお聞かせください。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

暑さ指数が35を超えると予測される場合に発表される熱中症特別警戒情報は、幸いにして本年度は今のところ発表されておりませんが、町の施設の指定については今後の状況や他の市町村の状況を見ながら検討したいと考えております。また、コンビニや商店の方々の協力という形では人数に応じた1人当たり滞在することが可能な空間が適切に確保されていることなど、指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準等がございますので、民間の方々の協力については現時点では考えていないところであります。

○古田 昌也議員

現在では日数がないし、そういったことは考えていないということは分かりました。でも、最近の暑さは本当に人の命を奪います。最近ではテレビのほうでも熱中症アラートを表示して危険を周知しています。しかしながら、やっぱり画面の左上のほうで、少しのスペースですごく見にくい、分かりづらいのが実際だと僕は本当に感じています。しかし、でもこれが市町村にクーリングシェルターの設置を、そういった指数を超えればしなさいと言われるぐらいやはり緊急なことだと僕は、深刻なことだと思っておりますので、ぜひともそういった形でも検討はしていただきたいと思います。

それと、何度もしつこいようですけど、起こってからでは本当に遅いのです。誰かはそういった形で、本当に命をなくしてからでは本当に遅いのです。効果がないように先に、先に対策すべきだと僕は本当に考えているのです。そういった形で、そういったことを含めて町長にお聞きしたいのですが、今までこういった形になっているのですが、そういった点ではどういうふう考えているのかちょっとお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

本当にこの異常な暑さが続いて、非常に命に関わるような暑さになってきているときもあります。このクーリングシェルターの関係等については、当たり前前に正式なことにまず、先ほど、ほけん福祉課長が説明したとおり、いろんな基準等がありましてできませんけれども、コンビニ等につきましても涼み所ということで、そういう暑さを感じたときには自分でそこにまず行って避難するというような取扱いをしていただくように働きかけをするというのは、私は可能であろうと思っていますところであります。

今後におきましても、この暑さにつきましては、医師会をはじめ関係機関とどういう対策をしたほうがいいのかというのは、しっかりと対応をしていく必要があると考えているところでございます。

先ほど来ありますように、命を守るということに関しましては全く私も異論はないところでございますので、そういう中で何ができるかというのをしっかりと整理しながらこれは進めていきたいと思っております。

○古田 昌也議員

ぜひとも、本当に先に、先に手を打っていただきたいと本当に思います。命が本当に失われてから入院、半身麻痺になってからとか、ことが起こってからでは遅いので、そういった、先に先の対策を強く要請して、次の質問に移りたいと思います。

先ほど、生活困窮者の件になります。回答をいただいたところを含めまして、実際のところ、お金に困っていない困窮者もその中に含まれるのですか。実際いますよね。そこら辺はどういうふう考えているのか、お聞かせください。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

経済的に困窮はしていない方もいると考えております。

○古田 昌也議員

お金に困っていない困窮者もおられるということで、今、回答がありましたが、実際そうだと思います。先ほど、回答のほうには、お金の使い方が問題だったり、大きく2つに分かれると言っていました、本当にお金に困っていない困窮者もおられるのです。実際、様々な困窮者がいる現状で社会福祉協議会の方々、また、訪問介護とか入浴介助で資格がいらない、業務が要らないのに、その方々が資格があるのに資格が要らない業務を負担しているケースがすごく多くあると聞いています。町として、そこに資格が要らないケースに対応する形で人員の募集をできないのか。また、そこに例えば地域維持の観点での地域おこし協力隊の募集などはできないのか。ちょっとお聞かせください。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

生活困窮者の状況やニーズを把握し、困窮状態から脱却するために必要な支援として、これまで行ってきております就職活動に加えて、働く場の提供についても今後検討していきたいと考えております。

○古田 昌也議員

そうですね、働く場のそういった形で、働く場の提供になるということもありますので、ぜひともそういった形で募集を先に先にと考えていただけたらすごくありがたいです。

その中でお聞きしますが、社会福祉協議会との関連とかが緻密に行われていると思うのですが、どのくらいの頻度でそういった形の情報交換とかしているのですか。お聞かせください。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

社会福祉協議会との打合わせは、毎月、月始めの定例会に加えて、障害福祉や高齢者福祉な

どの福祉サービスの内容協議も含めて必要に応じて行っているところでございます。

○古田 昌也議員

それだけ頻度的にやっているのであれば、社会福祉協議会からの要望とかというのはないのでしょうか。お聞かせください。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

宮之城ひまわり館の中に、町の社会福祉協議会がありますので、ひまわり館の開館から約30年近く経過をしていることから、施設改修を現在進めていることもあり、修繕が必要な箇所についての要望として受けております。

○古田 昌也議員

ということは、その生活困窮者であったりとか、そういった形で困っていることはないという形で理解をさせていただいてよろしいですね。でしたら、ちょっとそれだけ密に連携を取り合って、そういった形の支援がちゃんと行っているという解釈のもとですね、1つだけちょっとお願いというか、提案というか、要望というかがございます。

1つは、まず、児童養護施設から卒業した18歳の子供たちの中には、望まれない仕事について生活に困窮して犯罪に走ることも本当に多いと聞いております。本町の町営住宅などを活用できるようになれば大きな社会貢献になると考えております。というのも、先ほどの回答の中で、特例個別に相談をすると、町営住宅の中ではあるということをお聞きしましたので、そういった方々に町営住宅の活用などができれば大きな社会貢献になると僕は本当に思っております。

というのも、住所がなければ免許も取れない、仕事の面接にもいけません。生活困窮者の中でそういった若い子たちは、働きたくてもやっぱり資格すら取れない方々もおられるという現状をちょっと把握をしていただきたいということがあります。働きたくても資格が取れないから働けない方々に対しては、そういった方々を受け入れることで企業に対しての労働力の不足の解決にも僕はなると思っております。そこで大きな差というのが、チャンスがもらえない、チャンスを与える町にはしていけないのかなと。町営住宅をそういった方々に対して貸出し、そこに対して仕事を斡旋し、そういった方々に、望まれない仕事に就いた方々に対してチャンスを与える、希望を与えるということをしていただけたらすごく僕はいい町になって、社会貢献、それは町内にかかわらず、大きく鹿児島県でもできることだと思うのですが、その点に対して町長は町営住宅の貸出しとか、こういった活動に対してはどう考えているのかお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

児童養護施設をこの18歳で卒園し、それから働きながら自立することが難しいケースがあると聞いていますところでもあります。現在、さつま町でこのケースに該当する事案はないようでございますけれども、今後、このようなケースがあったとした場合につきましても、それぞれやっぱり個々にいろんな事案があると思っておりますので、そこにしっかりと寄り添った相談をする中で、しっかり寄り添った形で対応を心がけていく必要があるのではなかろうかと思っているところでもあります。先ほど言いましたように町営住宅の関係等についても、条例等の中で特例の取扱いもできるような規定もありますので、そこについてはしっかりとその相談の中でどういう対策が必要なのかというのをしっかり聞いた上で対応していく必要があると思っているところでもあります。

○古田 昌也議員

最後に要望になります。なぜ、僕がこういった形で職員の方々、内部のことを質問するかといいますと、町民の方々の構図はもちろんのことですが、本当に余裕がないように見えています。職員の方々が。やるには、必ずそういった形で中から整備を教えないと、どんな要望が来

でも僕は対応ができないと。それは民間でも役場でも全部一緒だと思っております。要望を言うて、言うて、話が通じないではないのですよね。受けられないのです。余裕がないから。だから、しっかりとそういった形を全般的に整えていただいて、要望をしっかりと受けとめる組織づくり、体制づくりをしていただきたいということを強く要請して質問を終わりたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後 1 時 5 分とします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 05 分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、10 番、有川美子議員に発言を許します。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

改めまして、お疲れさまです。

それでは、私の通告に従いまして、2 つ、大項目 2 つ質問いたします。

私、今回の質問もですが、これまで福祉の視点を生かしたまちづくりを、そういったものを目標の一つしております。

では、大項目 1、誰もが暮らしやすいまちについて。

高齢者、子育て世帯、障害児と、その家庭の困り事の相談を受けています。そうすると、最終的に「普段は自分で何とか頑張るが、いざというときに小さな困り事を誰かに助けてほしい」との声に集約をされております。

困り事の内容は各自様々であります。共通しているのは移動手段の確保。そのほかには、高齢者は買物支援、子育て世帯は短時間の一時預かり、また、障害のある子供とその家族からは学校や作業所等への送迎などがあります。

多くの町民の困り事を解決する仕組みづくりを提案するに当たり、さつま町総合振興計画後期基本計画、そして、第 2 次地域福祉計画の基本目標を踏まえて質問をいたします。

1、障害児、障害者への福祉タクシーサービス提供の実態は。

2、子育て世帯からはファミリーサポート事業の創設を望む声があります。これまで検討した中での課題内容は何でしょうか。

3、平成 24 年度より開始をされた支え合いネットワーク互助事業。簡単に申し上げますと、有償ボランティア。こちらの利用会員と協力会員の内訳と実績をお示してください。

大項目 2、目指せふるさと納税 10 億円について。

本町は年々ふるさと納税額が増えており、令和 3 年の豪雨災害においては、サイトを通じて多額の御寄附を賜り、本町を応援してくださる方の温かいお心に深く感謝申し上げます。

さて、町長から、今後さらに 10 億円を目指すとの発言があったことを踏まえ、その目標額設定の根拠と目標達成に向けてのプロセスについて質問いたします。

1、これまでのふるさと納税への本町の取組をどう評価していますか。また、10 億円の目標額設定の根拠と用途は。

2、目標達成のためのプロセスとその詳細はどのように考えていらっしゃいますか。

3、総務省は2025年10月からの制度改正で、独自のポイント付与を行っている仲介サイトで自治体が寄附を募集することを禁止するという発表がありました。本町への影響ははいかがでしょうか。また、万が一ふるさと納税の仕組みがなくなるかもの、そういった意見をおっしゃっている方がおりますが、可能性について、こちらの見解をお聞かせいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

〔有川 美子議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、有川美子議員からの質問にお答えいたします。

1点目の誰もが暮らしやすいまちについてでございます。

障害児（者）への福祉タクシーサービスの提供の実態ということでございますけれども、御質問の福祉タクシーサービス事業につきましては、民間事業者が実施している有料の移送支援事業でございます。町内では町社会福祉協議会と訪問看護クオラの2か所が行っているところであります。

この福祉タクシーを利用できる方としましては、介護保険の要支援認定や要介護認定を受けている方、障害者手帳の認定を受けている方が利用できるものでございます。

この福祉タクシーの主な利用者の実績としまして、介護保険の認定を受けている高齢者がほとんどとなっており、障害者等の利用はいずれの事業所も利用がない状況となっているようであります。

障害者や障害児が利用する移送支援としまして、町が社会福祉協議会に委託をしている移動支援事業がございます。この事業は障害者手帳の認定を受けている方で、障害福祉サービスの利用に含まれる送迎を除き、日用品の買物、一時的な通院や余暇活動など社会参加のために行う支援となっているところであります。

この移動支援事業の利用実績としましては、個別支援型が実利用者数1名で年間40時間、車両移送型の利用者数は5名で年間115時間となっており、主な利用内容としましては、障害者や障害児の一時的な通院や、墓参り、日常生活品の買物などに利用されているようであります。

次に、ファミリーサポート事業の創設の関係等についてであります。

ファミリーサポート事業につきましては、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員としまして、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者とそれから当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業となっているところであります。本事業におきまして需要がある主な内容としましては、保育所などから自宅等への送迎や保育園の時間外の預かりなどとなっているようであります。

町におきましては、令和元年度に策定いたしました第2期さつま町子ども・子育て支援事業計画の中で計画期間中の実施を目標に取り組んできた経緯がありますけれども、令和4年度の間見直しにおきまして、これらの事業提供者として日中時間的に余裕のある高齢者層が中心になることが予想され、保育所などからの送迎につきましては、車などの移動について不安を感じる高齢者が多く見られるなどの課題があることなどから実施に至っていないところでございます。

現在、令和7年度から令和11年度を計画期間とします第3期のさつま町子ども・子育て支援事業計画の策定を行っているところであり、このファミリーサポート事業につきましても、子育て支援の方策の一つとして協議していくことといたしておりますけれども、まずは、需要がどの程度あるのかを把握した上で、事業提供者につきましては、地域支援の掘り起こしや福祉事業所

等の連携などについて今後研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、3番目の支え合いネットワーク互助事業の関係等についてであります。

この事業につきましては、平成24年にボランティア要請を兼ねた地域の支え合いづくりとしまして、さつま町社会福祉協議会により立ち上げた事業でありまして、高齢の方や障害のある方等に対しまして、ボランティアの方がちょっとした生活支援や困り事への対応を行うものであります。

令和6年8月30日現在の利用会員は36名で、協力会員につきましても36名となっているところであります。

令和5年度の実績につきましては、利用者数7名、活動者数5名であり、主な活動内容としましては、掃除、洗濯、買物支援、ごみ出し、お墓の管理に関すること等でありますけれども、掃除、洗濯につきましては、平成27年度の実績以降、毎年上位の活動内容となっているところであります。

次に、2点目の目指せふるさと納税10億円の関係等についてであります。

本町では、平成20年度のふるさと納税制度創設時24件179万1,000円の寄附額からスタートしまして、令和元年度には初めて1億円を突破し、令和4年度には1万8,204件3億979万9,000円と順調に推移してきていたところでございますけれども、令和5年度は10月の地場産品基準の厳格化等の見直しが行われ、主力商品が返礼品の対象から外れた影響もあり、件数、金額ともに前年度を下回り1万6,661件で2億7,241万2,000円となっているところであります。

全国的には令和5年度実績が1兆円を超えるなど、コロナ禍以降の巣籠もり需要や物価高騰も相まって生活用品の返礼品に寄附が集まるなど地方を応援するための納税から返礼品を目的とした寄附に変化し、それに伴って一気に寄附件数、寄附金額ともに増加してきている状況にあります。また、自治体間では、返礼品の充実やポータルサイトを使ったプロモーションにより寄附者の獲得競争が激化している状況にもあります。

こうした中、本町におきましては、平成30年11月にECサイトの大手の楽天ふるさと納税を導入いたしまして、翌年9月からは自治体ふるさと納税に関する業務を代行する中間事業者としましてLR株式会社へ業務を委託し、より専門的なスキルを持った職員により各種ポータルサイトへの広告宣伝、それから新規返礼品開発等に取り組み、平成30年度から令和4年度の伸び率が331.9%となっているところでございます。

しかしながら、県内上位の自治体と比べ、さつま町や本町特産品等の認知度を向上させるほどの結果には至っていないことから、今後におきましても、薩摩のさつまブランド認証品を含めたふるさと納税を有効活用しまして、さつま町のシティプロモーションにつなげていきたいと考えているところであります。

また、10億円の目標額設定の根拠と使途につきましては、目標額の明確な設定根拠はございませんけれども、県内の令和4年度の寄附金額平均が約9億8,600万円ということでございまして、本町の約3倍でありますことから、5年、6年、5年、7年を目標に県平均を超える10億円を目指したいということで、この、目指せ10億円という形で言っているところであります。

使途につきましては、保育料の無償化や給食費助成などの子育て支援策、小中学校の教育関連、高齢者、障害者等の福祉関連、地域づくり等に活用しているところでございます。

次に、目標達成のプロセスにつきましては、返礼品の広告戦略の展開や新たなポータルサイト、現地決済型ふるさと納税の導入による新規寄附者の獲得、返礼品の満足度を向上するための独自

チラシの同封、事業者への営業活動による新規返礼品の掘り起こしなど、短期に実践できる取組に加えまして、寄附額上位自治体を参考にふるさと納税関連業務の代行事業者を見直し、これまで以上に返礼品の魅力発信や本町のシティブロモーションにつなげるとともに経費削減や職員の事務負担軽減についても、中長期的な取組を検討していきたいと考えているところであります。

最後に、仲介サイトでの独自ポイント付与の禁止の影響等についてであります。

ふるさと納税のポータルサイト等による寄附に伴うポイント付与、競争の加熱や返礼品を強調した過度な広告宣伝につきましては、本来のふるさと納税の趣旨である、ふるさとやお世話になった地域、応援したい地域を支援する制度に反すると総務省が判断したものであり、こういった経費が増大することは自治体の経費にも少なからず影響していると考えているところであります。寄附者側としましては、令和7年10月からの独自ポイント付与が禁止される9月までの間にふるさと納税を利用しポイントを受け取ろうとする駆け込み需要が予想されるほか、ネットショッピング感覚でポイント付与を目的にふるさと納税を利用していた方の減少が考えられ、このことは返礼品の出荷数が減少し、返礼品提供事業者の売上げが減少することが予想されるものと思っています。

また、万が一、ふるさと納税制度がなくなる可能性につきましては、ふるさと納税制度を所管する総務省においては、ふるさと納税に係る自治体経費が多額となっていることを問題視しており、地場産品基準や経費の5割基準の厳格化など、本来のふるさと納税制度の趣旨に沿った運用がより各自治体に求められてくるものと考えているところであります。

仮に、ふるさと納税制度そのものが廃止となりますと、ふるさと納税を財源に実施している事業への影響や返礼品提供事業者の売上げへの影響はもとより、ふるさと納税を通じてさつま町のファンになっていただいている方など関係人口創出にも大きな影響が及ぶものと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○有川 美子議員

1回目の答弁をいただきました。

それでは、まずは大項目1のところで、子どもと子育て世代ですね。障害があるなしにかかわらず、みんなが困っているという内容が御高齢の皆様も含めて共通の課題でお困り事があるというふうに、これは私たち議員もそして行政もそして町民の方も皆様が不安に思っている交通政策の一つであるかと思っております。

しかし、今回はそのお困り事を2年ほど前から、議員になって1年目からではありましたが、どうにか解決できないかと私ももがいて、いろいろ考えてきた結果で、私のほうで御提案ができそうなものがあるので質問をいたします。

最初に、分けて質問するとちょっと分かりづらいので、私が求めているもの、結果だけ先に申し上げますね。

先ほど、3番目に私のほうで質問予定をしております有償ボランティアさんの仕組みを民間の事業者さんが持ってらっしゃいます。この仕組みを私は子供向けのファミリーサポート事業と一緒にドッキングをして活用することができないかというふうに最終的に要望をしたくて、これから質問をいたします。

では、1番の福祉タクシーについて、まず2回目の質問です。

福祉タクシーというものを簡単に、皆様、町民の方もおっしゃいます「福祉タクシーを利用ができないんだ」というふうにおっしゃるんですが、今、町長の回答、答弁をいただいて分かるように、実は障害のある方、子供たち、そして介護保険、これには移動支援とか、こういったもの

は仕組みといたしますか、大変、全く福祉のほうに関係がないといたしますか、利用しなくていい方には分かりづらい仕組みになっていると思います。その中でやはり福祉タクシーという言葉だけはどんな方も一般でよく御存じですので、このように「福祉タクシーの利用は」というふうに問いをさせていただいております。

介護認定を受けている方、確かにこちら利用ができるんですが、つまり移動支援事業というところで、障害のあるお子さんを持っている家庭であるとか、障害をお持ちの大人とかですね、なかなか利用ができないという声が私のところに届いているのにはいろんな理由があると思うんですが、民間業者さんのところは自由に契約をして、介護認定を受けてない方も自由契約というのが実際にあるんですね。それは準備されているんですが、そういったものが利用できないというふうに町民の方は思っているんです。

すいません、私、ここ台数は正直聞いてくるのを忘れてしまいましたが、もし把握していたら、福祉タクシーというところですね、民間業者さんが実際に自由契約をちゃんと仕組みとして持っていないながらも、台数とか、人員とか、そういったところで、提供ができないとかいう理由があると思うんですが、そこを町が把握していたら教えてください。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

介護タクシーについては、台数等については把握をしていないところでございますが、今のところ福祉タクシーとして2業者が先ほどから言われておりますとありますが、1業者については利用料も相当高いようであります。もう一つのところも、その半額程度とはなっているんですが、先ほどあるとおりケアプランや障害福祉サービスの計画をしていないと使えない部分があります。使えない、必要としない方の分の利用については、金額がそれなりに高くなるという形で、なかなか難しいところであると思っております。

また、移動支援事業については1つの事業所しかないため、これ以上増えていくことはなかなか困難ではないかと思っているところです。

○有川 美子議員

本来、私も台数とか確認するべきでしたが、お答えいただきました。

おっしゃったとおり、移動支援事業のほうも1つしか業者さんがいないということであれば、これ以上拡充するのが今の段階では難しい。けれども利用者さんは困っている。町としてもまた民間業者さんとしても、本当は福祉の拡充というところでしなければならぬと思いはあられると私は感じております。でも、思いはあっても実際に請け負う業者がそれを受けるときのキャパがないとですね、そういう条件がないと、提供したくてもできないと、ここにやはり苦しいところがあるというふうに理解をしております。しかしながら、町民の皆様、そして困っているという家庭とか、お子さんを抱えている方からすると、「いや、それでもやってほしいんだよ」というところがやはり私のところに声が届いていることだと思います。また、私が今こうやって質問している移動についての要望は、実はほかの議員にも届いているということでもあります。ですので、私一人だけが受けている御相談ではないというところです。

続いて、質問にいたします。

まずは皆様にお伝えしたいのは、福祉タクシーとかというのも、中身が移動といってもいろいろあるということと、さつま町の現状として受ける事業者さんがいないところを分かっていた上で、私のほうが、今、町のほうは計画策定に入っておりますけれども、今、第2次総合振興計画の後期基本計画というのが令和7年度を終了しますので、新たに第3次の総合振興計画の策定というふうに行政の皆さんはしてらっしゃいますけれども、ここの重点プロジェクト第2次のほうの基本施策のほうでは、子供と親が安心して暮らせるまちづくりというふうになって

いますので、そういった視点を持って質問を進めてまいります。

では、もう具体的に2番目の質問に移ります。

子育て世帯からファミリーサポート事業を望む声というふうにあります。これは略して「ファミサポ」って皆さんがおっしゃる事業です。これは実は私は1年ほど前ぐらいでしょうか、調査をいたしました。ほかの自治体にも行ったりしまして、提案をしようと思いましたが、実は私がヒアリングしたさつま町のお母様方がファミサポ知らなかったです。何人か「何ですか、それは」というところ。仕組みがないと分からないものだと思いますが、ほかの隣接する自治体では随分前から、平成の時代から20数年度からやっているというような自治体があるんですが、このファミリーサポートを私が今質問をしようと思ったのには、実は孫をお持ちの方からもこんな質問がありました。

県外に自分のお子さんがいて、ファミリーサポート事業、ファミサポを実際に利用していると。自分の実家がさつま町。でも子供さんは県外となると、親の助けのない子供世帯ですね。実際にはファミサポで随分と助けてもらっている。子供が1人目のときだけでなく、特に2人目となれば、今度は自分が病気のときにちょっと1時間でいいから誰かに見ていてほしい。病気になっているのはママのほうですよ。ママがちょっと風邪を引いたから病院に行きたいというときに2人になると連れて行くのが大変困る。そういうところを、例えば、ひまわり館にできましたキッズルームのような場所ですね、ひまわりのような場所にボランティアさんと預けたい子供をママたちが連れてきて、そこで1時間見てもらうとか、そういった事業が、これ一時預かりですよ、しているんですね。

実際にそういうのを体験しているお子さんを通じて、そのおばあちゃんは、さつま町にこの仕組みがあるんじゃないかと私に言うていただきました。それは1人ではないんですが。その方は60代の方ですね。高齢者ではありません。高齢者という定義のまだ前の方ですね。そういうふうな声があります。また30代の方とか40代の方から自分の子育て少し落ち着いたので、子供たちの何か支援をするのをしたいんだけども仕組みがないよねという声もいただいております。そこに必ずファミリーサポートというのがついてくるんですね。ですから、先ほど需要をまずは調べたいというような回答がありましたが、需要はあるという前提で聞いていただきたいということで、これからする質問は、需要はあっても供給のところですね、どこの事業者がそれを担ってもらうかというのが大きな課題となってまいります。

では、ファミリーサポート事業をこれから民間レベルで進めていく事業者を選定するとかというところがあると思うんですが、前回検討したときに、高齢者になるんじゃないかと予想されたというのは、担うのが、移動支援にしろ、子供を乗せて学校から習い事とか、保育所から家へ連れて帰る、そういうのは昼間に時間がある人だというふう考えた。そしてちょっと難しいんじゃないかということで計画に入っていないというお答えだと受けていますが、これ、前はアンケートを取られたのか、それとも、昼はみんな共働きだから若い人というか高齢者というか、しか、御高齢の方しか、もうボランティアしないんだというふうに思ったのか、その辺がもし分かればお答えください。

○こども課長（久保田春彦君）

前回の計画におきまして、送迎等の対応に難しいという内容につきましては、この中間見直しというのが令和5年2月に子ども・子育て委員会におきまして、協議、承認された内容となっておりますが、その中でもなかなか高齢者も元気な方がいるんだけど、現役世代であって非常に対応が難しいと、一時預かりのほうは、ある程度対応できるけれども、移動支援については、なかなか高齢者自体の移動支援も難しい事態になっているので、これは難しいという結論に至っ

たところでございます。

○有川 美子議員

少し前のお話なので、大体そのようなことですね。御高齢の方も移動支援困っているというところ、課題が一緒だということだと思うんですが、つまり需要があるかないというのも調べる必要はあると思います。けれども、需要があるんだというふうに私たち議員が申し上げても、あっても供給する側に大きな課題があるからこそ、今までほかの自治体では取り組めてきたんだけど、なかなか難しいというふうに本町はなっているのではないかと私は思い考えております。

先ほど、すいません、私のほうが年度をちょっと言えなかったので、まず、ほかの自治体でもしていますよと申し上げましたが、伊佐市のほうでは平成29年度、そして出水市のほう平成24年度、湧水町は平成30年度です。もう私たちは、もう今、令和6年ですから、前からお隣、あと阿久根市も始まったというふうに確認が取れております。いろいろ薩摩川内市とかもしていますが、自治体で直営でしているところもありますけれども、社会福祉協議会様へ委託しているところ、そしてNPO法人様があるところはそこに委託しているところ、鹿児島県内それぞれいろいろなところに委託をしていますけれども、私は今回、自治体直営というのを考えておりません。御提案するのはやっぱり民間団体への委託であります。その委託先として支え合いのほうを、有償ボランティアをしている仕組みのところについて質問をいたします。

現在、民間の地域福祉を担っていただけている大変ありがたい団体様で、平成24年度から支え合いネットワーク互助事業、有償ボランティアしているということは大分もう皆様御存じのことかと思えます。特に先ほど登録数をおっしゃってくださいました。この登録数、今年実は今年度は少し増えたんですね。なぜかというとな努力をなさってしまして、昨年度、地域を回って説明会などをされて、やはり地域で困っている方を助けるボランティアさんも登録者を増やしたいということで努力をなさっております。しかしながら、実は私、地域福祉推進員というお役目をいただいているんですが、この説明会に参加したときに大変私の思い違いをこれまでしていたということを気づきました。

それは、この有償ボランティアという仕組みは、高齢者だけのものだとは私はずっと勘違いをしていたんです。大変反省をしております。私前職が介護福祉士でありますので、どうしても福祉となると私の中には御高齢の方そして障害のある方というふうに、どうしても、本当にいけないんですが、そんなふうになっていたのも、この仕組み高齢者のみだと思っていたんですが、実は去年の説明会で、こんな方がおっしゃいました、「これって子供の学習支援とか子供のためには使えませんか」と質問した方がいたんです。そうするとその民間業者の方は何ておっしゃったかというと「できます」と「子供へのボランティアもできます、この中で」とおっしゃいました。よく見てみると対象者が高齢の方だけじゃないんです。介護認定を受けているから支援を受けられるのではなくて、この有償ボランティアは、妊産婦、妊娠をしている方、お子さんを産んだ後の方がいる世帯であるとか、18歳未満の子供さんがいる世帯であるとかというふうに子供も対象者になっていたんです。これは私はもうこの仕組みがあったんだというふうに思いまして、今回お話をしているんですが、この仕組みというものを実は利用するに当たって、やはりここに課題があります。その団体さんも、もちろんちょっと登録は増えたけれども、実際にはさっき実績をおっしゃってくださったように、令和5年度は5人の利用者、御高齢の方だと思いますが、5人の利用者、7名の実際にそこにお仕事に行った方、すごく少ないですね、登録に比べてですね。こんなふうにおっしゃってました。実際には登録をしていただいたんだけど、仕事を割り振っているというか、仕事ををお願いするというのは少しここには私たちが課題があるんだと。仕事ををお願いする回数は実際少ないんだと。そこら辺にはマッチングをする事業であります

から難しさがあるんですけども、このマッチングもファミリーサポート事業でなければいけないことなんです。ですので、この事業というのを私は有償ボランティアの民間にある仕組みはそのまま、ボランティアを育てるってことは絶対同じなんです。ファミリーサポートをするにしてもボランティアを育てる必要があるんです。高齢者だけじゃなくて。ここのところと一緒にできないかというふうに考えていますので、私が申し上げるちょっと長くなりましたが民間団体がされているこの有償ボランティアの仕組みに町がファミリー・サポート・センター事業という、こども家庭庁が推進しているこの事業を起こさないといけないけれども、ドッキングして一緒にボランティアを育てるというこういう可能性はないでしょうか。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

先ほどから話がありますが、現在高齢者に特化をしている部分について、今後、子育てサポートとして仕組みづくりができないかということであると思います。

この支え合いネットワーク互助事業は社会福祉協議会の単独事業でありまして、実施要項によると、利用会員の対象は生活支援を必要とする65歳以上の高齢者がいる世帯はもちろんのことですが、先ほどあったとおり満18歳未満の子供がいる世帯や妊産婦世帯なども含まれております。しかしながら、利用会員や協力会員の内訳や実績を確認しますと、利用会員のほとんどが高齢者であり、協力会員も60代以上が7割を占めている状況です。利用実績の減少の要因といたしましては、先ほどありました協力会員とのマッチングが合わないことが多く減少につながっているということで、主な原因といたしましては、日程調整がつかない、利用会員が特定の協力会員を逆に指名をして、ほかの協力会員を拒否をされる、協力会員の高齢化などによるものだと伺っているところであります。

○有川 美子議員

すみません。私が長々と言ったのよりも課長が御答弁いただいたの、すっきりと分かりやすかったと思いますけれども、つまり今ある仕組みですね、支え合いという有償ボランティアの仕組みにも課題があるんだということをおっしゃってくださったと思いますが、それにはボランティアの方が育つということも、数字の面もあるけれども、やはりマッチングの難しさがあるということでもあります。そこら辺のほうは十分に私もヒアリングをしているので理解をしているところなんです。一つだけ私が先ほどから申し上げている協力、地域の福祉を担っていただいている団体さんのほうが単独でしている事業なんだけれども、私が今ずっと申し上げているみたいにファミリー・サポート・センターを町の事業をそこと合う形で連携して一緒にマッチングできるような一緒にボランティアを育てていく。一人のボランティアが御高齢の方だけに行くということじゃなくて、高齢の方には拒否はされたんだけど、この方は実は子育て経験があるとか、資格があるとか、まだまだお元気な若い方で、ちょっと1時間ぐらい子供さんを見ることができるとかという方だったら子供世帯のほうのボランティアにも一緒に登録することができればというふうに考えているんです。実際に民間の事業者さんがやっているこういう事業に、町のまたこういうファミサポ事業と一緒にドッキングするということは事務的にできるものでしょうか。

○こども課長（久保田春彦君）

今、ファミリー・サポート・センターについてお話が出ましたけれども、このファミリー・サポート・センターにつきましても全国的な流れというか、設置状況を見てみますと、これはもう一般財団法人の令和4年度の結果ですけども、約6割がNPO法人もしくは社会福祉協議会等への委託となっているようでございまして、自治体による直営につきましましては4割程度となっております。県内におきましては、現在21のファミリー・サポート・センターの設置がされているようでありますが、自治体の直営につきましては10か所、これは薩摩川内市などが入ってお

ります。あと社会福祉協議会への委託が7か所となっております、伊佐市、出水市、湧水町などがこれに当たります。そのほかNPO法人の委託が4か所となっているところでございます。

この中で隣接する薩摩川内市、出水市、伊佐市等の状況を聞いてみたところ、令和5年度の実績では、薩摩川内市がこのファミリー・サポート・センターへの要請があった件数としましては1,569件、出水市では348件、伊佐市では50件となっているようであります。

共通の意見としては、提供会員はある程度の人数が登録してあるものの、実際依頼できる人としてはどうしても一定の人に偏ってしまうなどの意見がございます。一方、依頼会員のほうからは、利用については非常にリーズナブルでいいが、利用したいときにすぐ対応ができない、依頼時間が重なり要求に対応できないとの現状があるようでございます。それらの対応としましては、やはり共通会員の増加ということがどうしても問題になってくるというところでございます。

先ほどからありますように、現在、社会福祉協議会のほうで実施している支え合いネットワーク互助事業につきましても、現在36人の会員ということでございますが、町としましても他の自治体同様にこの事業実施につきましても、地域の人材育成も必要ですけれども、関係機関へ委託について研究をしてまいりたいと考えているところでございまして、先ほどからありますように、こういう会員のさらなる増加がないと要望対応というのは難しいと考えているところでございます。

○有川 美子議員

いろいろ私が質問をさせていただく、通告した後にいろいろと調査をしていただいたり御検討をいただいているんだなというふうに感じておりますけれども、確かに課題というものはいろいろあるんだけれども、ほかの自治体で私たちさつま町に先駆けてされているので、そういった課題というものを先に知ることができているという正直ありがたい話ではないかと思えます。それに対応をどういうふうにするかという、もうゼロから始めるものではなくて、もう1も2もしている自治体のほうにも調査をかけているわけですから、そこをいただきながら、それに向けての最初仕組みづくりという話ができるという点で、私はいいかなというふうに感じております。

では、このファミリーサポートについて、もう一つだけ質問いたしますが、実際にマッチングという話が出ております。私はこれは大変難しいと思えます、確かに。実は私、提供会員になりませんかというお声がけと、これは議員になる前の話ですが、提供会員探してくださいという声をいただいたことがあるんですが、そのときのマッチングで難しかったのは、実は住んでいる、利用したいという方の住んでいる地域の近くの方で探すんです。その支え合いのほう有償ボランティア。そうすると「誰々が行きますよ」と必ず言わないといけないんですね。そしたら、「あ、あの人はよか」ってなるんですよ。残念だなと思うんですが、これが地域という近くで住んでいるということだと思います。それはもう、なので、誰かが指名をされて、利用するほうはファミサポもそうだと思います。指名したくなるんです。慣れている人に。特にお子さんも、お子さんが慣れている人に。御高齢の方も自分が来てほしい人。特に買物というのは外に出ますが、掃除、洗濯となりますと家の中に他者を入れなければなりません。仕事とはまたちょっと違う有償ボランティアですので、そのマッチングの難しさはあると思いますが、一つの解消として、マッチングをする職員の方の、そういった御苦労はもちろんあるのは消えることはありませんが、少し業務がすごい負担になるといけないので、これを私はアプリとかでできないかというふうに考えております。マッチングアプリですね。これを実際に全国でマッチングアプリを導入しているというところがあるようであります。

どうでしょう。本町は、マッチングアプリというのは何を使っているのか、お願いします。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

現在のところ、LINEを通じてのマッチングをしているようであります。

○有川 美子議員

そうなんですね、LINEを通じて。ワクチンの接種であるとか、そういったときに大変LINEを、私たちの本町の情報発信の一つとしてマッチングというところで、もう既に使用しています。これはコロナ禍になったところで、この後、使える仕組みだと思うんです。

これは私の提案というところであります。ぜひ、研究と調査をお願いしたいと思います。この町のLINEという仕組みを、アプリを使って、民間団体との有償ボランティアのほうの仕組みと新しくつくらなければなりません。ファミリーサポート、ゼロではなくて、もうここに仕組みがあるので、ゼロではなくて1から一緒に合体ができる仕組みづくりとして、そのLINEが活用できるのではないかと考えておりますので、そちらのほうは調査のほうを要望いたします。

では、大項目1の質問は以上といたしまして、大項目2、目指せふるさと納税10億円について移ってまいります。

いやあ、町長、目指せふるさと10億円、私実は分かりやすくいいなと思っているんです。

質問をいたしましたこの10億円というところ、私は町長のさっきの答弁であったみたいに、県内平均を超えて、私ども本町は少しずつ、去年はちょっと違っても増えてきて努力をしてきて、職員の皆さんそして中間事業者であるとか、そして何より返礼品を提供してくださっている業者の皆様、いろんな方の協力、地域おこし協力隊もそうですね、皆さんの努力によって少しずつ増えてきたんだけど、どうしても一桁台だということだと思うんです。分かりやすく二桁目指そうやという私はお心かなというふうに取っております。

これは一般の町民の方にも分かりやすいですし、そして、いろんな関係者に分かりやすいんですけども、でもそれをどうしていこうかというところはやはり議論が必要であるというふうに思うので、今回質問をいたしました。

ですので、根拠に明確さはないっておっしゃったんですけれども、県内平均からきちんと根拠が出ているというふうに捉えております。

このふるさと納税のほう、これまでずっと取組をされてきたんですけれども、さっきの回答のほうでありましたけれども、いろいろな見直しとか、短期でできることと、これからいろいろな見直しもかけるんだというふうに私は聞いたんですけれども、使途というのを聞きました。10億円になったときの使途というところですね。この使途についてはいろいろお考えがあると思います。増えていくに合わせて考えていくのではなくて、やっぱり総合振興計画とか、いろんな計画の中で何を充てていくのかという考えになると思うんですが、ここの部分で、すいません、これちょっと通告で申し上げてないかもしれませんが、どんなふうなものが必要かというのと、一つでも何か例えば10億円じゃなくても、また次に1,000万円でも2,000万円でも増えたら、この事業にこういったジャンルにしていきたいというような、そういう話し合いはなされているでしょうか。

○さつまPR課長（山口 泰徳君）

現在のところ、人につきましては、先ほど町長のほうから答弁をいたしましたとおり、保育料の無償化や給食費の助成などの子育て支援策、それと小中学校の教育関連、高齢者、障害者等の福祉関連、地域づくり等に活用しているというようなことでございますけれども、また、寄附額が上がってきますと、また新たな取組もまた検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○有川 美子議員

今、いろいろと子供たちのこと、学校の特別支援の教職員の先生のことだったようなという

ふうに記憶しておりますが、いろいろなことに使徒を分けて、なるべく町の子供たちのためも福祉のためにもいろんなことをなさっているというふうに思うんですけども、この使徒というのを決める過程というのが私どもには分かりませんので、ぜひ、町長だけでなく、行政の皆さん、議員もみんななんですが、町の今後というものをきちっと見据えて使える、使徒を考えていくということが必要だと思いますので、また、これは私のほうも調査をいたしまして、今後質問していきたいと思います。

では、2番目の目標達成のためのプロセスとその詳細はというところでお答えいただきました。

新たなポータルサイトであるとか、現地決済の導入であるとかという短期的なもの、そして営業もしていくという中に、代行事業者の見直しというようなお言葉がありましたけれども、私たちまだちょっと報告していませんが、先日常任委員会のほうで、先進地のほうで、ふるさと納税が大変事業者さんが変わったことによって、簡単に言えば、爆発的にふるさと納税が増えたというところを行ってまいりました、視察ですね。ここで、この視察があったからではなくて、これまで担当課がいろんなところの視察というか、研究していると思うんです。先日伺ったところ以外で、本町が調査したようなところがあれば、その事例をちょっとお知らせください。

○さつまPR課長（山口 泰徳君）

中間事業者につきましては、現在、LR株式会社というところと契約をしているところでございます。今後につきましては、都城のほうやら研修のほうやら行かせていただきましたけれども、今職員が返礼品事業者からの請求書によりまして伝票処理をしているような状況もございますが、その中間事業者によってはそこらあたりの手続を省略している業者もいるようでございます。職員の事務負担の軽減等も今後含めて、今また中間事業者の検討を今現在しているところでございます。

○有川 美子議員

先におっしゃられてしまいました、事務負担の軽減ですよ。職員の皆様がこれまでのこのふるさと納税、担当職員の方が一生懸命頑張ってこられたということはお伺いしております。しかしながら、増やすということで額が大きくなれば、それだけ事務の負担があるということで、そのところは酌んでいただいているということで安心をいたしました。

このふるさと納税のところなんですけど、町長すいません、私一つだけ実はちょっとショックなことがありまして、同席させていただいたんですが、さつま町の女性団体連絡協議会で「町長とざっくばらんに語る会」というのを夜したんですね。同じく上別府議員はもちろんなんですけど、そこで本当最後の最後に、自分の友人から「さつま町のふるさと納税の返礼品がセンスがないんです」と言われたんですよ。ちょっとびっくりしまして。ただ、センスがないの、センスって難しいんですね。そのときに具体的にそこには説明がなかったんですけど、でも、ここはそんなふうにさつま町の方が思うのではなくて、実際に御寄附をされた方だったので、された方がいろんなところを見て、さっきおっしゃっていましたよね、返礼品目的でいろんなところを比べてポイントが欲しいとかで見るという方も増えているという状況で、センスがないという言い方がちょっと私は残念だなと思ったんですが、この辺の返礼品の種類といいますか、そういう私たちさつま町じゃない都会とか、いろんな県外の方が実際に見て、センスというか、思わず寄附したくなるようなという、ちょっと本末転倒な質問かもしれませんが、こういうセンスということ言われて何か調査研究の中で感じるようなところがあるでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

先般、女性団体の語る会でそういう意見が出ました。今、議員がおっしゃいますように、どういう意図から言われたのか、ちょっとはっきりとは分らんかったんですけども、なかなかです

ね、このふるさと納税返礼品となると自分たちが気づいてない部分というのは結構あるんじゃないかと、いいものがあるのにというのは、なかなか分からない部分が私はあるのかなと思っていますところであります。

甲佐町でしたか、あそこが米で相当売上げを伸ばしているというような話も聞いています。ここは米の産地でもありますから、そういう身近なところになかなか気づいてないというような部分等もあったりということで、今後またいろんな出郷者会とか行きながら、そういう意見等も聞きながら、また増やしていければと思っていますところであります。

それから、さっき、ふるさと納税の使徒の関係については、さつま町ふるさとさつま応援基金条例というのを定めまして、そこに抽象的ではありますが、教育関係、福祉、高齢者の対策に使うということを一応明記をしてあるところでありまして、そのようなことで御理解をいただければと思うところでございます。

○有川 美子議員

御答弁いただきました。本当にそうですね、自分たちが気づいてない部分というのは教えていただけた一つのきっかけになったと思います。

また、3番目の質問に移ってまいります、総務省のほうが独自ポイントの付与を禁止することが始まるんですけれども、すいません、分かっていることをお伺いしてしまいました、かなり、これがなくなればということで影響が出るというのは地方自治体のほうは皆さん思っているところですし、さつま町もこれから目指せ10億円というところですが少しはしごを外されるような気分私にはなっております。

けれども、そういった中でも、事業者さんであるとか、そういった返礼品というのの見直しというところで、目標というものに向かって一丸となって進んでいけるのではないかなと思うんですが、そこにはやはり協力をしていただいている返礼品を出していただいている事業者様、農協様もそうですし、あと薩摩のさつま、このブランド大変若手の方が頑張ってもらっています。その方たちとじっくりと話をさせていただいて、一丸となって、このさつま町の商品を売り出しながら地域の活性化、振興というのを進めていただきたいと思います。

最後に、私のほうでは、もう1回要請のほうの確認をいたします。

まず、1回目のファミリーサポート事業については、民間事業者が既につくっている仕組みを利用して、一緒にボランティアを育て、一緒に仕組みをつくって、マッチングのほうもアプリというのを使って、職員の方に負担をかけるようなことにはならないように、でも、マッチングアプリをすることで、地域、住んでいる地域だけだったものが本町全域でできるボランティアの仕組みになると思います。こちらのほう調査研究早めにしていただくように、そしてファミリーサポート事業を次の計画のほうに組み込んでいただくように要望をいたします。

最後のふるさと納税のほうでは、先ほど申し上げたみたいに、最後に申し上げたのが私からの要望です。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、有川美子議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、午後2時10分とします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、5番、中村慎一議員に発言を許します。

〔中村 慎一議員登壇〕

○中村 慎一議員

本日5人目の質問者で大層お疲れではないかなというふうに思いますが、最後までよろしくお願いをいたします。

今回3つの質問を通告をいたしました。

まず1つ目に、総合振興計画についてでございます。

令和3年度から5か年間の総合振興計画後期基本計画で最重要課題とされた子育て支援、産業基盤の強化、移住・定住などの人口減少対策に加えて、少子高齢化、人口減少の影響下にある中で、労働力不足への対策や地域コミュニティの担い手確保の対策が課題とされました。この計画書の冒頭に書いてございます。

これらの主な課題について、従来からプランに対する評価はされてきているというふうに思いますので、この後期計画に対する評価は、現在のところ、どうであるのか。チェックをかけながら見直しをなされてきているというふうに思いますので、この実施計画とは、また別として、基本計画に対する評価を概括でいいですので簡潔に見解をお聞かせをください。

また、これにつきましては、法改正によりまして必須計画から任意計画になっていますが、この総合振興計画の位置づけを町として明確にされて、次の町政発展のための振興計画をどういう形で町民に示されるのか、そのビジョンをお示しいただきたいというふうに思います。

2つ目ですが、この本町の特性を生かした振興策についてです。

私たちの地域は、川内川中流域の稲作地帯として鎌倉時代以前から水田開発がなされてきた地域です。

しかし、長い間、この稲作に展望が見えない。離農が相次いできました。また、一転して、米不足から米価は高騰ということになっておりますが、この町の計画では栽培面積の減少という方向づけがなされております。さらに旧町時代から長い間取り組んでこられた肉用牛の取組ですが、飼養農家の高齢化に加えて、子牛価格も低迷をしております。新たな展開をどういうふうにしていくかというようなところです。今まで踏襲されてきた政策でいいのか。ここは考えどころではないかなというふうに思います。

町政発展に向けて、それぞれの分野の推進を図りながら、この川内川と支流の河川、田園風景、紫尾山や里山、温泉、鶴田ダム、これから生まれる、ここから生まれるお米やタケノコ、牛やイノシシ、鹿のお肉、アユやカニ、エビなどの里や川の産物、果物の栽培も多彩です。この豊富な食材など地域資源を生かした取組から、やはり、面白い魅力ある町だと思わせるような、人を呼び込める取組につないでいくことが必要じゃないかなというふうに思います。

その一つとして、さきの議会でも質問をしてきましたが、町長は「県立北薩広域公園の歴史ゾーンについては周辺整備を含めて包括的なビジョンが必要であり取組を進めたい」と答弁をされております。

県の計画や町のビジョンが示されないままでは、拠点づくりの方向づけもできないんじゃないかなというふうに思います。

また、特に風物詩としてのアユ漁やホテル観光の取組に際しましては、川内川の水質改善や親水環境の整備が欠かせないというふうに思うわけです。これについての「ほたる再生プロジェク

ト」の話合いの進捗状況、国の取組について、今、どのようなことなのか、国はどういう取組をされてきているのか、説明をいただきたいというふうに思います。

また、一つには、川内川のアユ漁やホテル観光の復活を前提に、町の周辺の整備構想とか、将来ビジョンを先に打ち出されて、県の計画を呼び込むという方法もあるのではないかなというふうに思います。

現場や関係者の皆さん、町民の皆さんが夢と希望を持てるべく重点施策に取り組むべきと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

3つ目に、災害等、緊急非常時における危機対応についてです。

豪雨災害や地震災害など、身近なところでは北薩トンネルの通行止め、これら緊急非常時における役場の役割や対応等について、関係機関との連携、情報の共有はできているのかということです。

また、平成28年4月からの一連の熊本地震、今年元日からの能登半島沖地震と大きな地震が続きました。

先月、議会委員会調査の折、熊本地震ミュージアムを訪ねる機会がありました。本町は平成9年の県北西部地震も経験していますが、改めて震度7の揺れが2回、大きな余震も続いたすさまじさを再認識いたしました。

今年8月8日の日向灘地震や例年発生する線状降水帯等に伴う豪雨災害、南海トラフ地震の注意喚起がなされましたけれども、予測が困難なもしくは予期せぬ想定外の事態への対応、これはできるのか。これについてお答えをいただきたいと思います。

〔中村 慎一議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、中村慎一議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

町の総合振興計画につきましては、もう申し上げるまでもなく、町の最上位計画となるものでありまして、ここには、「『ひと』ふれあう、『まち』にぎわう、『自然』うるおう」の3つの基本方針を柱としまして、9つの基本目標を掲げ、27の基本計画に基づいた各種の政策を展開し、将来像の実現に向けて鋭意取り組んでいるところであります。

計画の後半となります後期計画では、特に優先的に取り組む事項としまして、雇用、移住・定住、結婚・出産・子育て、地域づくりの4分野について横断的な実効性のある取組となるよう「みんなで紡ぐ」重点プロジェクトを設け、5つの柱を中心に進めてきているところであります。これらの柱一つ一つに対します回答については控えさせていただきます。

この取組を進めながら、この評価についてでございますけれども、重点プロジェクトをはじめ取り組んでおります各種の事業につきましては、事務事業評価により毎年度、進捗や実績を確認しながら担当課による自己評価や内部組織による総合評価また有識者による外部評価の3層からなる複合的な評価を行っているところであります。

また、その結果を基にPDCAサイクルによる見直しを逐次行い、着実な事業推進に努めているところであります。

現在、後期計画の4年目を迎えているところでございますけれども、令和3年度から令和5年度までの3か年の実績を見てみますと、中心となる各プロジェクトとともにおおむね順調に推移してきているものと捉えているところであります。

一方で住民アンケート等の結果を勘案しますと、川口議員にもお答えしましたけれども、御説明いたしました政策的な実績が住民の皆様の実感として感じていただけるほど定着していないの

かなと考えているところであります。

御質問にあります次期総合振興計画となります第3次のさつま町総合振興計画につきましては、これまでの実績ある取組は継承しつつも、まさにその点について、さらに踏み込んだ取組を行うことが不可欠であると感じているところであります。

令和8年度から始まる第3次の総合振興計画につきましては、本年度から来年度にかけて民間事業者のノウハウもお借りしながら策定を進めていくこととなりますけれども、住民参画によるワークショップの開催、それから住民アンケートの実施、若年女性層のニーズ把握など、的確に行いながら、時代を担う世代の声をしっかりと取り入れ、町民一人一人が希望や自信を持ち、新しい時代へと向かう躍動感あふれる町となるよう努めていきたいと思っているところであります。

次に、2番目の本町の特性を生かした振興策についてであります。

先ほど中村議員からも質問がありましてとおり、私も、本当にこのさつま町自体、本当に歴史もあり様々な資源、豊富なものがあるところであります。それを踏まえまして、これまで総合振興計画を中心に進めてきているところであります。

本町を生かした振興策についてでありますけれども、本町では、令和3年の水害以降、川内川におけるホタルなどの出現数が減少し、新型コロナウイルスの感染拡大と相まってホタル舟の運航が中止されるなど観光関係についての損失は大変大きいと認識しているところであります。

特に、このホタルの関係について触れましたのでお答えさせていただきますけれども、このようなことから本町では本年5月20日に「ほたる再生プロジェクト協議会」を発足しまして、総会と幹事会をもう既に2回開催したところでございます。

この協議会につきましては、国土交通省九州地方整備局、川内川河川事務所長や同鶴田ダム管理所長など国の関係者、加えまして鹿児島大学水産学部教授などの学識経験者や奥薩摩のホタルを守る会の代表者など総勢22名を委員に委嘱しまして、同河川事務所流域治水課とさつまPR課の2つの組織で事務局を担い、ホタルの再生に向けた取組を現在進めているところであります。

8月に開催いたしました幹事会におきましては、川内川漁業協同組合の方から、川エビ用の網に入ったカワニナを二渡新田の水路に放流したところ、ホタルの数が増えたとの報告があったところであります。

また、以前は無作為にこの網でホタルを捕ると10匹捕れば2匹は雌が捕れていましたが、今では100匹中1匹いればいいというようなほうになっているようでございまして、これだけ雌が激減しているのもホタルが減っている要因の一つではないかという意見も出されたところであります。

また、次回の幹事会では、福岡県筑後市船小屋のゲンジボタルの保護及び再生に向けた取組の委員であり川づくりや水資源に関する研究をされている福岡大学工学部の教授に御講演をいただいているというような意見も出されたところであります。

このようにホタル再生について調べていくとホタルを観光資源にしている市町が九州管内だけでも多くございまして、北九州市には「北九州ほたる館」という施設があり、施設内で光るホタルの幼虫の展示や水辺の生き物の見学ができるようでありますので、今後はこのような施設の視察も計画していきたいと考えているところであります。

また、国の取組としましては、川内川河川事務所においては、川内川沿いの神子・湯田・時吉・二渡地区のホタルの生息状況・飛翔確認調査やホタルの幼虫・餌となるカワニナの生息状況調査、環境調査や支川・水路・公園の状況調査など年間を通して調査をされ、会議において委員への情報提供などをいただいているところであります。

このようにホタル再生に向けた取組を進めることで、水質を含めた川内川的环境整備また鶴田

ダムや川内川の生態系に配慮したインフラ整備にもつながると思っております、私も中央要望の際には本町のホタルの現状を説明させていただきながら、この要望も行っているところであります、国土交通省からも、本町のホタルの再生に関しましては国としても協力していきたいというお言葉もいただいているところであります。

続いて、周辺の整備構想や将来のビジョンについてであります。

北薩広域公園の歴史ゾーンにつきましては、虎居城跡などの地域の歴史的資産と川内川に周囲を囲まれた自然景観を生かし、広場や散策園路、川内川に架かるつり橋などの整備が計画されているところであります、虎居城跡の文化財調査を行いながら整備が進められているところであります。現在は橋台の部分ができまして、上部工の工事が今後進められていくと思っているところであります。

町におきましても、この北薩広域公園を地域振興の基幹施設として位置づけ、歴史ゾーンに隣接する町管理の歴史研修センターや国指定史跡の宗功寺公園、そして、ちくりん公園の各施設がつながる一体的なゾーンとしてのエリア形成と合わせ、歴史並びに風土形成に親しみ、自然環境・歴史文化を学習する場を設けるなど、総合振興計画の基本計画に掲げる「水や緑など自然にふれあうまちづくり」の推進の一環として、これは国・県の協力もいただきながら歴史ゾーン周辺の整備構想の策定をしていきたいと考えているところであります。

これに加えて、また、あそこの分水路の関係等につきましても、この川を含んだ取組という形で一体的な構想をこれから練っていききたいと考えているところであります。

次に、3点目の危機対応についてでございます。

例年発生するこの防災事案につきましては、災害予防対策及び災害応急対策等を迅速かつ的確に実施できるよう、さつま町地域防災計画に基づき情報を共有しながら関係機関が連携することで、町民の生命、身体及び財産を守る体制を整えているところであります。

また、深刻な危機事象に対しまして町民生活に重大な影響を及ぼす業務を継続して実施できるよう、さつま町業務継続計画を他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、さつま町災害時受援計画を策定いたしているところであります。

大規模災害が予測される場合におきましては、私自身が先頭に立ちまして、このホットライン等により川内川河川事務所と排水ポンプ車の要請、鶴田管理所と放流等の予測、鹿児島气象台とは特別警報の発令など気象状況と今後の水位などについて随時確認をしながら対応に当たっているところであります。

さらに、国・県道におきましては、北薩地域振興局との安全確保、さつま警察署と人的被害、建物被害情報の共有に加えて、状況に応じて、自衛隊、九州地方整備局などの情報連絡員への会議の出席を求めながら意見聴取や連絡調整を行っているところであります。

また、職員へ安全安心メールにより避難所開設など必要な措置を指示し、様々な情報につきましては、私をはじめ消防本部や関係課で情報共有しながら、それぞれの機能が有効に発揮できるよう準備をいたしているところであります。

今後におきましても、町としましては、災害時連携協定などによる関係機関の支援を活用しながら、大規模災害に対応できるよう、図上訓練や被災後の救助・救出を想定した実動訓練による公助の対応協力強化、自主防災組織や町民に対する防災意識の向上に取り組み、地域の防災力である自助・共助も強化していきたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○中村 慎一議員

1回目の御答弁をいただきました。

毎年PDCAサイクルでの評価実績、評価をしてきているといったようなことで、おおむね順調に推移をしてきているんだといったような、そういう答弁であります。

私が注目いたしておりますのは、この後期計画の中途、終盤になりまして、条例に定める議会の議決事件ではないんだけど、単なる任意計画ではあるんだけど、この施設の施策の目標が、これは単なる目標になっているだけで、町長が言われるイベント等での情報発信、これでは人が集まってこない。計画自体を実際1年間の仕事の中に見てみますと、この計画から離れたところで皆さん仕事をされているんじゃないかなというふうに思ったりもします。

この計画書の一番最後のほうに書いてあります答申書の中での提言が細かく書いてあります。それを見てみますと、地域の商店を守る施策とか、高齢者の買物支援とか、それから地域に若い世代が住みたいと思えるような環境とか、そういったようなこと等も提言として書いてありますが、これらをどういうふうに受け止めて、毎年の予算等に生かされてきているのか、計画の中に織り込まれてきているのか、見直されてきているのか、そういったところ等をですね、ひとつお尋ねを申し上げたいというふうに思います。

それと以前、移住・定住の中で町長にお尋ねをしました移住・定住コンシェルジュというのを計画書の中に具体的に書いてありますが、これについては、取組は取組まないといったようなそういう答弁でありました。

やはり、この後期計画の中で、それぞれいいことはたくさん定めてあるんですけども、これが実際毎年の事業の中で、制度としてつくってこうという、そういう気概を感じないといえますか、ちょっと大変申し訳ないんだけど、例年の毎年の前年の事業等に踏襲されてきているんじゃないかなといったような、そんな感じがするんですね。そこら辺につきまして、もうちょっと改めてほしいというふうに思ったりはするんですが、町長はどういうふうに感じていらっしゃいますか。

○町長（上野 俊市君）

なかなか厳しい御質問でございましたけれども、計画に定める事業、当然、計画に沿った形で進めていかなければならないと思っておりますけども、単年度で解決するもの、それから、3年、4年、5年かからなければできないもの、そこを取捨選択しながら取り組んでいかなければならないと思っています。目先にやっぱり片づけない、片づけないという言い方、ちょっと取り消させていただきますけども、早急に取り組まなければならない事業というのはもう当然ながら優先的にしていかなければならないと思っていますし、ある程度、長期的に取り組まなければならない計画というのも当然あるところでございまして、これについては、前年度の事業を踏襲してということではなくて、そこはしっかりと選択をしながら進めていかなければならないと思っております。

これにつきましては、今後におきましても、新たな総合振興計画を定める中で早急に取り組んでいかなければいけないものについては優先的に取り組んでいく。それから、ある程度、長期的なスパンの中で取り組んでいかなければならないものは取り組んでいくという色分けをしながら、これはしていかなければならないと思っているところであります。

冒頭の回答の中で、これまで進めてきた事業等についての実績とといいますか、取組などについてはもうお答えしませんでしたけれども、また今後におきましても、今、議員からいただいた御意見等はしっかりと受け止めて対応していきたいと思っております。

○中村 慎一議員

大変失礼なことを申し上げましたけれども、ちょっとそういう疑問を持ったものですから、そういったことをお話を申し上げました。

せんでって、常任委員会で熊本の大津町と甲佐町に訪問調査をいたしました。

大津町の議長が、大津町はT SMCが菊陽町に進出をしまして、その隣接の町ですが、発表以来30社近くのお話があったとかいったようなことで説明をされておりました。企業誘致は短期決戦だというふうなことをおっしゃっておりました。

それから甲佐町では、ふるさと納税が先ほども出ましたが28億7,000万円、本町の約10倍の寄附金が集まっていると。その返礼品は7割がお米であると。28億円のうち20億円がお米に使われているといったようなことです。そういったようなこと等もあります。

やはり企業誘致とか、こういう地場産品のこともなんですが、振興計画の中で定めてないのが本町の工業団地です。倉内の第4期はまだ未造成ですけれども、このほかには必要ないのか。それから本町の低価格にあえいでいる稲作農家、肉用牛農家、こういった生産者を支援できないのか。それからまた新たな住宅団地の計画は必要ないのか、そこらについて検討を進めていってほしいというふうには思うんですが、人を呼び込む事業展開を進めていただいて、住民の皆さんにも夢と希望を肌で感じてもらえるようなまちづくりを進めていただきたいというふうに思うんですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

中村議員がおっしゃることについては、重々私も理解しているところであります。

T SMCの関係等については、規模が大き過ぎてなかなか比較はできない部分もございますけれども、本町におきまして、空港道路の完成を見据えた取組ということで、午前中もありましたけれども、道の駅の話とか、それからまた今おっしゃいましたように人口増を図っていくための工業団地、企業の誘致等についてもしていかなければならないと思っているところであります。

倉内工業団地のほうも第4工区のほうが今から進めていくということで予定をしていますけれども、なかなか今の現状を見ますと、いきなり工業団地の整備というのが非常に難しい状況でもありますけれども、いろいろと今企業のほうに訪問しながら誘致の関係等についてもお願いもし、また、その中で、そういう土地等が必要だということでお聞きすれば、また、そちらのほうも検討していく必要があると考えているところであります。

いろいろこの企業さんの話を聞きますと、やはり最後に言われるのが「労働者の確保ができますか」と、「働く人間がここで確保できますか」と非常に言われる部分があります。これについては、この町だけで確保していくのは非常に無理ですので、やはり周りから呼び込んでこなければなりません。それには住宅の整備も必要でありましょうし、今、民間住宅を民間の活力を利用してアパートの建設等も進んできております。そのような状況、環境整備を図りながら新たな企業の誘致というのでも進めていくということにいたしているところであります。

住宅団地の整備につきましては、ある程度、この東谷の住宅のほうをめどをつけば、次は今、シルバー人材センターが入っております、あそこの関係等につきまして、また住宅団地の整備をしていこうと今計画をいたしているところであります。いろいろと目まぐるしく変わる状況等をしっかりと捉えながら、今、議員からもありましたように、この企業誘致というのは早め早めの取組というのが必要だろうと思っておりますので、今やっている企業の誘致活動につきましても積極的に進めながら、何とかこのまちに元気が出る、本当に人が活気が出るようなまちにしていきたいと考えているところであります。

それと米やら牛肉やらも話がありましたけれども、これまで牛の関係等につきましても様々な状況を捉えながら支援もしてきているところですが、なかなか今のこの状況等を見ますと子牛の価格も上がらないということで低迷が続いているところであります。お米の価格につきましても同様でありまして、しかしながら、今米不足というようなことで取りざたされまして、今

年の米価格については大分上昇するような状況でございますけれども、やはり、これにつきましては、毎年上がっていくという状況下にはないので、安定して稲作ができる、安定してこの畜産経営ができるような対策というのは今後も検討をしていかなければならないと思っております。

○中村 慎一議員

大変苦しいところは十分に理解できると思います。

今ありました労働者の問題もですが、国道3線も先ほどから出ておりますけれども、地域的にはこの鹿児島県の北西部の中心にございます。国道3線。そういう働きに来ていただける方々をこの太い道路で集める、そういうエリアにあるというふうに思いますので、そういった点では有利な地域だというふうに理解をしていただきたい。

そして、もう一つ、総合振興計画につきましては、町長のマニフェストではございませんので、これは町全体の振興計画であるというふうに思いますので、職員の皆さん総力をもって鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、地域の特性を生かした関係であります、今年の当初予算で稚魚の放流を110キロ20万円と説明がありました。今年はアユの稚魚がキロ6,000円するようです。町費の支援20万円は稚魚33キロ分ということになります。今年は稚魚が不良で、県の放流枠があるようですが、220キロ、これに足りなくて170キロ放流できたと。ダムに20キロ放流できてよかったといったような話をお聞きしました。川が大きい川内川はやはり1トンぐらいの放流が必要だという話も聞きます。

豊かな川を取り戻すには、このままでいいのかと。漁協任せのような感じがいたしますが、川に魚がいなくて人が来ない。遊漁券も出ない。組合員の高齢化が進み、今では半数以下だと。500人ぐらいということでもあります。財政的にも厳しくなると。組合の存続も危惧されているようです。漁協がなくなればどうなるかといったようなところも考えます。魚がいなくて誰も川を見ないと。このさつま町のまちの真ん中を流れる貫流する川内川というのは、やはりシンボリックな存在だというふうに思いますが、これがどうなるかといったようなところです。

こういったような状況にありますので、施政方針に出てこないし、この33キロ分20万円の予算しか出ていない内水面漁協の関係、これらについて、もう少ししてこ入れをされるべきではないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

量の問題は別としまして、非常にやはり川内川というのは、このまちのシンボルでもありますし、先ほど回答で申しました「ほたる再生プロジェクト」に合わせまして、川内川の水質、川内川の環境を変えていくことにしないと、やはり一時的にそういう、放流が悪いというわけではございませんけれども、一時的に放流を増やしたから増えるということじゃないかなと思っています。

やはり川内川は少ないですけれども、支流は結構アユはいます。昨日も泊野川で友釣りをされていた方が2人ほどいらっしゃいましたけれども、量的には少ないということでお聞きしましたけれども、そういうようなこともございますので、まず、しっかりとアユとエビ、それからそういうものがしっかりと住めるような環境を並行してつくっていくことが必要だろうかと考えておりますので、このプロジェクト協議会を通じまして、最終的には川内川の水の環境の改善につなげていければと思っております。

先ほどアユの関係等もございましたけれども、これについては、また漁協のほうとも担当課を通じて話を持って行って、どういう形が一番いいのかも協議させていただければと思っております。

ころであります。

○中村 慎一議員

今、お話がありましたけれども、先ほど来の説明の中で、それぞれ河川事務所とかダム等は一生懸命、懸命に国交省の関係も協力的にといったようなことでありますが、ダムの権限を持っている電源開発、これにつきましては、どういうことなんでしょうか。好意的に、協力関係になって、一緒に考えていただいているといったようなところなんでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

電源開発の関係等につきましては、直接的に川内川の影響が、ダムといたしますか、あそこの発電にあるということは申し上げられませんが、昨年、大阪支社のほうに出向きまして、この蛍の現状やら、それから、あそこの再開発が済んだ後の取扱いの関係やらもお話をしながら、お話をさせていただいたところでもあります。その中では電源開発社としましても協力をしていくということのお言葉をいただいているところでもあります。

また、今年に入りましてから、また九州支社のほうからもお見えになりまして、その折にも全面的にお願いをしたいということのお話もさせていただいたところでもあります。

○中村 慎一議員

ちょっと、あまりこの話はしたくない話ではありますが、話を聞いたところによりますと、川内川の中流域で川が広く白く濁っているのを確認をされたという話をお聞きしました。ダム底を出したなどと思ったという話であります。川内川の例えば川の水質検査は環境係でされていらっしゃる、支流のほうはしているという話でしたが、前回お聞きしたときは、本流はしてないという話でありました。そういう白く濁った川の、その直近で水質検査というのは町独自でされるべきだというふうに思うんですが、これはどうでしょう。

○町長（上野 俊市君）

川内川本流の水質検査の関係につきましては、またちょっと河川事務所やら話をさせていただきたいと思います。河川事務所はたしか水質調査もやっているとお聞きしたときもあつたんですけども、これはちょっと正確な回答になっておりませんので、これについては、また、川内川河川事務所と協議をさせていただきたいと思います。

○中村 慎一議員

前日も河川事務所のほうでされるのでしてないといったような担当課長の話でありましたが、やはり、これは協議をしながら町が独自で、そういうときに臨機応変に調査ができるくらいの体制を取ったほうがいいのかというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。町長、どうでしょう。そのところ。

○町長（上野 俊市君）

ここについては必要であれば、そのような対策も対応もしていかなければならないと思っております。

この再生プロジェクトの関係等もございますので、そこあたりのまた専門家の意見等も聞きながら、ここはしていきたいと思います。

○中村 慎一議員

この川の関係は関係者の相互理解と協力関係、これが大事だというふうに思います。川の再生もうまくいかなくなるというふうに思いますので、そういう協力関係の下に要望活動を町長が一人で回らんじゃなくて、地元の関係者の皆さん方もたまには連れて行って一緒に地域の実情とそれから将来の展望というのをしっかりと伝えていくといったようなことをしていただきたいというふうに思います。町長いかがでしょう。

○町長（上野 俊市君）

前向きに検討させていただきたいと思います。

○中村 慎一議員

ぜひ、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは3つ目でございますが、これについては一般的な答弁をいただきました。ただ、私がお聞きしたのは、この北薩トンネルが開通して6年が経過するわけですが、通行車両も多いです。7月27日に県が全面通行止めの発表をしたということで、新聞報道28日にされております。これはもう大変なことになったなと、大型車両も多いのにと感じておりましたが、議会には8月22日全協で概略説明がありました。

その後、今回の件でトンネルを行き来されている方が聞いてほしいという話がありまして、その方が言われるには、7月25日の朝はどうもなかったんだけど、午後1時過ぎに通ったとき、トンネルが波打っていて、異常な状態で、やっと通れたと。前後もう1台、他県のナンバーの車がいたので、その人と話をして、もうこれは命の危険があると、通報しようと、手分けして、出水市とさつま町に通報を入れたと。助手席の奥さんは泣き出しそうな様子だったと。

その通報をまず最初は慌てて110番に電話したところ、県警の方は「私はよく分からないので地元の役場に電話してくれ」とおっしゃったと。次に役場に電話を入れたら最初に電話に出た人は「私に言われても分からない」と言われて、2人目が変わり、3人目が変わって、4人目に土木係の人が「県に電話してくれ」と電話番号を教えてくれたと。そして県に連絡を入れたと言われました。締めて6人です。この方の家族の方が夕方の帰りに、広域農道の504号の母ヶ野交差点の点滅信号で3人ぐらい立っていらして、トンネルは通れないと誘導されていたということで、役場に確認の電話をしたら、やはり何か所かたらい回しにされたという話をされました。

それから、もう一つ、その後、交差点に迂回路の看板が出ていますが、字が小さくて分かりにくいと、通行止めの場所も書いてなくて分かんないと。役場に電話したら、「そんなこと言われても私たちの仕事じゃないので」と言われたと、こういうやり取りがあったそうです。

町長、大変失礼なんだけれども、どう思われますか。

○町長（上野 俊市君）

その25日の発生以降やり取りの関係等については建設課長のほうからお答えさせていただきますけれども、たらい回しされてどうの、そういうことがあったというようなことと、我々に言われてもというようなことがあったということでございまして、私の聞いている限りでは、そういう事実はないと理解しているところであります。ただ、そのやり取りの中で、どう捉えられたか分かりませんが、もし、そういう中で、我々の不手際があったとすれば、これはもうしっかりと反省しなければならないことだと考えているところであります。

○建設課長（原田 健二君）

ただいま住民通報に対する職員の対応についてということで御質問いただきました。

まずもって、北薩トンネルの変状を連絡された方がそのように感じられたことにつきましては配慮が足りなかったというふうに思っているところでございます。

当日の建設課の把握しておりますトンネル被災当日の対応状況ということで申し上げますと、25日午後に道路利用者からトンネルの通行可能かの問合せがありました。それに対しまして、県のホームページで確認を行った上で通行止めをお知らせする対応が1件ございました。

以降17時30分頃でありましたが、苦情の電話というのが2件入っております。

内容といたしまして、出水市側の通行止め看板の設置箇所がトンネル付近の近くに設置をされているということで、高尾野インターから離れたちょうど迂回路となるオレンジロードのところ

に引き返す必要があるといったような内容の苦情の電話でございました。これに対しましては、移設の必要性を含め県へすぐ一報したところでございます。県からの協力要請もなかったことから以上のような対応ということで、道路管理者である県へ町から直接連絡する通常の対応を行っていたところでございます。以上です。

それから看板の関係でございます。看板の関係については、看板が小さいということでの御質問でございます。

これに対しましては、町のほうでも確認をした上で、県にも電話はしてございました。道路利用者からの町への問合せについては、これは建設課でございますが、通行止めの期間の問合せが数件あったということでありまして、看板の件については、改めて確認はしておりませんでした。

以上です。

○中村 慎一議員

非常に申し訳ないというふうに思いますが、ただ、確認ができなかったという町長の話であります。新聞報道で南日本新聞さんがこの1日の上下線の交通量が1,400台というふうにありました。それだけの車が通りますから町民の利用者は多いわけです。人身事故にならなかったのがよかったなというふうに思いました。大型車両も多いです。トンネルに入って3キロぐらい走ったところで方向転換ができるんだろとか、引き返した車も多かったんじゃないかといったようなことを考えたわけです。

一番最初通報された方のもう一方が出水市のほうに電話をされたということなんですが、電話がすぐ切れて、向こうのほうで対応されているような様子で、知り合いの出水市議に連絡をしたら、現場に見に行って、トンネル入り口で車の誘導をされたという話でした。

出水市のホームページには、当日25日15時更新で通行止めのお知らせが出ております。

それから同日17時45分には、出水市の公式LINEで通行止めのお知らせが出されたようです。当日夜にはもう皆さん通行止めを知っていたと話をされました。問合せ先が市の道路河川課というふうになっているようです。

通報があった時点で、いち早く事故防止措置を図られるべきではなかったのかなというふうに考えますが、国道だから、県の要請がないから、町の仕事じゃないからという意識が働いたのか、この通報があった時点で、危ないことになるなという、そういう考えに至らなかったのか。通報というふうに認識ができていないというふうに思うんです。

7月8日には2市1町で国道504号の期成会を行ったばかりでしたが、阿久根市も7月30日には通行止めのお知らせを出されております。

町の対応はどうだったんでしょうか。町民へのお知らせはないままじゃないですか。町は、この国・県道のこういった事例での関与というのは、全く自主的な関与というのはされないのか、そこらをちょっと確認をしておきたいと思います。

○建設課長（原田 健二君）

建設課におきましては、通常の国道、国・県道の通行止め対応と同様といたしまして、道路管理者である鹿児島県が道路規制情報により県民に周知するケースと認識していた状況でございます。これは被災があった当日の話でございます。

県のほうではそのような対応がなされたかの確認というのは町のほうで行いまして、課内に周知を行いまして、問合せがあった場合に備えたところでございます。

町民への早めの情報提供という点においては反省すべきと考えておりますので、今後は配慮すべき点はないかを含めまして、しっかりと状況を確認し、町民への早めの周知に努めてまいりたいと考えております。

○中村 慎一議員

私が一番最初通報を受けた人の話を聞いたのは8月25日です。1か月後ですね。話がしたいという連絡が来たので、何のことだろうかと思って電話をしましたところ、まあ、びっくりしまして、翌日に直接話をお伺いに行きました。

私が思いますに、こういう緊急事態において、町民の皆さん方が事故に巻き込まれるとか、それからトンネルの中で右往左往するとか、そういったようなことがないように早めの連絡、お知らせというのは大事じゃないかなというふうに思います。役場の体制そのものも、電話を受けたときに、まずは交換からの通しなんでしょうけれども、緊急事態の発生に対しまして、こういう訓練ができていないというふうに思います。

25日のこの通報があったという報告を誰か課長さん方は聞いていらっしゃるのでしょうか。確認してないというような話ですから、報告もしてないといったようなことだと思うんです。最悪大きな多重事故につながりかねない事案です。関係機関の連携、情報の共有は重要だというふうに思いますが、通報を受けて、現場確認も必要でしょう。同時に県に直接連絡を取って初動体制をどうするか、もしくは前もってそういう取決めがあれば、それに従って体制を取れるわけですので、そういったところは今後十分改めていただきたいというふうには思うんです。

今後、その予期せぬいろんな事案が出てきたときに、そういうしっかりとした初動体制を取れるかといったようなところを、ぜひ、この町の要になる皆さん方ですので、そのところはしっかりと考えていただきたいというふうに思いますが、町長、どうですか。

○町長（上野 俊市君）

今回の件につきまして反省すべき点多々あるかと思っているところであります。事故が発生して通報が行って、もう午後2時には振興局のほうで通行止めということで、対応を取られているということでお聞きしまして、我々はその迂回路となる旧道の部分についての安全確保をまず図れということで私も指示をいたしたところであります。これはトンネルのほうでもう通行止めになっているという状況があったということで、そちらのほうはもう県にお任せしたというような状況等もあったところであります。

我々としましては、あそこを通行される方々が安心して通れるようなまた道路の確保ということをちょっと最優先した形に結果的になったところでございますけれども、議員がおっしゃるように、そういう危機管理意識というのは常に持ちながら何ができるかというのをもう1回改めて情報を共有しながら、ちゃんと進めていきたいと思っております。

○中村 慎一議員

大変大事なことだと思いますが、内部で午後2時には分かっていたんだといったような話がありますが、やはり、あそこを利用されるのは町民の方々です。それから近辺の方々と、やっぱり通勤にあちこち利用されていていらっしゃる方多いわけです。ですから、そういう方々にお知らせを出すといったようなことは、一番最初に大事なところじゃないかなというふうに思いますので、そういった点はぜひ頭の中に入れて仕事をしていただきたいというふうに要請をしておきたいと思っております。

終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、中村慎一議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後3時15分とします。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時15分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩に引き続き、会議を開きます。

次は、6番、上別府ユキ議員に発言を許します。

〔上別府ユキ議員登壇〕

○上別府ユキ議員

本日令和6年9月9日、議員番号6番の私が6番目に一般質問させていただきます。

最後になります。皆さん最後までお付き合いください。

それでは、まず通告書に従いまして、所有者不明土地について。

登記簿上の所有者が分からない「所有者不明土地」が社会問題になっています。その発生予防を目的に相続登記が令和6年4月から、また、住所の変更登記は令和8年4月から義務化されます。

また、相続土地国庫帰属制度など不動産に関するルール変更が次々に行われます。

我が町における影響や今後の動きについて質問したいと思います。

（1）所有者不明土地の発生原因と社会に与える影響は。

（2）本町は、どれぐらいの割合が所有者不明土地になっていますか。

（3）所有者不明土地を減らすため、町はどのような取組を行っていますか。

大きい2、家族介護用品支給事業についてです。

要介護4及び要介護5の認定を受けて、本人とその配偶者が町民税非課税である在宅高齢者を実際に介護している家族が対象の本事業は、さつま町発足当時から実施されている歴史があります。実際に在宅で介護されている方々には関心が高く、介護用品対象品目や協力店舗など少しずつ改善され、以前に比べて使い勝手がよくなってきているようであります。

この事業のさらなる改善を願い、以下の事を質問いたします。

1、現在、この事業の対象者はどれぐらいいらっしゃいますか。年間予算はどうなっていますか。

（2）介護用品引換券は1枚につき5,000円ありますが、金額を引き上げる考えはありますか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔上別府ユキ議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、上別府ユキ議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の所有者不明土地についてであります。

1番目の所有者不明土地の発生原因と社会に与える影響についてでございますけれども、所有者不明土地は相続登記がされないことなどを原因としまして発生し、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害復旧事業の実施や民間の土地取引の際に所有者の探索に多大な労力を要するなど、社会経済にも著しい損失を生じさせているところであります。

人口減少や少子高齢化が進む中、社会全体の生産性を向上させるためにも、所有者不明土地の解消は喫緊の課題であると認識いたしているところであります。

次に、本町における所有者不明土地の状況についてであります。

議員も御承知のとおり所有者不明土地の場合、固定資産税の納税通知書を送付できないこととなります。令和5年度末現在におきましては、相続人調査中のケースを含め所有者不明土地は93件となっているところであります。

今後におきましても、本年4月に施行されました相続登記の申請義務化をはじめとした取組などを通じ、引き続き所有者情報の適切な把握・調査に努め、適正かつ公平な課税に取り組んでまいります。

次に、所有者不明土地を減らすための町としての取組についてであります。

国におきましては、所有者不明土地の発生を予防するため登記がされるようにするための不動産登記制度の見直しや、土地を手放すための制度の創設など、総合的な法制の見直しについて段階的な取組が進められているところであります。

これらの見直しを踏まえながら、町といたしましては、「おくやみデスク」における説明と相続任代表者指定届出をはじめ、固定資産税納税通知書の送付と合わせた新制度に関する資料の提供、町ホームページへの掲載と法務省ホームページへのリンクなど、あらゆる機会を通じた積極的な周知・広報に努めているところであります。

今後におきましても、所有者不明土地の解消に向けまして、引き続き関係機関と連携した取組を進めてまいります。

また、必要に応じて民法や不動産登記法のさらなる見直しについて、国や県などの関係機関に対して意見等をお伝えしてまいりたいと考えているところであります。

2番目の介護用品支給事業についての御質問でございます。

まず、1点目の事業の対象者と年間予算の関係でございます。

対象者は令和6年5月31日現在30名で支給条件であります要介護4と5認定者全体の約6.8%になります。令和6年度の予算については180万円を予算措置いたしているところでございます。令和5年度の実績につきましては40名の方に126万9,000円を支給しているところであります。

次に、介護用品引換金についての金額を引き上げる考えはないかということでございます。

介護用品支給事業につきましては、月額5,000円の介護用品引換金を支給しておりますけれども、第9期の介護保険事業計画期間中は地域支援事業交付金の交付を受けて事業を実施しております。事業の支給要件としまして、年間6万円の支給上限額を設けてあることから、本町も現在支給上限額の年間6万円の支給とさせていただいているところであります。

今後におきましては、国の動向等を踏まえながら在宅の高齢者等を介護している家族の経済的負担等を軽減するための検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○上別府ユキ議員

御回答いただきました。

それでは、まず、所有者不明土地についてですが、件数的に93件という数字をお示しいただきました。その内訳というか、内容というか、ちょっと詳しく説明していただければと思います。

○税務課長（西園 豪紀君）

所有者不明土地93件の内訳について御説明いたします。

令和5年度末現在における不明土地93件ですが、これは納税義務者数の数となってまいります。93件のうち、相続人調査中が30件、相続人不存在、相続放棄が63件となっているところでございます。

以上です。

○上別府ユキ議員

30件と63件という説明でした。この数字については、あともって利用させていただきたいと思います。

発生の予防という取組は説明いただきましたが、既に発生している所有者不明土地である所有者情報が更新されないまま放置されたままになっている土地に対する対策はどうなっていますか。

○税務課長（西園 豪紀君）

ただいま申し上げました固定資産税の賦課のために必要な相続人調査中が30件と申しましたが、これらにつきましては多大な時間を要するケースもあります。ただし、今後も引き続き調査を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

また、相続人不存在、相続放棄の場合につきましては、固定資産税を賦課徴収する側といたしましての具体的な対応となりますと限界もあると考えているところでございます。ただ、これは本町だけではなく全国的に生じている課題でもございます。このようなことから、国では民法の改正によりまして、所有者が不明であったり所有者が適切に管理していなかったりする土地等の管理に特化した財産管理制度の創設や共有制度の見直し、遺産分割に関する新たなルールの導入などの対応も取られているところでございます。

町といたしましては、今後におきましても、固定資産税の適正かつ公平な課税のため引き続き適正な登記の必要性について丁寧な説明と案内に努めてまいります。

以上です。

○上別府ユキ議員

私は以前ある町民の方に、祖父名義の固定資産税を父が亡くなってからずっと支払い続けているが、自分の代でこの名義を変更したいんだけど、親族の把握がしきれずにそのままになった状態である。それをそのまま次の子供の代に引き継いでしまうととても難しくなるなと思ってるので、ぜひ、自分の代でこの問題を解決したいんだという質問を受けたことがありました。

今、その問題を解決することができるその税法改正が今回ここに示されたと思うのですが、相続人申告登記という部分もあったと思うんですが、課長いかがですか。相続人申告登記という制度も創設されたと聞きましたが、いかがですか。

○税務課長（西園 豪紀君）

ただいま議員からございました制度が相続人申告登記の制度の創設ということで、本年4月1日から施行されたものでございます。

内容を少し御説明させていただきますと、不動産を所有している方が例えば亡くなった場合、その相続人の間で遺産分割の話合いがまとまるまでは法律上は全ての相続人がその不動産を共有している状態になります。そういった状態で相続登記を申請しようとすると、全ての相続人を把握するための登記簿謄本などが必要になってしまうことになります。こういったことから遺産分割がまとまらず相続登記を申請することができない場合は自分が相続人であることを法務局の登記官に申し出ることによって相続登記の申請義務を果たすことができる。これが相続人申告登記の制度となっているところでございます。この制度を利用すれば、自分が相続人であることが分かる戸籍謄本等を提出するだけで申出をすることができ、より簡易に手続を行うことができるものでございます。

以上です。

○上別府ユキ議員

今年4月から亡くなった方がいたら土地の相続はすぐ登記をしないとイケない、相続登記をしないとイケないというこの法律と、それからもう一つ相続人申告登記というのも進められたわけ

ですね。始まったわけですね。この周知・広報というのをぜひしていただきたいと思うところですね。先代、先々代の名義のまま固定資産税を納付されている方というのは大変多いんじゃないかと思われますので、分かった時点、認識されている方が即、法務局に行って申請すればできるという体制になったと理解しているんですが、そういうことですね。

○税務課長（西園 豪紀君）

ただいまありましたとおり、概率的にはそのような制度になっておりますので、こういったことの周知というところは、今後、力を入れていきたいと考えているところでございます。

○上別府ユキ議員

それでは次に、相続土地帰属制度について伺います。

8月17日付南日本新聞で相続土地国有化の件が掲載されていまして。まだまだ存在を知らない人も多く周知が課題であると報じていましたし、要件が厳しく申請断念も多いと報じていました。この相続土地国有化についてはどうなっていますか。

○税務課長（西園 豪紀君）

相続土地国庫帰属制度の課題としてどのようなものがあるかというようなお問合せかと思います。

この相続土地国庫帰属制度につきましては、昨年の4月27日に施行されたものでございます。議員も御承知のとおり所有者不明土地の発生を予防するため、土地を相続した方が不要な土地を手放して国に引き渡すことができる制度でございます。基本的には相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば誰でも申請できることになっております。少し詳しく申し上げますと、これを法務局へ申請するためには土地1筆当たり1万4,000円の審査手数料を納付する必要があります。法務局による審査を経て承認がされますと10年分の土地管理費相当額の負担金として原則20万円を納付する必要があります。鹿児島県の場合は鹿児島地方法務局への申請となっているところでございます。

先ほど議員からもありましたとおり、新聞でも大々的に報道をされたところでございますが、法務省によりますと、昨年4月から今年7月末までに国庫帰属された件数は667件となっているとのこととあります。議員からもありましたとおり、この制度の周知が課題として上げられているところでございます。

また、土地に建物が残っている場合や境界が明らかでない場合などは申請が却下されるほか、定期的に伐採が必要な樹木が土地にある場合などは対象外になるなど制度の要件が厳しいといったことも上げられております。

このほか国庫帰属された後の土地の活用について、私人が管理できなくなった土地を国が管理する制度が長期的に持続可能なのかといった懸念する声も上がっているようでございます。

我々固定資産税を賦課徴収する側といたしましては、新たな所有者不明土地の発生を可能な限り防いでいくため、土地の所有者等に対しまして土地に関する登記手続、そのほか権利関係を明確にさせていただくようお問合せに対する説明や関係機関と連携した周知・広報に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○上別府ユキ議員

この制度は、相続しても使い道がない土地を手放したい方やその土地から遠く離れて管理のできない人たちにはとてもよい制度だと思われますが、我が町の税収への影響があると聞きました。どうということですか。

○税務課長（西園 豪紀君）

町の税収への影響ということでございますが、まず先ほど申し上げました令和5年度末現在に

おけます所有者不明土地93件、この所有者不明土地に係る固定資産税の額が約130万円となっているところでございます。

また、相続土地国庫帰属制度に関しましては、国が土地を引き取った後、国において所有権の移転の登記が行われることとなります。翌年の1月1日までにその登記の手続が完了している場合は、町の固定資産税課税台帳に所有者として登録されるものは国となります。国有地となれば固定資産税は課税をされないということになってまいります。現在のところ本町におきまして国庫への帰属は確認はしておりませんが、仮にこれまで固定資産税を納めていただいた土地が手放され、国庫帰属となった場合には、税収への影響が生じてくるものと考えているところでございます。

○上別府ユキ議員

実際に固定資産税を納める通知が緑の封筒で来たときに、いろんな通知書と一緒に、例えば先ほどの今年の4月から義務化された土地の、固定資産税が義務化されてチラシを入れているという話を聞きましたが、そういうのを直接手に取ってみるとという人がどれぐらいいるのかなというのも思ったし、また見逃してしまう方も多いと思います。

今回の一連の民事基本法制が見直されたことを知らせる責任は確かに国にもあると思うんですが、固定資産税を受け取っている町にもあると思うので、法務局と連携して、もっと積極的にアピールする必要があるのではないかと思います。税の仕組みが変わりましたよということを出前講座等でもっとアピールしていただきたいなと思っているところです。

さきの答弁でありましたことについてですが、例えば今進んでいる宮之城道路の建設地の土地買収や森林環境税を利用した森林開発などの公共事業の推進や迅速な災害復旧にも影響があるということでしたが、実際にそういう案件が発生していますか。

○税務課長（西園 豪紀君）

ただいまありました各種の公共事業、こういった事業を進める上で事業主体からの所有者不明土地への照会等がございしますが、そういったところは法に基づいた回答をしているところでございます。具体的にどのようなケースで、どのような事業で、こういったことが起きているのかということは、税務課では把握はしていないところでございます。

○上別府ユキ議員

把握はしていないということでしたけれども、それでは、今、町内で起きているいろんな問題。商店街の空洞化であったりとか、空き家の問題であったりとか、耕作放棄地の問題であったりとか、そういう背景に共通して、この所有者土地問題があると考えられますが、そこはいかがですか。

○税務課長（西園 豪紀君）

この所有者不明土地問題が社会問題になっているということで、今回議員からも御質問をいただいているわけですが、冒頭町長からもございましたとおり、相続登記がされないことを原因として発生をしているところでございます。

町内において、具体的に公共事業の用地買収とか、災害復旧事業の実施等で困難な事例があったというようなケースは、個々には把握はしていないところでございますが、今後、こういった土地が増えていけば、そういったことも当然ながら想定されていくと考えておりますので、そういったことができるだけ発生しないような取組というのは必要になってくるかなと考えているところでございます。

○上別府ユキ議員

家族を超えた土地のバトンタッチが日本ではなかなか進まない中で、地域全体を視野に入れた

つ第三者がそういうのをコーディネートしていくような、そういう仲介を行うことがこれからの人口減少社会での土地問題解決になっていくのではないかなと私は考えます。

これまでと同じ労力と費用を投じて管理することは、これからは本当に困難になっていくということを見据えた上でやっていくことが大事です。こうした形を今後自治体が中心になって展開するべきではないのかなと考えたりもします。様々な問題の根底に土地問題があり、私たちの周りでは、土地は私的所有の対象である意識が根強いですが土地の公共性という見方が広がっていくようになることが、これからの人口減少社会には必要ではないでしょうか。

私の一つの意見ですが、この問題について町長はどう考えられますか。

○町長（上野 俊市君）

この所有者不明土地の関係等については本当に難しい問題かと思っているところであります。昔であれば家督相続制度というのがありまして、ある一定程度の相続がなされておったわけですが、新しい民法等の中で、これはなくなっております。本当に公共事業等で、こういう土地になりますと、本当に公共事業のほうは進まないというようなこともありますし、また、今、耕作放棄地の話もございましたけれども、実際我々の身近なところでも、この土地をもう引き取ってくれんかという話も聞きます。なかなか場所的にいい土地であればまだいいんでしょうけれども、非常にそここのところを見ますと道路がなかったりとか、いろいろ劣悪な状況にある土地なんか結構多くて、こういう土地が取り残されていく一つの要因にもなっているのかなと思っております。

今後、この関係等については、もう少し簡単に相続ができるような制度を構築していかなことには、こんだけ1筆1万4,000円で国庫帰属の話もありましたけれども、こんだけの管理費が20万円となりますと、これ自体なかなか難しいと考えるので、ここについては、町としてどんな役割ができるかというのは非常に難しいところがございますけれども、とにかく生前中にできることであれば、早くこの登記を移していただくということが一番肝要かと思っています。ですから、この制度の周知、こういうの早めにしたほうがいいですよという周知はしっかりと、あらゆる方法、方策を取りながら住民に広く知っていただくということが大事だろうと思っております。

本当にどんどんどんどん増える一方でございますので、できるだけこれが今後発生しないように、早め早めの対応ができるように、町としましても広く周知を徹底していければと思います。

○上別府ユキ議員

分かりました。人口減少社会という状況において、まさにそういった取組対応というか、そういう考え方というのを進めていかなければならない時期に来ているんだなと思っているところです。

それでは2問目、家族介護、在宅介護の件についてです。

年間予算、それから調査いただきましたいろんな数字はお伺いしました。

それでは、私のほうが出した資料なんですけれども、各対象家族件数は30件。5,000円で支給された家族介護用品引換券は、それぞれの家族の人たちが各協力店で対象商品に引き換えられて、その協力店から町ほけん福祉課担当へまた請求が来るという仕組みですね。その請求金額は昨年でどれぐらいになっていますか。つまり実績ということなんですけれども。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

先ほども申し上げましたが、令和5年度実績については、40名の方に126万9,000円を支給しているところでございます。

○上別府ユキ議員

分かりました。40件126万円ということですね。

実は、令和4年3月の議会で同僚議員から在宅介護支援拡充についてということで同様の質問がありました。そのとき、その議員がおむつ、おむつと連呼されたのでちょっと記憶に残っているんですが、そのときに「今後も介護者の負担軽減と要介護者の在宅生活維持のため有効な手だてを総合的に検討する」と回答されています。その後どのように回答され、どういう方向になったのかお答えいただきたいと思います。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

ただいまの御質問でございますが、令和4年3月議会で在宅介護支援の拡充の質問で「総合的に検討する」という形で、その後の検討と方向性という形になりますが、要介護者が自宅で暮らすための支援といたしまして、おむつの補助金だけでなく、家族の介護者が楽になるおむつの当て方、介助の仕方などの研修を行い、介護者のちょっとしたお困り事の援助について検討し、令和5年10月に介護者のためのおむつ講座を開催し11名の参加があったところであります。

参加者の中に実際に介護をされている方は4名でしたが、今は介護をしていないが以前介護をしていた方、家族が入院したことをきっかけに今後の介護に役立てたいなど、皆さん介護に対する関心は高いように感じたところであります。今年度においても実施を予定しているところであります。

また、包括支援センターにおいて「介護者の語らう会」や「男性介護者のつどい」を実施しております。令和5年度実績においては「介護者の語らう会」を5回、「男性介護者のつどい」を6回実施しているところであります。

次に、自宅の手すりなどを設置する住宅改修についての質問がございまして、住宅改修や福祉用具の利用者の費用負担についてですが、令和5年度から支給申請により介護保険給付分を市町村から施行業者へ直接支払う受領委任払いを導入し、今までの償還払いと選択できるようにして利用者のサービス向上に努めているところでございます。

○上別府ユキ議員

介護者の負担軽減という意味で大きくその質問が影響したということでもいいことだなと思います。

そのときの質問と同時に厚生労働省の地域支援事業の任意事業が2024年4月から市町村特別給付事業や保健福祉事業で一般会計へ移行するという案がありましたが、その件は一体どうなっておりますでしょうか。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

さつま町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画においては、この期間中は、今の予算で継続で考えているところです。国の動向や周辺自治体の動向も考慮しながら今後については考えてまいりたいと思います。

○上別府ユキ議員

国の動向も含め近隣市町村の流れも含めて考えていくということですね。

このおむつ支給事業、介護用品支給事業というのは、介護保険以前から行われており低所得者向け市町村の家族支援として位置づけられてきた経緯があります。介護保険後も要介護4、5相当の在宅高齢者を介護する家族に対して介護用品を支給するという事業となりました。介護支援施設でのおむつ利用が介護保険の普及対象とされる中で、特老は要介護3、要介護4、要介護5が原則利用となった現在、在宅の要介護者にとって家庭介護用品支給事業は在宅介護を支える大きな仕組みとして機能しているところだと考えています。

また、この事業はそれぞれの市町村で独自の発想や創意工夫した形で実施するものであると決

められており、被保険者の家族の支援を行うものであるということです。

そこですが、特老では、要介護3、4、5が原則利用となっているということで、近隣の市町でも要介護3から3,000円の支給をしているところもあると聞きました。さつま町も要介護3から支給対象にしてみるという考えはないですか。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

第9期計画においては、現在の要介護4、5の方を在宅で介護している家族として、このままの継続としているところでございます。

○上別府ユキ議員

このままでいくということですが、家庭介護の中で大きな負担を占めているのはおむつもですが、食事もあります。いろいろな創意工夫をしても家族でやることには限界があります。とりみ剤というのが先ほどの資料で分かりますとおり対象商品に追加されて以来、その後は介護食ということでは進展はありません。

これからはちょっと介護者の、利用者の声なんですけど、「現在、協力店の中には介護食の種類がたくさん並んでいます。それらの品々も対象商品にはなりませんか」という意見もありました。また、あと「おむつ無臭袋の種類も増えてきています。対象品目になったら、とてもいいのに」というのもありましたし、「手指消毒用のアルコール消毒剤も対象にしていだけないだろうか」と、利用者の声、要望というのはたくさん出ているようですが、そういうのも含めて、そういう話を担当職員としたときに、例えば介護食ですけれども、「どこまでを範囲とするのか悩みますよね」という声を聞きました。介護者の気持ちを酌んでくださっているなというところは分かるんですけども、担当職員も大変なところなのだなというのを実感しましたし、家族で介護されている人たちも大変。そういうのを考えたときに、そういう品目自体、先ほどの資料にあった対象品目というのを設けないといけないのか。そういうのがなければ、介護者はある意味必要なものを買うことができる。そういう負担も減ります。そしてこの担当職員の事務負担も軽減されます。そして、この協力店というのをお願いしにいくということもなくなります。この3つの特を考えると、あえて支給用品をこの品物に限る、この協力店に限るとしないで、もうあえて現金支給で、要介護3、4、5という人たちに、金額は少し現金支給だから下げてもいいと思います。5,000円のところ、4,000円ぐらいにして。そして支援というのをやっていくような考えはないでしょうか。先ほども申しましたとおり、担当の町で創意工夫して実践していくのが、この制度だと聞きました。いかがでしょうか。

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

先ほど資料を提供していただいた中にとりみ剤というのが入っております。これは食品を飲み込みやすくするために町のほうではこれを加えているところであります。

通常は、ほう助の目的は排せつの支援が必要な方の補助となっていることから、このようなおむつ等に大体限ったような支援になっております。ほかのところでも、おむつ等の現物支給とか、そういう形でしているところが多いようでありました。

また、現金支給をしているところもありましたが、入院の場合のみという形でありましたので、病院が指定するものを使用する場合があるため、そういうような対応を考えているのではないかと考えております。通常は現物を支給としているところであったりするので、町の対応としては、今までどおり、この金額、この内容でいきたいと考えているところです。

○上別府ユキ議員

今までの様式をもう取っ払って、さつま町独自の創意と工夫で家族介護用品の支給というのを考えられないかという提起ですけれども、例えば、介護施設に入って介護を受けている、保険を

使いながら受けている人たちは月6万円とか7万円とかかかるわけです。それを自宅で受けている人たちは、月、この金額です。それを考えると、この家族介護というのの大きさというのをつくづく感じるわけです。ですから、そこを鑑みて、ただ排せつ処理の補助というだけではなくて、そこに携わる大きな負担を占めている食事の部分とか、それからもろもろのものも含めて家族の慰労というか、そういうのも含めた形で、この5,000円じゃ何もできないかもしれない、4,000円じゃ何もできないかもしれないけれども、その一部にできないだろうかという現金支給を言ってみました。今後考えられないでしょうか。町長、そのところはいかがでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

現金支給ということをちょっと申されましたけれども、全体的な中で考えていきたいと思えます。やはり見直すべきところは見直していけばいいと思っておりますので、ここについては、今後、今の計画の中ではこのままということで担当課長のほうお話をしましたけれども、ここについてはどういう形が一番皆さん望んでらっしゃるのかというの、またお聞きしながら変えていけばいいと私は思っておりますので、これは柔軟にまた取り組んでいきたいと思えます。

○上別府ユキ議員

今後在宅で介護される家族の方々がより一層、心身の疲れを取れたりとか、そういうこととか、いろんな創意工夫の中でやっていく中でそういう軽減をしていただければ、本当にこのさつま町の家族介護というのはもっと広がっていくんではないかなと思います。

以上で、この質問を終わりたいと思えます。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、6番、上別府ユキ議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後4時00分

令和6年第3回さつま町議会定例会

第 3 日

令和6年9月10日

令和6年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和6年9月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事 務 局 長 早 崎 行 宏 君	議 事 係 長 神 園 大 士 君
議 事 係 主 任 杉 元 大 輔 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 角 茂 樹 君
教 育 長 中 山 春 年 君	総 務 課 長 富 満 悦 郎 君
総合政策課長 大 平 誠 君	財 政 課 長 垣 内 浩 隆 君
町民環境課長 松 山 和 久 君	ほけん福祉課長 甫 立 光 治 君
こども課長 久保田 春 彦 君	農 林 課 長 山 口 良 浩 君
さつまPR課長 山 口 泰 徳 君	産業支援・定住対策監 米 丸 鉄 男 君
建 設 課 長 原 田 健 二 君	水 道 課 長 出 水 隆 君
教育総務課長 藤 園 育 美 君	社会教育課長 中 村 英 美 君
ほけん総括監 濱 田 清 美 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 2 号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第 5 3 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 3 議案第 5 4 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 4 議案第 5 5 号 さつま町うましき里きらの楽校条例の一部改正について
- 第 5 議案第 5 6 号 令和 6 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 議案第 5 7 号 令和 6 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 5 8 号 令和 6 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 5 9 号 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	5 2	さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
	5 3	さつま町国民健康保険条例の一部改正について
	5 4	さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
	5 6	令和6年度さつま町一般会計補正予算（第4号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 5 款 国庫支出金（関係分） 1 6 款 県支出金（関係分） 1 9 款 繰入金（関係分） 2 0 款 繰越金 2 2 款 町債 歳 出 2 款 総務費（関係分） 3 款 民生費 4 款 衛生費 人件費全部 第3条 債務負担行為の補正 第4条 地方債の補正
	5 7	令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	5 9	令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
文教経済 (第2委員会室)	5 5	さつま町うましき里きららの楽校条例の一部改正について
	5 6	令和6年度さつま町一般会計補正予算（第4号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 3 款 分担金及び負担金 1 5 款 国庫支出金（関係分） 1 6 款 県支出金（関係分） 1 9 款 繰入金（関係分） 2 1 款 諸収入 歳 出 2 款 総務費（関係分） 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費

委員会	議案番号	件名
	58	10款 教育費 11款 災害復旧費 第2条 繰越明許費の補正 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和6年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

これから、9月5日に提案がありました議案第52号から議案第59号までの議案8件について総括質疑を行います。

質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第52号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」、日程第2「議案第53号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第3「議案第54号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」、日程第4「議案第55号 さつま町うましき里きららの楽校条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第1「議案第52号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」から日程第4「議案第55号 さつま町うましき里きららの楽校条例の一部改正について」までの議案4件を一括して議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○上別府ユキ議員

おはようございます。4件の議案についてということで、私のほうからは、うましき里きららの楽校の条例一部改正について質問したいと思います。

1日当たり幾らという金額の変更について上程されていますが、この「1日」という考え方。普通、キャンプであれば、泊まりになるので、普通「1泊2日」とか、夜も入ってくると「2泊3日」とかいろんな、「泊」が入ってくると、この「1日」というのをどのようなふうに解釈しているのかをお聞きしたいです。

○さつまPR課長（山口 泰徳君）

1日当たりというのが、キャンプの形態もですね、デイキャンプということで日帰りで帰られるキャンパーの方もいらっしゃいますので、「1日当たり」というようなことで設定をしたところでございます。

1泊2日の場合は、2日分、料金を徴収するというようなことになろうかと思えます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第56号 令和6年度さつま町一般会計

補正予算（第4号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第56号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○新改 幸一議員

おはようございます。所管が違いますので、質問をさせていただきますが、今回の補正予算説明資料の20ページ、農林課の畜産の関係で質問いたします。

畜産業事務費の中で、子牛価格の低迷によりまして、県外の購買者へのトップセールスを行うということで市場せり市に購買者の誘致を図るということで、この予算を組んであります。今このことにつきましては、畜産農家が一番要望していることじゃないかなというふうに私も感じます。このことは大変大事なことだというふうに感じます。

こういう、子牛が低迷いたしまして、もう、我がさつま町だけでなくして全国的に、畜産農家、子牛の生産者は困っているようでございますが、特にこの今回の補正予算の関係を見たときに、全国的にはどうなのかなというふうに調べてみますと、8月15日の農業新聞の北は北海道から沖縄までの市場のこの7月の子牛価格の表が出ておりまして持ってきたんですが、平均が50万円割れをする目前という見出しで載っております。

その中で見ていきますと、全国的には、もうびっくりするほど高いところ、2か所ありますね。淡路と但馬。平均が92万3,000円、85万7,000円という、このすばらしい市場もあります。これには血統的なこともかなりあるというのも十分、これも承知をするんですが。

どっこいこの鹿児島県を見てみますと、7つの市場があります。薩摩中央家畜市場から始良、肝属、それから曽於、中央、種子島、徳之島。この表を見てみますと、薩摩中央が7月の子牛価格の出場頭数が559頭という流れで、平均が53万8,000円、こういう表であるようでございます。それで、県下のこの7つの市場を見てみますと、今のところ、薩摩中央が一番高いということであるようでございますが、見てみますと、まあ、これだけで喜んでいるわけではないんですが、畜産農家の2件の話を私は聞いてきました。昨日と今日、今日の朝です。そういう流れで、購買者をとにかく、お願いしたいという切実なこの畜産農家の話でもございました。

そこで私が聞きたいのは、今回、約80万円程度予算を組んであるんですが、このトップセールスで購買誘致に行かれる、このメンバーですね、どういう方々が行かれるのかというのが一点と、その購買誘致に行かれた場合に、どういうトップセールス、どういう誘致のやり方をされるのかという、そのセールスの仕方の内容です。

私が思うには、また畜産農家の言われるには、とにかく薩摩中央市場の、県下の7つ市場があるんですけども、「うちの薩摩中央市場の牛は、ここがいいんだ」というデータ、これをきっちり持って行って、その購買者に説明をして、1人でも2人でも多くの方々が来ていただくという、このことをぜひやっていただきたいというのが畜産農家の要望でもございました。ただ行って「市場へ来てくいやんせ」、そういう言い方ではもう、全国、今の肥育農家はどこに買いに

行くのも条件は一緒だというようなことも言われましたけれども、そういう、とにかく、データを、きっちりと、持って行ってほしいということだったんです。そのことをどういうふうに、そのトップセールスをされるのかというのが一つ。

それからもう一つは、私が昔、提案をしたんですが、購買者に対する宿泊助成です。このことをやってきた経緯もあります。それで、途中で、これももう廃止になりました。私はこういう低迷する中で、購買者には、購買者の中でもやっぱり必要経費云々を少しでもコストダウンしたいということで、この宿泊助成というのは購買者にとっても、ある程度、魅力があるんじゃないか。「さつま町に行けば泊まり賃が要らんでや」というのもあるんじゃないかということを畜産農家に言ったら、「やっぱりそれも大事やどな」ということも言われました。そういうこともですね、復活させるような考え方はないのか。

そういうところを質問したいんですけども、回答をお願いを申し上げます。

○農林課長（山口 良浩君）

新聞の掲示についてです。全国42市場があります。その中で50万円を割っているところが21か所、約半分でございます。そしてまた、今言われたように、但馬、淡路、淡路にしては平均価格90万円ということでございます。

私たち、一番初め、青森のほうに行こうということで、計画しております。そしてまた、神戸ビーフのほうもですね、こちらのほうに参入してきております。

それでまた、行くメンバーとしましては、町長、組合長、そしてさつま町の畜産振興会長ということでメンバーをお願いしようかというふうに考えているところでございます。先ほど議員のほうが言われました、データを用いて、そのデータを持っていく。いろいろな検討材料を持ってですね、訪問していきたいというふうに考えているところでございます。

そしてまた、宿泊助成等、復活と。様々な、いろんな意見等ございます。そういうことを、今、何を、どういうことを一番いいのかということを模索しながら、今後、また予算に反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

○新改 幸一議員

ぜひ、そういうことで頑張っていただきたいというふうに要請をしますが、大体、子牛は、生まれてから、9か月から10か月で市場に出されます。今、畜産農家の話を聞きますと、生まれてから10か月、大体市場に出すまでの原価、これが、最低もう54万円から55万円は必要ということを言われております。といったときに、もう平均が五十二、三万円じゃ、赤字で出荷するんだと。

私が畜産農家に意見、話を聞いた中の1軒がですね、目標は、雌で、今のこの相場からいけば雌で50万円、それから去勢では70万円、これを目標に牛づくりをやっていると。といったときに、平均60万円で売れたときに、何とか畜産農家は飯を食べられる、生活ができるという話を畜産農家がしました。そういう努力をされておりますので、その流れの中で、この低迷する子牛価格の相場というのは、畜産農家の情報としては、3年はかかるだろうと。もうはっきりと、覚悟しているという話でございました。3年というのは本当に長いです。

それで、親牛は30頭持っていらっしゃる畜産農家が、今、月の餌代が、最低50万円要ると。年間600万円、濃厚飼料代が要ると。そういう現実だということを話もしていただきました。ですから、私は、さつま町は、米と畜産、この柱が駄目になってしまえば、さつま町は沈没するんじゃないか。それぐらい、危機感を持っております。これは全国的な、世界との流れもあると思うんですけども、ぜひそこ辺りも、研究しながら、努力もしていただきたいということを要請をしておきます。

最後に一点は、町長の見解を聞きたいんですが、今回は、その青森、神戸、トップセールスをやっていくということ。町長、もちろん、JAの組合長、これはもうメンバーだと思うんですが、畜産会長、私たちのこのまちだけのトップセールスじゃ、いけないんじゃないかと。

薩摩中央家畜市場には、薩摩川内市の牛、管内の牛も、伊佐市の牛も来るわけです。そして頭数が、1回の頭数で600頭、700頭、800頭出てきたときに、購買者がどんどん寄ってくるというのはもう現実であります。高齢者が、価格に合わない、もうやめようといったときに、出品頭数が減っていけば、逆に、購買者、どれだけトップセールスをやっても、寄ってこないという現実的な話も畜産農家はしておりますので、私は、できれば、値段が低迷しようがしないが、この2市1町で、購買者誘致推進協議会なりをつくってですね、薩摩川内市の首長、伊佐市の首長、さつま町の首長、それに関係者を、全て、経費もみんな持ち寄りながらですよ、そういうのを今後は、もう毎回やっていくんだという一つの流れはつukれないものなのか。そこ辺りは、町長は見解どんなふうに思われますか。

○町長（上野 俊市君）

このトップセールスにつきましては、今回だけじゃなくて、昨年も行っております。また、伊佐市のほうも独自で行かれていますけれども、なかなかこの3つがですね、同じ日というのは調整が非常に難しいということをやっぱり言われておりまして、それぞれ、動いている形にはなっています。今回はこういう形で、JAのまた組合長、私もそうですけれども、今回新たに振興会長等も入っていただいて、生の声をやっぱりしっかりと伝えていくということで今回、予算も、計上させていただいたところであります。

議員がおっしゃるように、本当にこの今、畜産は、厳しい状況にあります。いろいろと対策も講じておりますけれども、これが、すぐ取引価格に反映するという状況にはないところです。円安もそうですし、飼料の高騰も、やっぱりそういう影響等もありまして、非常に厳しい経営状況にあるところではありますけれども、ここにつきましては、私も、先般も畜産の会がございましたけれども、状況を見ながら、必要であればまた対策を講じていくという考えも示しておりますし、これにつきましては、今、生産農家が離れていかないように、「頑張りどころです」、「頑張ってください」ということを声かけもしながら、これについては積極的に支援をしていきたいと考えているところであります。

○新改 幸一議員

もう、最後になりますが、ぜひ、町長の思い、この地域の全体の畜産農家の思い、先ほど言いましたように、薩摩中央家畜市場の薩摩川内市、伊佐市と一緒に連携を取った、購買者が本当に、足を踏んで、「やっぱり薩摩中央家畜市場へ来れば良い、牛がそろって良い」というようなふうの流れになるように、ぜひ、努力をしていただきたいということを要請します。

そしてまたあと、このことは、文教経済常任委員会のほうで審議されますので、委員の皆さん方で審議を要請いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○上別府ユキ議員

今回の補正予算の中に、10月からの郵便料金改定値上げに伴う不足分の計上がされておりますが、この郵便料金については、昨年度から、値上げをするよということで、結構、準備期間もあったと思うんですけれども、経費削減の努力というか、労力と費用をどこまで切り詰められるかという精査は、十分、なされているでしょうか。

○総務課長（富満 悦郎君）

郵便料金の改定に伴う、そういう料金の節減といいいましょか、その御質問でございます。

この管内であれば、ある一定以上の量が集まればですね、安く、郵便料が安くなるとかそういうものがありますので、そういうものを活用して、できるだけ、選挙なんかにしてもなんですけども、そういうものを活用しながら経費の節減に努めているところでございます。

○上別府ユキ議員

全ての課の中でこの不足分が計上されているので、その課その課で質問するよりももうまとめてしたほうがいいと思ひまして、この機会ですべていただいたんですが、例えば、町民の方々には、文書交付の機会に、最初と中間で、今まではあらゆる機会を通じていろんな会合の文書とかそういうのは配られていると思います。それが今後も徹底されていけば、町内に対しての文書というのは、ある程度、集約できていくのかなというのとも考えられますが、あと、それ以外の分、その今おっしゃったような部分で、管轄外の部分みたいなところに対しては例えば、インターネット、スマホとかパソコンとかそういうところでのLINEの活用とか、いろんな意味でのそういう、労力の削減も含めた形で、今後検討する必要もあるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務課長（富満 悦郎君）

いろいろと御提言をいただき、ありがとうございます。今おっしゃいましたように、そういう、LINEとかそういうものの活用、それから公民会にお願いする部分もありまして、どうしてもやっぱり、物によりましては、直接それぞれに届けないといけないものもありますので、そういうものを使い分けながら、効率的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○中村 慎一議員

ちょっとお尋ねいたします。予算書の16ページ、一般会計の予算書の16ページの地域振興費の中で、高校魅力化コーディネーターの費用を170万2,000円減額してありますが、これの、一応、内容につきましてもう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○総合政策課長（大平 誠君）

高校魅力化コーディネーターの人件費、報酬費の削減、減額ということになりますけれども、昨年ではですね、高校魅力化コーディネーターがいらっしゃいまして、一応卒業をされました。そして、本年度、2名のコーディネーターを採用しようということで、希望者がお二人ほどいらっしゃいましたけれども、最終的に、まあいろいろとお話を聞いた中でですね、不採用ということになったところでございます。

そのコーディネーターの分の業務につきましては、担当が一生懸命、今頑張っているところでございますが、薩摩中央高校の支援についてはまた、今後はまた引き続き、コーディネーターも含めて、取組を進めていきたいと。

今回は残念ながら、そういった人材がいなかったということになるところでございます。

以上です。

○中村 慎一議員

ちょっと、もう一度、ちょっとよく分からないのが、応募者が2名あって、2名とも不採用だったということで、今、誰もいないということですね。

○総合政策課長（大平 誠君）

2名ございまして、直接、お話をさせていただいて、1名は最終的に本人様が断念をされたと

いうところで、あと1名は、面接の選考の結果、不採用ということであります。
以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号については、配布してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第6「議案第57号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第7「議案第58号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第59号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「議案第57号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」から日程第8「議案第59号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」の議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

本日から9月12日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

9月25日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時54分

令和6年第3回さつま町議会定例会

第 4 日

令和6年9月25日

令和6年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和6年9月25日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

議 事 係 長 神 園 大 士 君 議 事 係 主 任 杉 元 大 輔 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 角 茂 樹 君
教 育 長 中 山 春 年 君	総 務 課 長 富 満 悦 郎 君
総合政策課長 大 平 誠 君	財 政 課 長 垣 内 浩 隆 君
町民環境課長 松 山 和 久 君	ほけん福祉課長 甫 立 光 治 君
こ ども 課 長 久保田 春 彦 君	農 林 課 長 山 口 良 浩 君
さつまPR課長 山 口 泰 徳 君	建 設 課 長 原 田 健 二 君
水 道 課 長 出 水 隆 君	代表監査委員 紺 屋 一 幸 君
監査委員事務局長 上 野 加奈子 君	教育総務課長 藤 園 育 美 君
社会教育課長 中 村 英 美 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 2 号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第 5 3 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 3 議案第 5 4 号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 4 議案第 5 5 号 さつま町うましき里きらの楽校条例の一部改正について
- 第 5 議案第 5 6 号 令和 6 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 議案第 5 7 号 令和 6 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 5 8 号 令和 6 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 5 9 号 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 6 2 号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 6 3 号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 6 4 号 訴えの提起について
- 第 1 2 議案第 6 5 号 訴えの提起について
- 第 1 3 議案第 6 6 号 令和 6 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 1 4 議案第 6 7 号 令和 6 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 5 議案第 6 8 号 令和 5 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 議案第 6 9 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 1 7 議案第 7 0 号 令和 5 年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について
- 第 1 8 報告第 7 号 令和 5 年度さつま町農業集落排水事業特別会計継続費の精算報告について
- 第 1 9 報告第 8 号 令和 5 年度健全化判断比率の報告について
- 第 2 0 報告第 9 号 令和 5 年度資金不足比率の報告について
- 第 2 1 所管事務調査報告の件
- 第 2 2 議員派遣の件
- 第 2 3 閉会中の継続審査・調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和6年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第52号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」、日程第2「議案第53号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第3「議案第54号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」、日程第4「議案第55号 さつま町うましき里きららの楽校条例の一部改正について」、日程第5「議案第56号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第6「議案第57号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第7「議案第58号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第59号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「議案第52号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」から、日程第8「議案第59号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」までの議案8件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。
まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔古田 昌也議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（古田 昌也議員）

改めましておはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第52号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」、「議案第53号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、「議案第54号 さつま町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及びさつま町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」、「議案第56号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分、「議案第57号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第59号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」、以上の議案6件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第52号であります。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令に伴い、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、町単独で実施される町議会議員選挙及び町長選挙においても、同限度額を適用するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、議案第53号であります。

今回の改正は、国民健康保険法の一部改正に伴い、令和6年12月2日以降に国民健康保険被保険者証がマイナ保険証に移行し、オンラインで被保険者管理が可能となり、被保険者証の返還が不要となることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、議案第54号であります。

今回の改正は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員の配置基準について、常勤換算方法等への見直しがされたことから、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次は、議案第56号の関係分であります。

まず、2款1項7目友好交流事業費に67万円が計上されております。これは、西郷菊次郎に縁のある本町、台湾宜蘭市、熊本県菊池市及び龍郷町による国際交流促進覚書の締結に係る旅費などです。質疑の中で、覚書を締結することで、今後どのような取組や活動につなげていくか考え方をたどしましたところ、今回の締結が一つの契機となり、人的交流や観光交流、産業交流、企業誘致や雇用など、様々な人流を深め、町の活性化につなげていければと考えているとのことであります。

次に、2款1項13目財産管理事務費に849万9,000円が計上されております。これは、閉校した学校5校分の家屋評価調査業務委託に係る経費等です。質疑の中で、今回調査を行う閉校施設は、貸付けや譲渡の可能性はあるものではあるが、貸付け・譲渡時期も不明の中、今、調査を行わなければならない理由についてたどしましたところ、現在、貸付けを受けている事業者より、固定資産税が幾らになるのか知りたいということもあり、今後、固定資産税見込額を示した上で、譲渡に向けた交渉材料にも活用できればと考えているとのことであります。

次に、4款1項8目環境対策費の猫の捕獲器購入費用として16万3,000円が計上されております。これは、猫の捕獲、不妊去勢手術を行い、猫を生活していた地域へ戻すための活動を推進するものです。質疑の中で、購入する猫捕獲器は、動物愛護団体に全て提供するのか、町が所有し、公民館等から相談があったときに相談者へ貸出しを行うのかたどしましたところ、購入する捕獲器は町で管理を行うが、活動は動物愛護団体と町が連携して行っており、捕獲器の設置と回収、移動動物病院までの運搬も町の職員も同行し、一緒になって活動していくとのことであります。

次に、3款1項4目介護保険対策事業費の事業補助金として4,482万6,000円が減額計上されております。これは事業所の施設建設見送りによる補助金の減額です。質疑の中で、事業所を建設できなかった理由を把握しているのかたどしましたところ、今回の見送りは、資材などの高騰が大きく、予定していた建設費より高額になる見込みとなったため、建設方法や設計なども見直しを行ったが、今回は建設見送りをするとのことであります。

次に、4款1項5目医療費助成事業費のシステム改修負担金として31万9,000円が計上されております。これは、県が令和7年度から課税世帯の未就学児について窓口負担のない現物

給付方式へ制度移行することに伴い、本町独自で現物給付の対象範囲を未就学児から高校生までとすることから、支払い事務等を行っている国保連合会へのシステム改修負担金であります。質疑の中で、保護者はさつま町内に居住し、子供が高校生などで町外の寮などに居住している場合は、現物給付の対象外になるのかたどしましたところ、子供の住所において支払いをするということになっており、町内に住所があれば現物給付の対象になり、町外に住所を移している方については対象外となるということです。

次は、議案第57号についてであります。

4款1項1目介護保険給付費準備基金に6,476万9,000円が計上されております。これは介護保険給付費準備金の積立金であります。

次は、議案第59号についてであります。

収益的収入であります。21款10項20目処理場費には修繕費として120万円が計上されております。これは、老朽化した機械類の修繕費の増額を行うものであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上岡 一行議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上岡 一行議員）

おはようございます。文教経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第55号 さつま町うましき里きららの楽校条例の一部改正について」、「議案第56号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分及び「議案第58号 令和6年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」、以上の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第55号であります。

今回の改正は、さつま町うましき里きららの楽校屋外施設使用料金について、キャンプ利用に関する料金を新たに設定することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。施行日は令和6年10月1日であります。質疑の中で、昨年度のキャンプ場の利用実績についてたどしましたところ、令和5年10月から翌年3月までの実績は、大人568人、子供355人の利用者であった。きららの楽校は今年で5周年を迎え、様々なイベントを実施して、飽きられない施設となるよう努めており、今後はキャンプ場の利用者を増やして、さらなる収益力向上を目指したいということです。

次は、議案第56号の関係分であります。

歳出の6款1項6目農業農村施設管理費には、つるだ特産品販売所自慢館の改修工事費用として1,800万円が計上されております。自慢館は平成12年度に建設され、平成18年度からつるだ特産品出荷協議会が指定管理者として運営を行っているものです。これまで部分的な修繕は実施してきましたが、老朽化のため大規模改修が必要なことから、令和5年度に実施設計業務

委託を行い、今回、工事請負費を計上するものであります。

次に、7款1項7目移住定住促進費には、民間賃貸住宅建設等促進補助金として3,800万円が計上されております。内容は、現在、時吉区内に建設されている民間賃貸住宅2件、28戸分の申請に対する補助金であります。

次に、8款2項2目道路維持費には、町道の維持補修に係る費用として1億3,982万6,000円が計上されております。町道旭松ヶ迫線など、町道の維持補修、道路改良、舗装補修に係る工事請負費のほか、立木等補償に係る経費や公民会による道路維持活動への補助金を計上するものであります。

次に、10款1項2目教育委員会事務局費には、小中学校ネットワークアセスメント業務委託として510万9,000円が計上されております。第2期GIGAスクールが始まり、令和7年度から鹿児島学力・学習調査をタブレット端末にて実施予定であります。児童・生徒が端末を一斉に利用した際、ネットワークに接続しにくくなる状況が発生していることから、問題解決のため、校内ネットワーク環境の構成確認や分析、調査等を行うものであります。

次に、10款5項4目公民館等管理運営事務費には、薩摩農村環境改善センターホールの空調チラー取替え修繕に2,400万9,000円が計上されております。質疑の中で、空調チラーの役割についていただきましたところ、チラーとは水を冷やして温度を調整する装置で、静音性に優れていることから、ホールの空調設備に利用しているとのことであります。

次は、議案第58号であります。

収益的収入については、11款水道事業収益を285万9,000円増額し、収益的支出については、21款水道事業費用を204万円増額しようとするもので、資本的収入については、31款資本的収入を2,323万6,000円減額し、資本的支出については、41款建設改良費を130万9,000円減額しようとするものであります。収益的支出、水道事業費用の21款1項1目原水及び浄水費には、水質検査手数料として308万円が計上されております。質疑の中で、水質検査の内容についていただきましたところ、町内28か所にて有機フッ素化合物に関する水質検査を実施するとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔上圀 一行議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第52号から議案第55号までの議案4件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第52号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」から、「議案第55号 さつま町うましき里きららの楽校条例の一部改正について」までの議案4件を一括して採決します。

議案第52号から議案第55号までの議案4件に対する各常任委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第52号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」から、「議案第55号 さつま町うましき里きらの楽校条例の一部改正について」までの議案4件は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第56号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。本案に対する各委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第56号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第57号から議案第59号までの議案3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第57号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」から、「議案第59号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」までの議案3件について、一括して採決します。

議案第57号から議案第59号までの議案3件に対する各委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第57号 令和6年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」から、「議案第59号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」までの議案3件は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

△日程第9「議案第62号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第9「議案第62号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。

それでは、「議案第62号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」であります。

さつま町議会議員の報酬の額の増額改定につきましては、令和6年6月21日に町議会議長からの申入れを受けまして、その後、さつま町特別職報酬等審議会に対しまして、町議会議員の報酬の増額改定及びその実施時期について、7月23日付で諮問をいたしたところであります。

この特別職報酬等審議会においては、3回にわたり公正公平な見地から慎重に審議をいただきまして、9月6日付で議員報酬の額を27万7,000円にすること、改定後の議員報酬の額については、次期改選後における議員報酬額から適用することが適当である旨の答申をいただいたところであります。

全国的な地方議会議員の成り手不足の深刻化に加え、本町におきましても議員定数の削減などにより、議員一人一人に求められる職責と役割は、ますます重要になってくると考えているところであります。このような中、議員活動のさらなる充実、多様な人材の議会への参画を促すとともに、経済状況や議員の活動量に見合った報酬の額に増額改定することが望ましいと判断をいたしましたことから、特別職報酬等審議会の答申を最大限尊重し、今回、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（富満 悦郎君）

それでは、「議案第62号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第62号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第62号 さつま町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第10「議案第63号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第10「議案第63号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第63号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」であります。これは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、こども課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○こども課長（久保田春彦君）

それでは、「議案第63号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第63号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第63号 さつま町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第１１「議案第６４号 訴えの提起について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１１「議案第６４号 訴えの提起について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第６４号 訴えの提起について」であります。これは、訴えの相手方が再三にわたる旧紫尾小学校校舎の明渡しに応じられないため、訴えにより当該校舎の明渡し請求をするとともに、不法占拠期間中に係る賃貸借料相当損害金を請求しようとするため、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（垣内 浩隆君）

「議案第６４号 訴えの提起について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村 慎一議員

若干補足説明をお願いしたいのが、この校舎内にある植物プラント等が撤去されずに残っているということであります。この撤去の費用を工面できないということで、そのまま放置してあるということなんですが、株式会社未来志向さんが、さつま町だけにこういう負債というか支払いができていないということなんでしょうか。それとも、ほかにもこういう債権の方がいらっしゃるのであれば、植物プラントそのもの、設備備品について差押えをすとか、資金の確保をするといったようなことをしないと、また撤去をするといったようなことで、新たな費用がかかるといったようなことになるんですが、そこらについての見通し、対策、そこについて若干補足して説明いただきたいと思います。

○財政課長（垣内 浩隆君）

相手方の株式会社未来志向につきましては、肝付町の後田というところで所在地があるということでございまして、こちらの現地調査のほうもさせていただいたところでございます。会社の所在地にはプレハブ小屋等がありまして、あるにはあるんですけども、雑草が繁茂したような状況で、人の出入りがあるような状況ではないということで、会社として経営がなされているかどうかというところは不明でございます。

また、賃貸借料相当損害金と合わせまして、明渡しをしていただくというところになります。その上で、明渡しをしていただけない場合につきましては、強制執行という形で、また裁判所につきまして求めていく形になります。その費用等につきましては、強制執行官のほうから示されるものでございますけれども、現状のところでは、その額が幾らになるかというところについては不明なところでございます。

以上でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○中村 慎一議員

大体分かりましたけれども、校舎の中に設備備品がそのままあるということなんですが、私も中のほうを確認したこともございませんし、どういう設備をされていたのかも分からないんですが、設備備品そのものがどういう状況で置かれているのか、その規模等が説明できる場所があればお願いいたします。

○財政課長（垣内 浩隆君）

この植物プラントにつきましては、校舎内に壁を張りまして、密閉されたような空間をつくられております。その中に鉄製の枠が設置されておりまして、その中で栽培をされていたということでございます。非常にたくさんの鉄製の枠が残されたような状況となっております。あと、空調のほうも2台ほどつけられておりまして、そちらのほうもそのままの状態ということになっております。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

こういう契約というのは初めてじゃないかと思うんですが、特に令和4年の11月2日に代表取締役と連絡が取れないという流れの中で、そしてまた片一方、令和5年9月12日に未来志向の取締役の変更登記があったということで、新代表取締役が誕生しているんですが、この新代表の取締役と担当課は面談ができていますか。登記はされているけれども、もう全く新代表とも面談はできていないんですか。その辺りの流れを教えてくださいと思います。

○財政課長（垣内 浩隆君）

新たな代表取締役の方に対しまして、先ほど申しました弁護士事務所を通じまして通知をしていたところでございます。その交渉につきましては、弁護士事務所に返答をしてくださいという形で通知を行っておりますので、さつま町役場としましては直接面談等を行っていないところであります。

○新改 幸一議員

担当課としては面談はしていないと。弁護士さんは、この新取締役の人とは面談ができていますか。

○財政課長（垣内 浩隆君）

弁護士におかれましては、そういった通知をした上で回答をいただくという形でございましたけれども、その回答がない状況でございますので、面談はできていないということになります。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

私、法律は素人ですから、間違った質問をしていたら申し訳ないですけども、1つは前回も申しましたけれども、支払っていただく金額が幾らなのかは分かりませんけれども、少額のときに少額の支払訴訟を起こせば、何千円の訴訟費で裁判所が判断を下してくれるわけですけども、そういう手続はされていませんで、考えられなかったのかなというふうには思いますけれども、仮に、訴訟を起こしまして、今、新改幸一議員からもありましたけれども、仮に勝ったとしても、相手に支払い能力がなければ、全然、町には入らないんじゃないかというふうに私は考えております。そういうのは、ちゃんと想定されて訴訟を起こされたものかどうか、お尋ねします。

○財政課長（垣内 浩隆君）

議員が申されるように、相手方が会社の運営実態がないような状況でございます。そういったところで、差押えをする物品等があるかどうかということも、現在のところは不明でございます。今回、そういった明渡しをする費用部分が残されている物品で賄えればよろしいんですけれども、そういった部分は超えていくことも想定されます。ただ、町としましては、建物を元の状態に返していただく、明渡しをして元の状態に返すということが最大の目的でございますので、そういった費用がかかることも見込まれますけれども、今回、訴えの提起ということで提案させていただきます。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第64号 訴えの提起について」を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第64号 訴えの提起について」は可決されました。

△日程第12「議案第65号 訴えの提起について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第12「議案第65号 訴えの提起について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第65号 訴えの提起について」であります。

これは訴えの相手方が、再三にわたる旧さつま町観音滝公園等の土地及び建物の返還に応じられないため、訴えにより当該土地及び建物の明渡し並びに所有権移転登記手続請求をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、さつまPR課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○さつまPR課長（山口 泰徳君）

それでは、「議案第65号 訴えの提起について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○上久保澄雄議員

令和6年2月20日、この申出の際に双方が合意できるような具体的な内容がなかったんだというふうに明記をされているんですけども、ということは、何らかの提示はあったと。双方で合意ができなかったということは、ここまではというのが何らかあったんじゃないかというふうに思うんですけども、お伺いします。

○さつまPR課長（山口 泰徳君）

相手方とのいろいろなやり取りの中で、施設内に相手方の什器備品等が置いてあることから、その取扱いとか、いろいろ協議をさせていただいたところでございます。ただ、向こうに条件を提示してくださいということでお願いをしましたが、相手方のほうからは、例えば固定資産税相当分を返還するとか、条件についてはそちらで考えて提示してくださいというようなことでありましたので、こちらのほうでは特に公園として利用に供されない地域住民の不安な気持ちのほかに、特に不利益は被っていないために提示ができなかったということでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○古田 昌也議員

結論から言いますと、もう訴訟しか方法がなかったのかというのがまず1点。それと、もう一点ですが、ここまでに至る経緯で、町側としては、誠心誠意ちゃんと尽くして、それで条件が合わなかったと。だからこそ最終手段として一日も早い返還を求める形で訴訟したのか。訴訟理由は書いているんですけども、取りあえずこういう結果になったことに対してどう思うのかと、あともう一点は、町側としては誠心誠意ちゃんと尽くして、相手側と協議をしたのかというのだけお聞かせください。

○さつまPR課長（山口 泰徳君）

相手方との協議についての御質問でありますけれども、令和4年12月23日の休館以降、令和5年3月24日の再開に向けた町長と代表との協議を皮切りに、同代表と副町長との協議、当時の担当課長と協議等を進めてきております。そして、再三の催促によりまして、ようやく令和6年2月20日付で相手方から観音滝を返還する旨の回答書をいただいたところでございます。

また、私がさつまPR課長を拝命した令和6年4月1日以降も協議日程を調整してまいりましたが、相手方が忙しく、なかなか協議に応じてもらえなかったところであります。そうして、ようやく6月10日に株式会社やさしいまちでの協議が実現できまして、観音滝公園を返還するに当たり、条件等あればお知らせくださいということでお願いをしたところでございますが、なかなかその条件を向こうのほうから提示されなかったものですから、今回の提訴に至ったというようなことでございます。

○古田 昌也議員

簡単に言うと、こちらとしては、もうやることはやり尽くしたから訴訟にするということではないんですね。

○さつまPR課長（山口 泰徳君）

そのように考えております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○有川 美子議員

町長にお答えいただきたいと思います。今、回答が課長のほうから説明がありましたけれども、ちょっと私はどうしても気になる点がございます。これまでの町長の答弁の中には、観音滝公園はさつま町にとって観光資源としてなくてはならない場所だというふうに御答弁いただいていたと私は記憶をしております。また、周辺住民の方の不安だけで不利益を被っていないというような、そのような説明に私は到底納得することができません。今回の訴訟に至った経緯には、私どもにも公にできないことがあるかもしれませんけれども、今の不利益を被っていないという点、もう1点、これは返還されてから、観音滝公園を本当にどのようにしていくのか、この点の考えを町長にお答えをお願いします。

○町長（上野 俊市君）

私もこの案件につきましては、副町長時代から携わってきているところでございます。先ほどさつまPR課長からもありましたけれども、これまでに私も誠心誠意を持って交渉に臨んできたところであります。やさしいまちのほうが、あそこの公園をこのような形に変えたいということで相談があり、我々もそういう相談にも乗りながら、本当に相手方の意見等も聞いてしてきたところでありますけれども、結果、なかなかこちらが会社側から提案いただいたことに対して、こちらが提示したことに対して、また納得がいけないというようなことで、なかなかかみ合わない状況が続いてきたところであります。また今回に至っては、もう話もできない状況になってきたところでありまして、今回の訴えの提起となったところであります。この訴えの提起につきましては、とにかく返還をしていただきたいということでの訴えの提起でございまして、この観音滝の関係等につきましては、今、有川議員がおっしゃったように、これは観光基本計画の中にもしっかりと位置づけており、地域の観光の施設でございますので、これについてはしっかりと、返還後においては、また新たな取組を進めていかなければならないと思っているところであります。訴訟の関係等について、どういう形でまた結論が出るのか、いつまでかかるのか分かりませんが、これが返還になった後は、全体のまた新たな計画の見直しというのも必要になってくるかと思っております。その段階で、この観音滝公園の今後の在り方というのは検討していきたいと考えているところでございます。

○有川 美子議員

町長の答弁を聞きまして理解をいたしました。あと1点だけ。この観音滝公園の経緯については、地元の皆様に確か説明をなさったことがあると思いますが、今回、この訴訟という形、今後、説明をする予定があるかどうか、その点を1点お願いします。

○町長（上野 俊市君）

地元では、確か町長と語る会と、それから公民館連絡協議会、そこでも説明はしてきたところでございますけれども、この訴訟になるということは今回が初めてでございますので、今後、どういう形になるかというのは、また弁護士のほうと相談させていただいて、我々が公にできる部分、それから訴訟に関する部分等については、慎重に対応していきたいと思っております。出せるものについては、地元のほうにも情報提供はしていきたいと思っております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○中村 慎一議員

ちょっとよく分からないところがございますので、説明をいただきたいんですが、先ほど具体

的な不利益を被っていないということでの説明がありましたが、ただ、観音滝公園が開園されるに当たって、地域への経済効果とかいったようなところなんかで、普通の訴訟事件であれば慰謝料とかいうような形で請求がされたりするんですが、そこらについての、ある程度の数字的なところは出しながら相手と交渉されなければいけないのではないかなというふうに思うんですが、それについては、内部でそういう協議はされていらっしゃらなかったんでしょうか。

○さつまPR課長（山口 泰徳君）

相手方につきましては、曾木の滝のほうでいろいろ公園の管理等もされているところでございます。町のほうでも、こちらの観音滝のほうでも、譲渡後、ピザ窯を造られたり、いろいろ施設のリフォームをされている部分もありまして、ただ、ちょうど時期がコロナウイルスの蔓延ということで、なかなか来場者も減少していたというようなこともあるようであります。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

株式会社やさしいまちとこういう流れになったということは、大変残念なんですけど、過去には代表者もこの議場に来てもらって、伊佐、さつまを含めて地域活性化になるんだと、いろんな形で期待を相当持った経緯がございます。議会としても、そんなに頑張ってくれるならば、活性化になるから、さつま町のためにもなるんだということで議会も了解をしたところでございます。そういう流れになって、私なんかも、町と株式会社やさしいまちとのトラブルがあるような話も聞く経緯の中で、我々議会としては現場に足を運んで、向こうの社長さんだったか、専務の人だったか、いろいろな説明を受けて、昼食もあそこで取ってきた経緯がございます。そのときに言われた言葉を、今、思い出すんですけれども、さつま町にはだまされたと。一番のネックは温泉の問題じゃないか。そういうところを強く言われたのを思い出します。温泉の発掘がなかなかできないと。そういう流れで、温泉の発掘はできないと、最初に無償で譲渡するときには行政は何も言わなかったと、そういう言い方をされたのを思い出します。ですから、そういうのを思い出しますと、向こう側はそのことが一番元にあるんじゃないかなと私は感じるんですけれども、そこ辺りの考え方というのはどんなふうに持っていられちゃいますか。

○副町長（角 茂樹君）

私は当時の議会のほうで議案を提案させていただきました当時の企画政策課長の立場でしたので、その当時のことをお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今、新改議員が御指摘のとおり、令和元年12月の議会で議決をさせていただいたんですが、その前に仮基本協定、仮の譲渡契約等を結ばせていただいた上で、その段階で、本来であれば土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンであったということについて、我々としてはそこを失念していたと。なかなかそこに考えが及んでいなかったというのは事実でございます。ただ、それについては、議会の議決をいただいた後に、翌年1月15日の日に事務打合せ会の中でそのことが判明をいたしまして、翌月2月14日の日の事務引継ぎの段階で書面と引継ぎのものを持って、ここがレッドゾーンでありますといった話で引継ぎは行ったところでございます。その当時は、それで引継ぎはいったんですけれども、実際、やさしいまちとして事務を進められる中において、具体的に申し上げますと、そうめん流しのところを起点とした温泉施設をやっていきたいというお考えは前々からお伺いしておりましたので、そういったところになればありがたいですということで、こちらもお話をしていた。会長さんの中には、そういった構想がやはりあられたというふうには思っております。ただ、具体的な青写真等は我々もお示しいただいておりませんでしたので、一応、お話だけはお伺いしていたと。そういった中で、引継ぎはやったんですが、それを具

体的に進められる中で、レッドゾーンがどうしても引っかかってきたというようなことで、これはもう話が違ふという御指摘はいただいております。これについては、何回か、こちらとしてもお話をしながら、おわびもしながらやってきたところではございますが、どうしても根本的にそこが狂ってきたということは、主張はずっとしておられることは事実でございます。

○平八重光輝議員

先ほど有川議員が、今後、返還してもらった後の計画をというお尋ねがありましたが、返してもらったとして、無償譲渡する前に一千数百万円の指定管理料を払って、別な業者の方が運営されていたんですが、もし返してもらったときに、もしというか、返してもらうために訴訟を起こすわけですが、固定資産税はもちろんゼロになるわけですが、一千数百万円のお金も使わないで町のほうで運営管理というか、業者でもいいんですが、されて、観光でもいいし、地元の福祉でもいいんですが、それ以上の価値をもってといいますか、使用をするという計画というか、実施設計といいますか、そういうのはあるんでしょうか。

○さつまPR課長（山口 泰徳君）

施設の返還後の取扱いはどうにするのかというような質問になろうかと思います。裁判の判決確定後、返還された後には、取りあえず普通財産として管理して、長年利用に供していなかったため、老朽化もあろうことから、施設の点検を実施し、今後の取扱いをどのようにするのか、庁舎内の政策推進会議等で協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○中村 慎一議員

1つお聞きをしたいんですが、今回、訴えを提起されて、訴訟になったときに、町のほうは明渡し請求をされるといったようなことになりませんが、お話を聞いておりますと、向こうの株式会社やさしいまちのほうは、当初の計画からすると、思いどおりにいかなかった、思ったようにいかなかった、赤字を被ったと。設備投資もしてきたといったようなことで、かえって向こうのほうから、逆にそういう弁済をしてほしいといったような訴えとか、そういったことは想定をされていらっしゃるのでしょうか。そこらについて、若干お考えがあれば御説明をお願いします。

○町長（上野 俊市君）

今回、訴えの提起ということで、明渡し請求と、それからこの登記の変更の訴えの提起をするわけですが、今、おっしゃれたことについては、これは訴訟の裁判の中で、またどういう展開になるか、今後のことだと理解しているところであります。仮定の話のことにつきましては申し上げられないところでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号「訴えの提起について」を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第65号 訴えの提起について」は可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第13「議案第66号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13「議案第66号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第66号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

これは、農地・農用施設災害復旧費に要する経費及び道路橋梁河川災害復旧費、道路維持費、林道施設災害復旧費、公民館等管理運営費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,848万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億5,454万9,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（垣内 浩隆君）

「議案第66号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○有川 美子議員

1点確認をさせていただきます。議案説明資料の9ページ下段に、社会教育課のほうから鶴田中央公民館の空調設備のダクト修繕が出ておりますが、こちらのほうの金額ということではなくて、今さつま町全体で今回予算がされております薩摩の改善センターのチラとかですね、あと今ひまわり館の方も会議室とかが借りることができない状況になっておりますので、この鶴田中央公民館の空調設備のほうは、修繕の間に設備が借りられないとか、そういったことが発生するでしょうか。

○社会教育課長（中村 英美君）

鶴田中央公民館の使用の件での御質問かと思えますけれども、今ダクトの中身のほうが老朽化で破損しておりますので、その間、修繕をする間ですね、使用のほうというか、ホールのほうの空調は使えない状態ではございますけれども、使用自体はできる形ではございます。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第3項の規制によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第66号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第66号 令和6年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第14「議案第67号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14「議案第67号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第67号 令和6年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、総務一般管理費に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８２万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８億２,１４４万２,０００円とするものであります。

内容につきましては、ほけん福祉課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○ほけん福祉課長（甫立 光治君）

「議案第６７号 令和６年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第６７号は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第６７号 令和６年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第６７号 令和６年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第１５「議案第６８号 令和５年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第１６「議案第６９号 令和５年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、日程第１７「議案第７０号 令和５年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１５「議案第６８号 令和５年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、日程第１７「議案第７０号 令和５年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」までの議案３件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第68号から議案第70号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第68号 令和5年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、同条第3項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

令和5年度、国におきましては経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針により、新しい資本主義へ課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済の実現を掲げ、成長と分配の好循環に向けた重点的な取組がなされました。

また、歳入面では、地方の安定的な財政運営に必要な財源について、前年度の水準を下回らないとすることを基本とした地方財政対策が講じられたところであります。

本町の令和5年度当初予算につきましては、新型コロナウイルス感染防止とウイズコロナ・アフターコロナの社会及び人口減対策を意識し、未来への投資、選択と集中、努力が報われる政策、この3つの項目を念頭に予算編成に取り組んできたところであります。

今後も、行政改革大綱を基本に、事務事業の実施方法や内容、優先度、住民ニーズ等を検証しながら、目的や成果に照らし合わせて既存事業を見直すなど、持続可能な行財政の運営に努めてまいります。

そのため、引き続き議会をはじめ町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げるところであります。

それでは、各会計の決算状況について申し上げますけれども、まず一般会計でございます。

令和5年度の決算は、物価高騰対策支援に係る給付金などにより歳入歳出決算額がともに前年度を上回ったところであります。歳入決算額は182億7,921万5,000円となり、前年度に比べ14億8,242万3,000円、8.8%の増となっております。

また、財源内訳では、町税や分担金及び負担金、使用料及び手数料など、自主財源の全体に占める割合が30.5%、また地方交付税や国県支出金などの依存財源は69.5%で、自主財源比率の全体に占める割合は低く、依然として国、県などへの依存財源の割合が高い状況にあります。

歳出決算額は169億601万3,000円となり、前年度に比較しまして13億8,539万7,000円、8.9%の増となりました。歳入決算額を性質別に見ますと、主なもので災害復旧事業費や交際費等が減少した一方で、宮之城総合体育館空調設備改修等の普通建設事業費、物価高騰対策に係る給付事業の扶助費等が増加しているところであります。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は13億7,320万2,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源1億4,309万7,000円を差し引いた実質収支は、12億3,010万5,000円の黒字となったところであります。

次に、特別会計につきまして、まず国民健康保険事業特別会計であります。

歳入決算額29億9,593万4,000円、歳出決算額28億4,753万5,000円、差引き1億4,839万9,000円の黒字となっております。

歳出決算額は、対前年度比較で845万3,000円、0.3%の減となっており、うち保険給付費の総額が21億4,689万7,000円で、歳出全体の75.3%を占めており、前年度と比較して2,735万円、1.3%の増となったところであります。

今後とも引き続き各種健診等による生活習慣病の早期発見から早期治療につなげ、さらに被保険者の生活改善につながるような個別面接型の保健指導を実施し、重症化予防に努めてまいります。

す。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。

歳入決算額が3億7,058万1,000円、歳出決算額が3億7,009万8,000円、差引き48万3,000円の黒字となっております。

歳出決算額のうち、後期高齢者医療広域連合納付金が3億5,897万7,000円で、歳出全体の97.0%となっているところであります。

次に、介護保険事業特別会計でございます。

歳入決算額が33億8,606万2,000円、歳出決算額31億7,620万円、差引き2億986万2,000円の黒字となっております。

歳出決算額は、対前年度比較で1億1,381万1,000円、3.5%の減となっており、うち保険給付費の総額が27億9,995万8,000円で、前年度と比較して5,187万2,000円、1.8%の減となったところであります。

また、介護認定者数につきましては1,639人で、第1号被保険者の認定率が20.0%となり、前年度と比較しまして0.1%の増となっております。

今後におきましても、給付の適正化や介護予防・日常生活支援総合事業などの充実を図りながら、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりの推進に努めてまいります。

最後に、農業集落排水事業特別会計であります。

歳入決算額が7,710万1,000円、歳出決算額が3,500万円、差引き4,210万1,000円の黒字となっております。これは、令和6年度より公営企業会計へ移行することに伴い、地方公営企業法施行令第4条第1項の規定に基づき、法の適用の日の前日をもって打ち切り決算となったことにより、3,060万7,000円の歳出未払額が生じ、企業会計へ引き継いだことによるものであります。

また、令和5年度中の加入戸数は419戸で、前年度に比較しまして10戸の増となっております。今後におきましても、加入促進を図りながら区域内の水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

なお、令和5年度の具体的な施策成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明書のとおりでございます。

続きまして、「議案第69号 令和5年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」であります。

上水道事業では、年度末現在、給水人口が1万7,691人で、前年度に比べ365人の減、年間総給水量は197万837立方メートル、5万2,193立方メートルの減となっております。

経理の状況では、収益的収支において収入総額が3億8,249万6,000円、支出総額が3億9,551万7,000円で、差引き1,302万1,000円の純損失となったところであります。

令和5年度の純損失額は、前年度に比べ395万円増加しておりますが、水道施設の維持管理経費や減価償却費など固定的な経常経費に対し、給水人口の減少による水道料金の収入の減少が大きな要因と分析しているところであります。

資本的収支においては、収入総額3,619万9,000円に対し、支出総額2億1,888万2,000円で、不足する額1億8,268万3,000円につきましては、損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び消費税調整額で補てんしているところであります。

主な施設整備としまして、県道宮之城祁答院線の道路改良に伴う配水管更新のほか、上向水源

地送水ポンプ取替えなど機械設備の更新にも努めたところであります。

また、国の電源立地地域対策補助金を活用し、母ヶ野水源地に非常用発電装置を、川口配水池に残留塩素計を整備し、安心、安全な水の供給に努めたところであります。

次に、「議案第70号 令和5年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」であります。

当年度の未処分利益剰余金1,878万8,521円は、令和5年度の決算におきまして資本的支出に対し、資本的収入が不足する分の補てん財源としまして、減債積立金1,392万7,327円、建設改良積立金を486万1,194円使用したため、使用後の未処分利益剰余金を資本金へ組み入れようとするものであります。

また、令和5年度決算で生じた未処理欠損金1,302万903円の処理につきましては、利益積立金279万5,921円、建設改良積立金1,022万4,982円を充当しようとするものであります。

水道事業につきましては、給水人口は年々減少し、反面、施設は老朽化が進む中、経営環境は厳しくなる傾向にございますけれども、効率的な事業経営の推進により、安全、安心な水の安定した供給に努めてまいります。

ただいま御説明いたしました議案のうち、議案69号につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき監査委員の審査に付し、同条第4項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

また、議案第70号につきましては、地方公営企業法第32条第2項及び第32条の2の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、令和5年度各会計決算の概要を申し上げましたけれども、これら各種の事業によりまして、住民福祉の向上及び社会資本の整備並びに水道事業の健全経営に努めてきたところであります。

最後に、議員各位の御理解と御協力に対し深く感謝を申し上げますとともに、併せまして、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、議案第68号から議案第70号までの議案3件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○柏木 幸平議員

ここで、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第68号から議案第70号までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま柏木幸平議員から、議案第68号から議案第70号までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

「議案第68号 令和5年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、「議案第70号 令和5年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議を議題として採決します。

お諮りします。この動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第68号 令和5年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、「議案第70号 令和5年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議は可決されました。

お諮りします。決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、新改幸一議員、平山俊郎議員、橋之口富雄議員、新改秀作議員、平八重光輝議員、有川美子議員、古田昌也議員、岸良光廣議員、以上の8人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8人の決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

これより、決算特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、決算特別委員会において互選することになっております。

さらに、同条第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にないときは、議長が委員長の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから決算特別委員会を招集します。委員会の場所を第2委員会室と定めます。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時27分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定したので、通知を受けましたので報告します。

委員長に新改秀作議員、副委員長に古田昌也議員、以上のとおりであります。

△日程第18「報告第7号 令和5年度さつま町農業集落
排水事業特別会計継続費の精算報告について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第18「報告第7号 令和5年度さつま町農業集落排水事業特別会計継続費の精算報告について」の報告を議題とします。

報告について、内容の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「報告第7号 令和5年度さつま町農業集落排水事業特別会計継続費の精算報告について」であります。

これは、令和3年度に継続費を設定した公営企業会計整備事業が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○町民環境課長（松山 和久君）

それでは、「報告第7号 令和5年度さつま町農業集落排水事業特別会計継続費の精算報告について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

△日程第19「報告第8号 令和5年度健全化判断比率の報告について」、日程第20「報告第9号 令和5年度資金不足比率の報告について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第19「報告第8号 令和5年度健全化判断比率の報告について」及び日程第20「報告第9号 令和5年度資金不足比率の報告について」の報告2件を一括して議題とします。

各報告について、内容の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、報告第8号及び報告第9号を一括して提案の理由を申し上げます。

「報告第8号 令和5年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第9号 令和5年度資金不足比率の報告について」であります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を同法第22条第1項の規定に基づき資金不足比率を公表しようとするもので、いずれにきましても監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（垣内 浩隆君）

「報告第8号 令和5年度健全化判断比率の報告について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（垣内 浩隆君）

「報告第9号 令和5年度資金不足比率の報告について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで報告2件を終わります。

△日程第21「所管事務調査報告の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第21「所管事務調査報告の件」を議題とします。

文教経済常任委員会が調査中でありました事項について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

〔上圀 一行議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上圀 一行議員）

文教経済常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

令和6年8月8日から9日にかけて、熊本県大津町においては企業誘致の取組について、熊本県甲佐町においてはふるさと納税の取組について調査を実施いたしました。

まず、大津町は熊本市と阿蘇山の中間に位置し、面積99.10平方キロメートル、人口は約3万6,000人で、サツマイモの生産量は熊本県トップを誇ります。また、本田技研工業熊本製作所をはじめとした企業の城下町、熊本市のベッドタウンとして、人口は30年以上増加傾向にあります。

近年は、隣接する菊陽町に台湾の半導体メーカーTSMCの子会社、JASM熊本工場が建設されたことから、関連企業の進出が相次ぎ、2024年1月に国土交通省が発表した公示地価では、全国1位の上昇率となりました。

令和3年11月のTSMC進出公表以来、大津町への進出、増設企業は30社以上、投資総額は300億円を超え、物流倉庫等も含めると約4分の3が半導体関連企業であり、新規の雇用者は1,000人以上となる見込みです。

一方で、交通渋滞、地下水問題、住宅価格の高騰など新たな課題も生じており、今後、公共交通の充実、道路整備、地下水の涵養などの対策を講じていくとのことであります。

大津町では、企業誘致のための専門部署を設置しており、企業誘致業務、異業種交流会や企業連絡協議会の運営、工業団地の整備などを行っています。

また、金融機関や不動産業者との官民連携による企業誘致パートナー制度を活用し、大津町に進出したい企業を町全体で支援する体制の構築を目指しているとのことであります。

半導体関連の企業誘致では、一定規模の土地を確保した上で、水・人・電気の環境整備により優位になりますが、海外企業であるTSMCの進出の場合、意思決定にスピード感が要求されたため、国や熊本県と十分に連携して対応したことが功を奏したとのことであります。

大津町では、新たな用地取得の需要が高まっていますが、既に工業団地の区画が満杯となっていることから、近接地に新しい工業団地を整備し、今後の企業誘致に対応していくとのことであります。

次に、甲佐町は熊本県のほぼ中央に位置し、面積57.93平方キロメートル、人口は約1万人で、町の中央を一級河川である緑川が貫流する自然豊かな景観に恵まれた町であります。

甲佐町のふるさと納税の取組については、令和2年度から件数、金額とも急増しており、令和

5年度実績では寄附件数20万8,060件、寄附金額28億7,954万3,500円、熊本県内で1位となっております。

甲佐町では、ふるさと納税制度開始当時は総務課の業務として、電話や窓口にて寄附の受入れ業務を行っていましたが、その後、役場から民間へ業務委託することになり、所管も総務課から地域振興課へ変更されました。

現在の中間事業者は、地元業者と一緒に甲佐町の返礼品開発に取り組んでおり、お米・馬刺し・焼き鳥・水などラインナップの充実を努めています。特にお米の「甲佐の輝き」は人気の返礼品になったとのことであります。

また、甲佐町では多くのふるさと納税ポータルサイトを活用していますが、中間事業者は寄附された方に対してきめ細かな対応をしており、その結果、リピーターの割合も増加しているのではないかと分析されていました。

今後は、寄附金額30億円を目標として、担当課・中間事業者・地元事業者が一緒になって新しい人気返礼品の開発に取り組みたいとのことであります。

今回の調査を通じて、大津町と甲佐町の取組はそれぞれ地域の特性を生かし、効果的な政策を展開していることが明らかになりました。

大津町では、企業誘致は短期決戦との信条を持ち、企業を町ぐるみで支援する体制の構築、新たな工業団地や交通インフラの整備、将来の土地利用計画まで企業誘致のために万全の準備が進められており、改めてこれらの必要性について重要であると考えます。

また、甲佐町では風光明媚な地域景観の下に、特徴的なまちづくりが進められ、阿蘇の赤牛や天然水、熊本県産のお米といった地域の特産品をうまく活用している点がすばらしく感じられました。中間事業者を中心としたふるさと納税への取組もうまく機能している点は、称賛に値すると思われま。

なお、今回の調査において、企業誘致及びふるさと納税を所管しているさつまPR課の担当職員も同行し、短時間ではありましたが、視察先の取組内容について意見交換を行っております。

視察した2自治体の活動内容については、課内でも十分に情報共有を図りながら、本町の施策に活用できるものは積極的に取り入れるなど、今後の取組に反映できることを期待するものであります。

以上、調査の概要を申し上げ、所管事務調査の報告といたします。

〔上圀 一行議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、ただいまの文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、所管事務調査報告を終わります。

△日程第22「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第22「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思ひます。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

△日程第２３「閉会中の継続審査・調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第２３「閉会中の継続審査・調査の件」を議題とします。

各委員長から会議規則第７５条の規定によってお配りしました申出書の各事項について、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定します。

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和６年第３回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１１時４３分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 上久保 澄 雄

さつま町議会議員 川 口 憲 男